HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国有林野の地元利用と育林労働組織の展開構造：委託林制度の史的分析
Author(s)	菊間, 満; KIKUMA, Mitsuru
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 37(2), 479-608
Issue Date	1980-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21033
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(2)_P479-608.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

国有林野の地元利用と育林労働組織の展開構造*

—— 委託林制度の史的分析 ——

菊間　満**

Local Use and Developmental Structure of Afforestation Labor Organization in the National Forest*

—Historical Analysis of Consigned Forest System—

By

Mitsuru KIKUMA

目　次

はしがき …… 481
序 …… 482
1. 課題と方法 …… 482
2. 論述の方法と内容 …… 483
第1章　育林労働力の再生産と委託林制度 …… 486
第1節　地元施設と委託林制度の展開過程 …… 486
1. 委託林制度を中心にした地元施設制度の展開過程 …… 486
2. 委託林制度と簡易委託林制度の段階的，地域的性格 …… 489
第2節　戦前期国有林育林事業の実行形態と地元施設 …… 496
1. 第1期（独占資本主義の確立～全般的危機） …… 496
2. 第2期（全般的危機～昭和恐慌期） …… 497
3. 第3期（準戦時体制～敗戦後） …… 497
第3節　国有林野政策と委託林制度研究史の展開 …… 498
1. 委託林制度把握方法の時期区分 …… 498
2. 各時期の特徴 …… 499
補　節　雇役制度（Отработчная система）に関する分析と適用の意義および限界 …… 505
1. 雇役＝封建地代の理解 …… 505
2. 雇役＝資本主義的賃労働の理解 …… 507
3. 国有林経営の資本主義発展への適用の意義と限界 …… 507

* 1979年7月31日受理

** 北海道大学農学部林政学教室

** Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

第2章　林野利用制限の開始と慣行特売制度および育林労働組織の形成
(明治39年～大正12年) …… 509
第1節　秋田営林局における育林労働力と委託林制度の地域性 …… 509
1. 秋田営林局における地域性 …… 509
2. 角館営林署管内の地域概況と委託林制度 …… 513
第2節　寄生地主制確立期における農民層分解と林野利用 …… 518
1. 農民層分解の状況と林野利用 …… 518
2. 国有林地元農家の林野利用 …… 520
3. 特別経営事業と林野利用の制限 …… 523
第3節　慣行特売制度と育林労働組織の形成 …… 527
1. 施業案と慣行特売制度 …… 527
2. 慣行特売制度の経済的実態 …… 527
3. 慣行特売契約に表われた諸関係 …… 532
第4節　特別経営事業期における育林事業の実行形態 …… 533
1. 国有林経営事業の実績 …… 533
2. 部落における請負事業形態 …… 534
3. 育林労働の形態と内容 …… 535
4. 育林労働力の質と技術 …… 536
第3章　林野利用制限の修正と委託林制度および債務弁済的労働関係の確立
(大正13年～昭和8年) …… 539
第1節　寄生地主制展開期における農民層分解と林野利用 …… 539
1. 農民層分解の広範化と林野利用 …… 539
2. 林野利用制限の修正と林野利用の「拡大」および薪炭生産の伸長 …… 540
第2節　委託林制度による制限の修正と部落請負的育林労働組織の展開 …… 542
1. 施業案と委託林制度 …… 542
2. 委託林制度の経済的実態 …… 544
3. 委託林契約に表われた諸関係 …… 548
第3節　育林請負と委託林組合および委託林総代 …… 551
1. 請負形式と委託林総代 …… 551
2. 委託林総代と村落構造 …… 552
第4節　育林事業定着期の事業実行形態と委託林設定目的の変化 …… 554
1. 国有林経営事業の実績 …… 554
2. 育林労働の形態と内容 …… 557
3. 育林労働力の技術の上昇 …… 558
4. 地元農家の経済構造 …… 558
5. 委託林設定目的の変化 …… 561
6. 林道など土木事業の拡大 …… 564
第4章　林野利用の上からの多様化と簡易委託林制度および育林労働組織の再編
(昭和9年～昭和26年) …… 566
第1節　戦時経済下の林野利用の上からの多様化と農民層分解 …… 566
1. 農民層分解の広範化と経済更生運動および東北振興策 …… 566
2. 経済更生運動と林野利用の上からの多様化 …… 567
第2節　簡易委託林制度と育林労働組織の再編成 …… 569
1. 施業案と簡易委託林制度 …… 569

2. 簡易委託林制度の経済的実態 …… 569
3. 簡易委託林契約に表われた諸関係 …… 573
第3節 育林事業の縮小と債務弁済的労働関係の「近代化」 …… 576
1. 国有林経営事業の実績 …… 576
2. 育林労働の形態と内容 …… 580
3. 育林労働力の専業化傾向と債務弁済的労働関係の「近代化」 …… 582
4. 地元農家の出役の階層性 …… 583
第5章 共用林野制度への再編と債務弁済的労働関係の解体および新たな請負事業体の育成（昭和27年～昭和52年）—戦後過程に関する試論— …… 587
第1節 農地改革と共用林野制度への再編 …… 587
1. 昭和20年代の林野利用 …… 587
2. 共用林野制度への再編と育林労働組織の変化 …… 592
第2節 「部落請負」的労働組織の現状と問題点 …… 595
1. 拡大造林と請負組織の育成 …… 595
2. 請負事業体の現状と部落組合の位置 …… 595
3. 角館営林署の請負事業体 …… 597
第3節 共用林野制度の現状と問題点 …… 599
1. 共用林野利用の停滞の現状と問題点 …… 599
2. 共同作業組織の解体 …… 600
3. 薪炭共用林野の部分林への転換 …… 601
4. 国有林地元利用の現況と新しい利用要求 …… 603
引用および参考文献 …… 604
Summary …… 607

はしがき

卒業論文（「県行造林資本の土地所有者に与える影響」『林業経済』第297号，1973年7月，として公表）から始まり，修士論文（「国有林経営における造林労働組織と委託林制度—秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして—」『北海道大学農学部演習林研究報告』第33巻第2号，昭和51年，として公表），そして今回の報告につながる私の拙い研究の展開は，意識するしないに関わらず，共同体の解体・再編過程の分析に視点が置かれていたように思う。一貫しているとはいい難いが，そこに流れている問題意識を私なりに整理してみると，この過程を単に地主対農民という生産関係を基軸にした林野利用そして入会問題だけに限定して，歴史固定的に把握するのではなく，共同体的な労働組織，それらの物的基礎である共同体的土地占有と利用，すなわち共同体の構造の資本による解体と再編成つまり新たな生産関係（様式）の形成過程として，歴史発展的に分析すべきである，というように考えられる。ところで，私の狭い視角からしても林業経済研究の従来の共同体や共同体労働研究は，戦後の農・山村社会の民主化を基底においた共同体に関する理論的研究の成果，そして農村社会学などとの関わりでどう位置づけられるのかが明確でなく，また極論すれば，段階論的視角や共同体存在の物的根拠を何に求めるのか，という点でかなり不鮮明な点や理論的な混乱があるように思える。この

不鮮明な点や理論的な混乱が，現在どのような意味をもち，今後どのように展開してゆくのかについては殆んど整理できていないが，この報告自体はその点を意識して書かれたものである。

しかしながら，内容は報告者の意図どおりとはいい難い面を多分に含んでいる。不満足な点や必ずしも確信をもてない点は少なくない。これらの点は，今後研究を進める過程で多方の厳しい御批判を頂き訂正し，研究を発展させてゆきたい。その意味では，この報告は今後進める，山村の現状と実態分析をふまえた共同体と労働力および労働組織研究についてのワン・ステップにしかすぎないし，研究生活の出発点にあたるものである。

本報告をとりまとめるにあたり，調査について御協力頂いた地元関係者の皆様，秋田営林局，角館営林署，秋田県庁，秋田県立図書館，農業総合研究所積雪地方支所の皆様および関係各位の皆様に深く感謝し，あらためて御礼申し上げたい。最後に，北海道に学びながら殆んど東北地方ばかり歩いていた，私の大学院6年間の拙い研究生活に，終始暖い御指導を頂いた北海道大学農学部林政学教室，小関隆祺教授，霜鳥　茂助教授，石井　寛助手，同森林経理学教室，谷口信一名誉教授，大金永治教授および両教室の教官各位の皆様，山形大学農学部林政学教室，有永明人助教授に深謝したい。

なお，本報告は「北海道大学審査学位論文」である。

序

1. 課題と方法

1) 課　　題

本研究の第1の課題は，戦前期の国有林経営の，とりわけ育林過程における委託林制度などの地元施設をてことした労働力調達機構の，半封建的な性格とその確立および解体・再編の過程について実証することである。具体的には，林業に特有ともいえる共同体的な労働組織の分析が中心となる。そして，その分析は当然のことながら，育林事業実行形態の変化と部落請負組織の展開過程を，とくに村落内のヒエラルヒッシュな土地利用（委託林）に留意しつつ明らかにすることに，力点がおかれるべきである。第2は，戦前の半封建的育林労働組織が，戦後の一連の上と下からの民主化により解体し，新たな請負事業体「資本」が村落構造の「機能集団」化が進む中で，形成されてきていることを，実証することである。そして，それは同時に，国有林地元農家による委託林（昭和26年以降共用林野制度）利用の戦後過程と現在の問題点について考察する中で，委託林利用をめぐる共同作業組織が殆んど解体している今日，地元経済の再構成のために，国有林地元施設と国有林経営の果すべき役割について分析することと不可分に結びついている。第3には，第1，第2の点と関わって，物権（官有地入会）から債権（委託林）という法形式上の「近代化」が，内実は必ずしも「近代化」ではなく，地元農民にとっては逆であり，片務的性格の拡大があったことを明らかにすることである。この点は，「土地利用の高度化」を謳った現在の共用林野制度についての解釈とも関係し，国有林と地元との真の意味で

の近代的な法律関係はどうあるべきかの問題に連なる。また，これは官有地入会権の変化過程の現況についての考察とも関係する。

2) 方　　法

以上の課題を明らかにするために，本報告では戦前期国有林地元施設の典型ともいえる委託林制度を，国有林経営および育林労働組織の展開構造と関連させて分析した。この際には，封建地代から資本主義的地代への移行期の過渡的地代ともいえる雇役制度（地代)=債務弁済的労働の見解に基本的に依拠し，雇役制度との関連性および異質性に留意しつつ考察を進めた。これは，今までの委託林制度に関する研究と学説などを整理する中でこの方法に達したものである。また同時に，林業経営の発展過程における「2つの道」に，つまり地主経営（国有林）と農民経営（「盗伐」などの林野利用）の対抗関係に重点を置いて，地元農家の林野利用の分析と育林労働力析出の過程を明らかにした。

最後に共同体を，どのように理解するのかが明確にされなければならない。共同体はその内部にヒエラルヒッシュな分業と協業という共同労働組織を含むが，その物的基盤は共同体成員が一定の土地に対して，広い意味での「占有」の関係にあるからである（例えば，マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』，大塚久雄『共同体の基礎理論』など)。したがって，共同労働組織の存在のみをもってして，共同体の存在を認めるような「短絡」した方法はとらない。また，この「短絡」した方法は，共同体的な共同労働でさえも，資本の労働過程（剰余価値形成過程）に入るやいなや，資本主義的な分業と協業に転化するという認識が欠落していることによるものといえる。また同時に，共同体労働組織内部でのヒエラルヒッシュな関係，つまり支配と非支配の関係の分析も，上述の点に関わって重要である。

2. 論述の方法と内容

1) 論述の方法

主たる調査対象は，秋田営林局角館営林署管内の委託林制度である。また，隣接する生保内営林署，さらに横手営林署についての報告なども検討し，事例として引用している。

つぎに，時期画期は主に角館営林署の経営の変化と地元施設制度などの推移とにより，第1期（明治39年～大正12年)，第2期（大正13年～昭和8年)，第3期（昭和9年～昭和26年)，第4期（昭和27年～昭和52年）とした。第4期については，目次上では特に区分していないが，「高度成長」前後の変化に留意して記述した。

また分析資料の多くは，委託林制度に関する拙稿（「国有林経営における造林労働組織と委託林制度―秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして―」『北海道大学農学部演習林研究報告』第33巻第2号，昭和51年）によっているが，つぎの点を新たに分析した。第1に統計分析により委託林設定と義務出役の相関を地域的に明らかにした。第2に，特別経営事業期における請負事業実行形態が，委託林設定時とは異なることを明らかにした。第3に，委託林利用と義務出役をめぐる農民層の格差に注目し，委託林総代を頂点とする村落内の

ヒエラルヒーについて明らかにした。第4に，戦後改革により従来のヒエラルヒーが逆転し，総代は請負事業の労働過程からの撤退を余儀なくされ，新たな部落請負事業体が拡大造林の中で，国有林によって形成されたことを明らかにした。第5に，現在の薪炭共用林野の動向にふれ，部落秩序に基づく共同作業組織が，解体しつつあることを明らかにした。

2)　論述の内容

まず，統計分析によれば，昭和26年では薪炭材原木の払下げなどを目的にした普通委託林の地域的分布の中心は東北地方であり，青森・秋田両営林局で全国面積の8割をしめている。山菜，草，きのこなどの副産物払下げを目的にした簡易委託林は，前者に比して両営林局への集中度は約6割と低位である（第1章第1節）。また，普通委託林は秋田営林局を例にとれば，大半が山形県，秋田県南部の旧製薪炭地域に集中している。しかし，簡易委託林の分布は両県にわたってほぼ均一である。ところで，昭和10年度の育林（造林）労働力兼業率と国有林面積にしめる委託林面積率を営林署単位にとり，両者の相関を求めると，前述の山形，秋田南部の2地域，とくに角館営林署で最も高いことが判明した（第2章第1節）。

（第　1　期）

委託林制度は国有林野内の一部の林野の保護を国家が地元部落（大字）に委託し，地元部落の農民はその保護の代償として，一定の林産物を無償または低価格で購入するという委託契約が中心となっていた。この制度は，一面封建的林野領有制度の継承物でもあるが，現実には明治32年の国有林野法で初めて成分化された（第1章第1節）。しかし広範に設定され始めるのは，大正9年（「委託林設定方針」）以降であり，それまでは地元部落に対する稼業用を大宗とする薪炭材原木などの払下げは，全額有償の慣行特売制度によっていた。ちなみにこの制度は，林野利用を制限された地元農家にとって，国有林野で唯一農民に「解放」された存在であった。ところで，この期の育林事業（特別経営事業）の実行形態は村落内有力者による人夫供給請負が多く，部落秩序を利用した部落組合請負は殆んどなかった。出役労働も造林が中心でまた大半が日給制であり，したがって出役も義務的色彩は薄かった。慣行特売制度も，森林盗伐対策の色彩が濃厚であった（第2章）。

（第　2　期）

前期の方針を変更し，国有林は林業利用に限定した地元利用の拡大を図ることになった。ところで，大正後期から昭和初期にかけて国有林では，特別経営事業の後をうけて択伐天然更新地への植込み，造林地への積極的な撫育などをとりいれた，より労働集約的な経営が展開した。委託林制度は，この集約な経営を支えた低賃金育林労働力の調達・再生産機構としての役割を果したが，他面山村の地主制を村落秩序を再強化することで修復する機能も果した。農繁期の「経済外的強制」ともいえる低賃金の義務出役は1戸あたり年間30～40日位であった。この義務出役は，委託林の薪炭材払下げ（自家用のみ半額無償）による上から作られた「恩恵と義務」意識に基づいていた。調査地では薪炭材年間必要量の約8割を国有林に依存し，木炭

価格の高騰による薪炭原木の高騰と部落有林の植林による原木不足下，豪雪地という条件では委託林の薪炭原木は不可欠であった。このほかにも柴，草などを採取し，委託林なしに殆んど地元農民の生活はありえなかった。国有林は「恩恵と義務」という関係の仲立として，部落上層の一握の農民を委託林総代として直接把握し，村落共同体秩序を利用して間接的に部落民を支配した。委託林総代は調査地では主に，農地耕作1～2町層の自小作農家，本家筋であり，村落内で相対的に高い地位にいた（第3章）。

しかし，戦後の農地改革による農・山村社会の民主化，国有林造林事業の直営直用化により，義務出役請負人（委託林組合の代表者としての）の地位を失い，現在の国有林造林請負事業体にも殆んど参加せず，主に農業専業化している（第5章）。戦後において，その地位は失墜したものの，当時の委託林総代は払下げ薪炭材の分配，出役労働の配分，賃金の配分などを行ない，実質的な国有林最末端のエイジェントであった。委託林はこのような「古い関係」の物的基盤となっていたが，この物的基盤を基礎に部落請負事業体がこの期に確立し，育林の功程も上昇した。育林事業は下刈などの撫育が中心で，したがって日給より，出来高制がふさわしかった。他面，委託林制度の森林盗伐対策的な地主的性格は，薄らいでいったが義務出役＝債務弁済的労働関係と労働組織は一定程度の確立をみた（第3章）。

（第 3 期）

簡易委託林制度は，昭和10年に経済更生運動の一環として開始され，この制度によって国有林野利用は面積的にもさらに拡大し，多様化された。しかし，その拡大も農民の利用権を認める方向では決してなく，その規制は戦争遂行のための地元支配機構（部落組合の「行政補助組織化」）として以前よりも厳しくなったといえる。とはいえ，労働力調達機構としての性格は，既に委託林のある地元では極めて希薄であり，委託林とはちがって設定が旧慣縁故にとらわれず，行政単位に行なわれるなど，戦後の共用林野制度の前身ともいうべき制度である。育林労働（義務出役）は，戦時の労働力不足により，山村の日雇層の増加などによる一定程度の専業化と「近代化」を示し，義務的色彩はやや薄らぐが，その「近代化」には限界があった。また，国有林の育林事業はこの期には戦時増伐により破綻した（第4章）。

（第 4 期）

昭和26年の国有林野法改正により，委託林制度は共用林野制度に再編され，保護委託による出役は契約上からは消え，いわば半封建的諸関係は「近代化」された。だが，共用林野をめぐる半封建的諸関係の遺制としての「古い関係」は，薪炭生産の崩壊する1960年代初頭まで続いた。1960年代初頭以降，国有林の拡大造林により地元町村での請負事業体「資本」の育成が進行するが，請負事業体の担い手となったのは，従来の村落内の「下層農民」である元国有林定夫，薪炭農民，薪炭業者などであった。また他方，国有林作業員も「下層農民」から形成され，委託林総代などの「上層農民」は締め出された。「下層農民」の常用労働者による「上層農民」の日雇労働者に対する作業指揮が現場では行なわれるなど，戦前の農・山村ヒエラル

ヒーに基づく労働組織秩序の逆転がおこったといえる。

1960年代初頭以降，薪炭生産の崩壊，出稼の増加，共用林野設定地の奥地林化，農家の農業経営と生活様式の変化などが進行する中で，薪炭共用林野の利用が停滞してきている。また一方，部落秩序に基づく共同作業組織も，払下げ地の「割山」，伐出作業の個人化が進む中で共同作業が減少し，従来の共同作業組織は解体しようとしている。薪炭共用林野未利用地に対しての造林を，国有林は部分林化により推進しようと意図しているが，必ずしも進展はしていない。また部分林化についても，上層農家はこれを望むが下層農家は望まず，意思一致が薪炭共用林野組合としてできない例もある。このように，薪炭共用林野に対する，新しい強い利用要求は，部落秩序の解体の中で，地元農家にも現在のところ見出されないように考えられる。しかし，これは利用要求（大規模草地造成などの新しい地元問題と薪炭共用林野などの古い地元問題に基づく2つの要求）に対する方向性が与えられていないため，自主的に要求が組織化しえないためであり，いまなお国有林野利用に対する要求は伏在している。いわば日本農業の土地問題の一環をなすものとしての国有林の地元問題は，未解決であるといえよう（第5章）。

第1章　育林労働力の再生産と委託林制度

第1節　地元施設と委託林制度の展開過程

1.　委託林制度を中心にした地元施設制度の展開過程

委託林制度と簡易委託林制度の両者をあわせて委託林制度とは，「現行共用林野制度の前身であり，いわゆる広い意味での戦前期地元利用施設（委託林・部分林・地元交付金等）の一環をなすもの」[1]であり，それは国有林地元農家の農業経営と林野利用とも大きく関わり，存在してきたものであった。この制度は，「明治初年に行なわれた土地官民有区分にはじまる国有林野の形成によってその後しだいに地元農民の山林利用が排除されてきたために，いわばその代償として農民の国有林野の利用，産物採取を認めたことにはじまるものである」[2]とされている。このように，明治維新以降の国有林野制度の展開の中に，委託林制度はその本質を置くものであり，ひとまずそれは資本主義的林野制度と考えられるものであるが，この制度は封建的林野制度の直接的な残存物でもあることが多い。この点について服部希信* は，つぎのように指摘している。

> *　「藩制時代には藩有林を地元村民の見継（管理・保護）に委ねその報償として自家用薪炭材又は柴草などを無償にて採取せしめた場合があった。この制度を伝承したものが現行委託林制度である」[3]（傍点は引用者）。

しかしながら，それは単に封建的林野領有制度の伝承問題ではなく，問題点の本質は，資本主義的林野所有および国有林野制度の中にあるのは自明の事であろう。

ここで，委託林制度の史的発展方向を問題にすれば，一般的には農民の林野利用と国有林

野政策との対抗関係の下，慣行特売制度→委託林制度→簡易委託林制度（→戦後，共用林野制度）という方向で順次年代を追って，それぞれ設定されてゆくが，一つ一つは官有地上の入会権否定の代償，国有林の育林労働力の徴収・確保の手段，昭和農業恐慌に際しての「農民救済策」の一環[4]というような性格を有しているといえる。それぞれの概要を説明すればつぎのとおりである。

1）慣行特売制度

慣行特売制度は，「明治23年4月公布の勅令第69号『官有森林原野及産物特別処分規則』中，特に『従来ノ慣行ニ由リ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石売渡ストキ』（同規則第1条6号）は，随意契約によることとしたことに基づくものである」[5]。これは同規則が公布される直前に制定された会計法では，国有財産の販売については一律に競争入札制度であったことにより，地元農家の林野利用に一定の混乱が生じたため，随意契約に基づき，地元農家への産物払下げの道を開いたものであった。この規則は慣行特売制度の嚆矢をなすものであり，明治32年の国有林野法の制定の際には，同法の中に実定化され，現在まで至っている。

2）委託林制度

委託林制度は，「明治24年10月勅令第202号『官有森林原野及産物特別処分規則』により，『従来ノ慣行』がない場合でも官有林野保護の代償として地元民に副産物を無料採取させるみちを開いたことが，この制度の契機をなすものである」[6]。また，同年11月には戊第452号「内訓」により，さらに「山林局通牒　宛各府県知事大林区署長」などにより，具体的な手続きが整備されている。しかし，同制度も明治32年3月法律第85号の国有林野法（第18条）と，同年8月省令第25号の国有林野法施行規則（第46条～54条）によって，初めて実定化されたものといえる。以下，同制度の骨子をやや詳しく示す。

施行策である明治32年8月勅令第364号の国有林野委託規則によれば，内容はつぎのようである。「1つは，国が国有林の保護を委託し，受託者は一定の保護義務を負うと同時に，その代償として一定の林産物を原則として無償で採取する権利を取得する委託契約である。2つは，受託者の権利は一定の毛上に対する権利に限定されており，かならずしも土地の占有権を移転されるものではないこと。3つは，受託者は『市町村又ハ市町村内ノ一部』（国有林野法第18条1項）であり」[7]，「市町村内ノ一部」とは，明治32年5月第276号の山林局長回答により当時の行政村としての部落，つまり大字であるとされていたことである。4つは，委託期間は5年を超えることはできないと限界を設けたが，更新はすることができるとしたことである。以上のような内容により，経済的実態は物権としての官有地入会権である委託林制度は[8]，法制度的には国と地元の5年を単位とした委託契約という債権にすりかえられてしまい，国有林野利用をめぐる地元農家の権利は大幅に縮小されてしまった。つまり，物権としての官有地入会権が物権としての借地権にさえも編成替されなかったことが，以後の国有林と地元農家の片務的な諸関係を規定するようになる。

このような委託林制度は，特別経営事業期には，極めて少数しか設定されなかったが[9]，大正9年12月林第3584号山林局通牒「委託林設定方針」に基づく積極策* により，その設定増加をみるようになる。

*　「『国有林野ノ保護委託ニ付テハ社寺上地林ノ保管ト共ニ林野法制定当時閣裁ヲ経テ決定シタル国有林野経営方針ノ一項トシテ及通牒置候処爾来下戻及整理処分等重要ナル事業処理ノ為右制度ノ活用ヲ見ルニ至ラサリシモ其ノ後下戻及整理処分ノ進捗ト共ニ残存スル存置林野ニ関スル各種事業ノ拡張利用方法ノ進度等ニ伴ヒ官民共同ヲ以テ周倒ナル保護ニ努ムルノ要アル林野漸次増加シタルト地元民ノ林野ニ対スル従来ノ関係等ニ鑑ミ其ノ生活上相当便益ヲ与フル等国有林ノ管理経営上得策ト認メラルル場合モ』，少なくない」[10]。

この増加の理由については，第2章以降で明らかにするが，ここでかいつまんで説明すれば，以下の2点があげられよう。まず第1に，大正中期の全般的危機以降，寄生地主制のもつ矛盾が拡大深化し，小作争議が農・山村においても激発し，農・山村における地主・小作関係を基軸とするヒエラルヒーが危機に瀕していたこと。したがって，この危機を回避するために林野利用を通じての安全弁として機能することが，国有林に求められたこと。第2に大正中期以降国有林においても労働集約的な施業が指向されつつあったため，とりわけ労働力の確保が必要となったためである[11]。

再度戻って，この「委託林設定方針」[12]の内容を明らかにすれば，以下のとおりである。第1に，国有林野が多く公私有林野が少ない地方で，従来国有林野より林産物を仰ぐ慣行のあった地元の林野で地元と密接な関係を有する林野に設定すること。これは，後の昭和24年の国有林野管理規程改正の際には，「普通委託林野」とよばれたものである。主に自家用薪炭材の譲与が目的で，設定面積も地元国有林野面積中，500町歩以内に制限されている。第2に，「普通委託林」以外でも，国有林野の保護上特に必要なものについては，設定することにした。この委託林は同様に「保護委託林」とよばれたものであるが，「普通委託林」に比して面積も少なく，地元民の受ける利益も少なかった。第3に，「方針」は，「官行事業ノ人夫出役ニ応ズルコト等ヲ約束セシムルコトヲ妨ケス」と明記し，従来の保護労働力の確保のみから，積極的な育林労働力の確保にまで方針を拡大していると考えられる。第4に，「受託者タル市町村トハ部落又ハ之ニ準スヘキモノトス」として，設定を部落単位にも行なうことを明らかにしているが，その他に「之ニ準スヘキモノ」として行政村でないと考えられる部落もその設定の対象にしている。この点について「方針」は，明治32年国有林野法第18条の部落＝大字＝行政村とは，ややニュアンスを異にしており，重要な点として考えられる。この委託林制度は，昭和26年の国有林野法改正によって，共用林野制度と名称と内容を変更し，今日まで至っている。

3)　簡易委託林制度

簡易委託林制度は，「昭和7年10月に出された林第4752号山林局通牒『委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件』に，基づき設定されたものである」[13]。委託林制度と異なる点は，第1に副産物（きのこ，山菜，採草など）のみの利用に限定されており，主産

物（木竹などの立木）の利用は許可されていなかった。第2に，委託林と異なって必ずしも特定の林野を指定していなかった。第3に，旧慣縁故に基づいて設定された委託林とはちがっていて，必ずしも旧慣縁故に基づかなくても設定されており，「官有地入会権」の再編形態とはいい難い[14]。したがって，第1とも関連して，普通委託林と保護委託林の旧慣縁故者にあっては，「国有林野産物売払規則第19条第4項第4号の『委託林ノ産物ヲ自家用若クハ稼用薪炭ノ原料トシテ受託者ニ売払フトキ』は会計規則第114条第1項第21号による特別の縁故者として随意契約に依って売払を受けることができることになっているが，簡易委託林ではこの規程の適用を受けることができないのである」[15]。第4に，委託期間が原則として1年であり，更新が可能なこと。ただし，これは昭和13年以降，2年または3年へと延長されている。第5に，受託者が部落ではなく，行政単位，つまり町，村（具体的には町，村長）単位になされるものが多かったことである。この制度も，昭和26年の国有林野法改正の際に，共用林野制度と名称を変え，今日まで至っている。

4）委託林と部落組合

「慣行特売の払下げ対象として山林保護組合，愛林組合等の名称の部落組織（これは部落的秩序を利用した労働力調達機構である）が上からつくられる」[16]が，秋田営林局管内で部落組合の育成が活発化するのは，労働力の確保策とも関連して，大正中期以降であるといえよう。

大正中期以降，拡大してゆく地元農家の林野利用の中で，小商品生産の拡大と結びついた地元農家のある程度の「機能集団」化が進み，例えば払下げと関連した木炭組合，牧野利用と関連した牧野組合などの名称で，1つの部落にも各種の部落組合が上からの政策とも相まって，組織・形成されてゆく。しかし，各種部落組合の部落内部での社会的，経済的または政治的重要性は同様ではない。例えば，地域差を伴いつつも，1つの部落をとってみても，その組合員数は委託林，簡易委託林の方が，木炭組合，牧野組合よりは多いといえる[17]。これは，前者が小商品生産を前提としない，主に自家用払下げであること，後者は小商品生産と結びついた，部落内の特定の集団に限定された払下げや，牧野利用の「権利」であったためである。したがって，部落住民を国有林が上から組織する要としては，委託林ないしは簡易委託林の方が影響力が強かったといえる。

また，委託林設定以前に存在した部落組合は，大半が林業的地元利用に即してみれば，委託林組合の線で再組織されたものと考えられる。しかし，島田錦蔵は，林業的諸部落組合は簡易委託林組合の線で編成されたという見解をたてている[18]。

2. 委託林制度と簡易委託林制度の段階的，地域的性格

1）委託林制度と簡易委託林制度の段階的性格

統計に基づき，委託林制度と簡易委託林制度の全国的推移を明らかにする。まず，第1表によれば，委託林は全国的には大正12年を1つの画期として設定面積は10,000 ha台，受託者数（この場合，受託者とは部落）は2,000台にのぼる。大正12年以降もひき続き設定面積は増

第1表　国有林（全国）における委託林の推移

年度（年次）	設定箇所数	委託面積 (ha)	受託者数	譲与産物価額		
				計（円）	主産物	副産物
大正 6	15	1,470	778	—	—	—
7	16	1,568	779	665	136	529
8	20	2,288	982	2,815	232	2,583
9	24	2,419	634	2,844	506	2,338
10	23	3,018	772	2,977	490	2,487
11	32	3,897	1,161	4,687	1,287	3,400
12	87	14,526	2,841	9,197	5,899	3,298
13	244	33,493	8,742	31,026	27,713	3,313
14	255	34,818	350	31,079	25,544	5,535
15	287	37,369	382	36,700	30,338	6,362
昭和 2	310	40,098	417	38,846	32,721	6,125
3	347	43,473	486	40,611	35,466	5,145
4	499	49,056	685	42,649	37,994	4,655
5	604	50,866	730	44,359	38,353	6,006
6	614	51,888	745	40,446	33,553	6,893
7	652	60,057	790	39,046	33,159	5,887
8	671	60,048	795	41,171	34,957	6,214
9	617	55,998	706	50,462	39,181	11,281
10	717	63,704	871	50,727	39,342	11,385
11	718	63,921	873	48,902	40,519	8,383
12	719	64,001	873	51,360	42,927	8,433
13	731	64,005	892	53,906	46,630	7,276
14	727	64,136	895	51,190	49,355	1,835
15	756	64,958	869	65,497	58,856	6,641
16	769	66,501	882	73,713	61,914	11,799
—	—	—	—	—	—	—
24	602	68,755	33,711	7,425,435	6,704,784	720,651
25	557	60,363	57,518	8,041,678	6,996,492	1,044,886
26	580	64,156	62,975	7,643,295	6,666,012	977,283
27	561	62,425	—	9,201,476	7,628,637	1,572,839
28	452	51,667	—	8,510,625	6,959,719	1,550,906
29	327	30,912	—	7,782,003	5,623,560	2,158,443
30	137	11,506	—	2,579,833	2,579,833	655,560

注：森　巌夫「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」『林業経営研究所研究報告』1964年11月によれば，大正15年以降受託者が激減したのは町村長等代表者を契約当事者にあてたため。また，統計数値は，戦前は年度末，戦後は年度始めのものである。

出所：「国有林野一班」，「国有林野事業統計書」，同上，森論文より作成。

加し，昭和7年以降は60,000 ha台に達した後，漸増となっている。一方，受託者数は大正14年以降町村長等代表者を契約当事者にあてているため，以前よりは減少しているが，大正14年を底にして，その後はやはり増加している。この中で大正12年から昭和7年までが，設定面積，受託者数とも増加が顕著で，委託林設定の中心時期は，ほぼこの10年間にあるといえよう。昭和7年以降の横ばい状態は，新規設定が昭和7年までに殆んど終了し，この後は5年を契約期間とする継続更新となっているためである。

つぎに，簡易委託林制度は第2表によれば，昭和10年を画期とし，受託面積，受託戸数とも大幅に増加し，その後の増加は著しい。また，昭和24年の設定面積は1,926,844 haに達していることからも，戦時中に大幅に拡大されたものといえる。

第2表　国有林（全国）における簡易委託林の推移

年度（年次）	設定箇所数	委託面積 (ha)	所在市町村数	市町村委託		部落委託		譲与産物の見積価額 (円)
				市町村数	受託戸数	部落数	受託戸数	
昭和 9	182	292,139	69	—	—	—	29,148	24,991
10	717	1,184,792	367	94	8,360	406	121,636	108,077
11	734	1,206,073	382	94	—	1,813	131,716	121,250
12	824	1,268,202	406	88	—	1,894	138,298	137,113
13	1,180	1,482,964	531	81	—	2,140	169,622	176,535
14	1,466	1,636,157	685	81	—	2,829	198,441	250,544
15	1,730	1,911,078	787	89	—	3,516	235,512	254,282
16	1,815	1,949,093	827	82	—	4,631	238,990	328,243
—	—	—	—	—	—	4,403	—	—
24	2,291	1,926,844	—	—	—	—	239,255	23,668,814
25	2,071	1,940,201	—	—	—	—	306,473	28,383,179
26	2,001	1,954,652	—	—	—	—	364,116	35,797,348
27	1,657	1,772,295	—	—	—	—	—	43,006,084
28	1,154	1,320,519	—	—	—	—	—	36,436,029
29	813	1,035,595	—	—	—	—	—	34,771,242
30	7	429	—	—	—	—	—	65,600

注：統計数値は，戦前は年度末，戦後は年度始めのものである。
出所：「国有林野一班」および「国有林野事業統計書」より作成。

以上のように，委託林制度の設定の中心時期は，大正末から昭和10年前まで，簡易委託林制度は，昭和10年以降，とりわけ戦時中といえ，その段階的性格の差は明らかといえよう。また，このような段階的性格の差が生ずる要因の1つは，基本的に両者の設定目的の差に基づいている[19]。

2）委託林制度と簡易委託林制度の地域的性格

委託林，簡易委託林を含めて地元施設一般の全国的分布について分析する。第3表によれば昭和12年では，国有林野総面積に対する地元施設の面積比は全国で35％であるが，青森営林

第3表　地元施設の昭和12年における営林局別分布

営林局	国有林野総面積 (ha)	地元施設面積 委託林 (ha)	簡易委託林 (ha)	部分林 (ha)	放牧地 (ha)	採草地 (ha)	貸地 (ha)	開墾適地 (ha)	自家用薪炭用薪炭材供給林 (ha)	計 (ha)	総面積に対する比率 (%)
総数	4,219,429	63,704	1,184,792	42,336	119,042	151,626	77,428	19,727	1,075,164	1,495,790	35
青森	974,856	18,087	643,746	5,105	68,194	22,698	24,629	5,550	400,607	521,546	53
秋田	753,778	28,873	540,894	1,075	16,566	21,305	18,373	3,390	439,177	511,913	70
東京	1,834,625	5,978	55	10,184	22,966	64,285	6,703	3,467	184,930	296,621	21
大阪	372,209	1,663	—	58	6,576	11,648	1,026	558	4,060	25,550	7
高知	176,728	772	97	1,449	116	11,645	8,548	380	3,350	29,098	16
熊本	575,233	8,331	—	24,465	4,624	17,045	18,149	6,382	43,040	111,062	19

注：　総面積に対する比率の中には，簡易委託林は算入せず。
出所：　農林省山林局「国有林野ノ市町村別分布及地元施設」昭和12年より引用。

第4表　営林局別による委託林の地域性（昭和26年4月1日現在）

委託林 / 営林局	総数 箇所数	総数 面積 (ha)	普通 箇所数	普通 面積 (ha)	保護 箇所数	保護 面積 (ha)	簡易 箇所数	簡易 面積 (ha)
北見	—	—	—	—	—	—	—	—
旭川	12	14,598	—	—	—	—	12	14,598
札幌	—	—	—	—	—	—	—	—
帯広	—	—	—	—	—	—	—	—
函館	—	—	—	—	—	—	—	—
(計)	12	14,598	—	—	—	—	12	14,598
青森	757	708,670	194	19,306	29	2,301	534	687,063
秋田	534	642,843	231	28,721	—	—	303	614,122
(計)	1,291	1,351,513	425	48,027	29	2,301	837	1,301,185
東京	37	17,326	3	188	—	—	34	17,138
前橋	585	405,820	18	2,577	—	—	567	403,243
長野	130	101,574	12	2,005	1	105	117	99,464
(計)	752	524,720	33	4,770	1	105	718	519,845
名古屋	2	1,187	—	—	—	—	2	1,187
大阪	19	3,049	10	1,278	—	—	9	1,771
高知	17	2,868	4	696	—	—	13	2,172
熊本	403	108,230	63	8,246	—	—	342	99,984
(計)	441	115,334	77	10,220	—	—	366	105,114
合計	2,496	2,006,165	535	63,017	30	2,406	1,931	1,940,742

出所：　九山幸一・松村良伍『国有林野法及び国有林野整備臨時措置法の解説』昭和26年，22頁より引用。

局で53%，秋田営林局で70%と東北地方[20]の営林局でいずれも高い。各地元施設中，青森営林局と秋田営林局の合計が50%をこすのは，委託林，簡易委託林，放牧地，貸地，自家用稼用薪炭材供給林である。これに対して，1局としては部分林は熊本営林局が，採草地は東京営林局が多いが，青森・秋田両営林局合計でも，採草地，開墾適地は50%近い。以上のように，地元施設の中心は，青森・秋田両営林局，つまり東北地方にある。

つぎに，委託林と簡易委託林の全国的分布の変化を，昭和12年と昭和26年を対比して明らかにする。なお，昭和12年と26年をとったのは，前者はこの年が先に述べたように委託林制度が一応確立し，簡易委託林制度が展開を始める昭和10年前後であり，後者は戦後の再編成の年であるためである。

第4表により，委託林制度が終了する昭和26年度現在の営林局別による委託林の地域性をみると，設定面積中，普通委託林は青森・秋田両営林局合計が全国の70%をしめており，昭和12年は第3表によれば74%であるから，委託林設定地域の中心が昭和12年以降同26年まで一貫して，東北地方であったことが読みとれる。これに対して，簡易委託林は昭和12年では東北の両局合計が全国面積比で99%であったものが，昭和26年には67%と低下をし，戦時中には東北地方以外の局にも設定がなされたこと，また，設定の分布が全国的なことが第4表より読みとれる。この両者の差異は，前者が国有地入会権と関連して旧慣縁故に基づくことから東北地方が多く，後者が旧慣縁故に必ずしも基づかないでも設定されたことなどによるものである[21]のは，前述したとおりである。

3)　地元施設の典型としての委託林制度

前掲第3表によれば，各地元施設中，面積が全国合計で最多なものは簡易委託林，ついで自家用稼用薪炭材供給林であり，委託林は下位から2番目である。しかし，面積的な大小と，農民経済と国有林経営に及ぼす影響とは別であろうし，以下の3点からも委託林の地元施設としての典型的性格が，ある程度考えられよう。まず，第1に払下げ産物を商品換算した場合に最も影響力の大きいのは薪炭材供給林と委託林である。第2に，委託林は地域と作業種を確定されたものであり，地元農家にとっては「安定的」であったが，薪炭材供給林は地域と作業種を確定されず，国有林の意向でいつでも変更ができ，したがって国有林にとっては負担が少なく，地元にとっては逆にメリットが少なかった。また，委託林による払下げ立木は，薪炭材供給林とはちがって半額が譲与となり，地元農家へのメリットは大きく，一方，国有林はそのことによって育林労働力を確保できたから，国有林経営にとっても最も意味があったものと考えられる。第3に，他の地元施設（簡易委託林を除く）に比しても，地元部落民を組織する率が最も高かったと考えられるが，これは農業経営の自給的部門の給源としての重要性と一般性を委託林がもっていたからに他ならないといえる[22]。以上，この3点からも，委託林が地元施設中，最も重要また本質的なものであるといえよう[23]。

最後に慣行特売制度との関係でも，筆者は慣行特売制度段階（明治39年～大正12年）にお

いて未分化であった稼用と自家用払下げのうち，後者が制度的に発展したものが，委託林制度と考えている。もっとも，この発展の要因は単に上記の点によるものばかりといえない。他にも1つは，委託林設定によって自家用払下げが限定的に確保されてゆくのは，大正中期以降の大幅な木炭生産の伸び，それに伴う稼用払下げの増加，その結果として自家用払下げをやむを得ず確保せざるを得なかったという条件があげられる。また，慣行特売制度の自家用払下げが，委託林設定までに制度的に発展しなかった地方があることも事実であり[24]，この点は留意されなければならない。しかしながら，慣行特売の払下げによる村落共同体の再強化と農民層分解の阻止的傾向[25]は，委託林と同様の機能を果している。したがって，土地所有を確定し，それを背景に地主的な力関係の下で土地を地元農家に「委託」し，上述のような機能をはたしたという点では，委託林制度は土地所有（経営）の発展論理としては，慣行特売制度よりも進んだものといえる。

注

1) 菊間　満「国有林経営における造林労働組織と委託林制度　—秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして—」『北海道大学農学部演習林研究報告』第33巻第2号，昭和51年，319頁。
2) 林野庁「共用林野制度実態調査（II）山形県新庄市萩野地区」昭和33年，1頁。
3) 服部希信『林業経済研究』地球出版，昭和42年（復刊），121頁。
　さらに，丸山幸一・松村良伍『国有林野法及び国有林野整備臨時措置法の解説』日本林業協会，昭和26年，21頁，「委託林野は地元部落民に対し国有林野の保護を委託し，その対価として柴草，落枝，落葉等の産物を採取せしめる制度であるが，この起源は既に旧藩時代に認められていたものである。歴史上著名なものとしては見継山（津軽藩），御立山（秋田藩），御留山（熊本藩），明所山（高知）等を挙げることができる。明治維新の際，藩有林の上地に伴い，このような制度は旧時代の遺弊とし排除せられた。しかしながらこのことは，従来殆んど共有林のように収益してきた地元民に取ってまさに生活上重大な脅威を与えることは当然で，こゝにおいて何等かの措置をとる必要が生じ，遂に委託林制度を設けざるを得なかった」。
4) 林野庁，前掲書 1頁。
5) 前掲，拙稿 320頁。
6) 同上，320頁。
7) 同上，320頁。
8) 小林三衛『国有地入会権の研究』東京大学出版会，1968年，66頁。
9) その理由について，林野庁「共用林野制度の沿革」1957年，5頁によれば，次の3点が主要なものとしてあげられている。第1に，保護上有利であるが，一種の権利関係（意識）を地元民にもたせてしまう危険性がある。第2に，国有森林原野下戻法が制定され，下戻の申請は200万町歩をこえ，この整理がつくまでは，国としては消極的にならざるを得なかった。第3に，国有林野特別経営事業により，不要存置林野を地元町村または町村の一部に払下げたため，委託林制度の積極的活用が必要でなかったためである。
10) 小林，前掲書 72頁。
11) 前掲，拙稿 390頁。
12)「方針」の条文については，同上，391～392頁。
13) 同上，320頁。
14) 小林，前掲書 73頁，「簡易委託林は，入会慣行には関係のない場合が多いであろう」。
15) 前掲，林野庁「共用林野制度の沿革」1957年，28頁。

16) 前掲，拙稿 320 頁。

17) 前掲，林野庁「共用林野制度実能調査 (II)」62 頁。

18) 島田錦蔵『森林組合論』岩波書店，昭和 16 年，25 頁，「簡易委託林の制度は国有林野法に拠らない。前述の東北地方の既存組合（部落組合……引用者注）は簡易委託林制度が是を継承した」として，国有林野保護組合などの部落組合が簡易委託林組合の線で再編成されたとしている。しかし，部落組合の設立は，委託林組合が先であり，簡易委託林の場合は，受託者が行政単位であることなどから，部落組合が組織されないことが多いので，この指摘は事実として正確でないと考えられる。

19) 森　巌夫「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」『林業経営研究所研究報告』1964 年 11 月によれば，委託林設定の目的は，「東北地方振興のひとつの有力な方策としてこころみられた制度」(38 頁) であり，簡易委託林制度は「戦争経済の進行につれて労働力は涸渇し，その調達がますます困難になる趨勢であったために，これを補い，困難を緩和する手段として，国有林野側は簡易委託林制度を運用しようとしたのであって，それはまさに明治期国有林野法いらいの委託林制度の本質に輪をかける作用をした」(63 頁) と指摘している。

20) 東北地方の一県である福島県は東京営林局に属しているが，便宜上，青森，秋田営林局で東北地方とする。

21) 前掲，森論文によれば，昭和 2 年現在の委託林設置のなかで東北 6 県の占める比重は，簡所数にして 84.3%，面積にして 70.1%，受託者数にして 88.2% である (39 頁)。簡易委託林については，設定箇所数 67.4%，委託面積 81.9% である (61 頁)。ここでは簡易委託林の占めるウエイトが東北で高いが，これは設定が増加する昭和 10 年以前の昭和 2 年度時点の数値であるためである。

22) 塩谷　勉『部分林制度の史的研究』林野共済会，1959 年，244 頁によれば，「地元施設として最も普通であり又最も地元民の農牧等の生業と生活に関係の深いのは共用林野である。旧制度の委託林，農山村不況時以来設けられた簡易委託林制度の転身であって（中略），自給生産である（中略）。純然たる農民経営である」。また，「昭和の農業恐慌に際しては部分林はどんな作用をなしたかというに，昭和六—十年頃農山村経済更生運動が展開され，国有林の地元施設が再認識された際にも，部分林事業はその効果があまり無かったといえよう。委託林や，その当時新たに設けられた簡易委託林のように，右から左にその産物を以て農山家の経済を潤おし得るものとは異るのである」(206 頁) と指摘している。

23) 奥地　正「国有林における労働組織の形成と展開　—東北・秋田国有林を中心に—」『立命館経済学』第 23 巻第 4 号，昭和 49 年，14 (406) 頁，「その（地元施設制度……引用者注）制度的性格を最も集中的に表現している委託林制度」。

24) 青森営林局久慈営林署管内の岩手県山形村小国地区では，戦前からの大量の木炭生産とそれを支えた慣行特売制度の存在にもかかわらず，委託林は設定されず，薪炭共用林野が設定されるのは昭和 39 年である。これは同年に，払下げ組合が再編され，国有林材生産協同組合がつくられ，素材生産（主にチップ）用の払下げ薪炭材が増加するなかで，自家用払下げが不足してきたことに基づいている。

25) 森　巌夫「国有林の原木特売制度と部落秩序　—福島県双葉郡川内村—」『むらの構造』（近藤康男編著）東京大学出版会，1955 年よれば，国有林材払下げ対象の「木炭生産組合は元来築窯費補助金獲得を直接的な契機として設立されたのであるが，戦時中は製炭割当機関として利用された。だがこの組合に加入できる者は，国有林が要求する労働（農民はこれを義務人夫と呼んでいる）に古くから出役した者に限られるという事実から明らかなように，この組合の一貫した本質的な機能は，国有林経営の下部組織であり，安価にして確実な労働力の供給源なのであった」(142 頁)。また，「以上，村有林および国有林が土地の圧倒的部分を占める川内村の実態を製炭業を中心にしながら概観してきた。それは，村有林が村財政の基本的歳入たることによって，上層村民の財政負担軽減の役割を果すだけでなく，村有林の特売制度によって農民層の分解を阻止し，且つそれが，特権と意識されるような機構によって村の社会秩序を古い形で維持しようとするものであった。(中略) 国有林もまた，この支配関係を一層強化する以外のものではなかった」(154 頁)。

第2節　戦前期国有林育林事業の実行形態と地元施設

一般的に戦前期の国有林の育林経営と，育林事業の実行形態は，大きくいって3つの時期に分けることができよう。第1期は国有林野法制定（明治32年）以降，皆伐人工造林を基調にし，未立木地への大面積人工造林を行なった特別経営事業期である。第2期は，特別経営事業の終了する大正10年以降，昭和10年前後までである。この時期は，いわば外材輸入を前提とした上で比較的植伐の均衡のとれた時期であり，育林の重点は人工造林よりも，造林地の撫育，保護に置かれていた。第3期は，昭和10年以降から戦後20年代後半までである。造林の基調は「天然更新」であり，戦時中は更新の伴わない乱伐が実行された。このような傾向については，拙稿において秋田営林局を例にして明らかにしてある[1]。

さて本節での課題は，国有林育林経営の画期と関連させつつ，それぞれの時期における育林（造林）事業の実行形態と地元施設制度の結びつきを，ある程度明らかにし，第2章以降の論述に方向性を与えることである。なお，日本資本主義の史的分析の視点からは，第1期は独占資本主義の確立と全般的危機の招来の時期であり，同様に第2期は全般的危機と準戦時体制の時期（戦時国家独占資本主義の形成）であり，第3期は準戦時体制と敗戦（戦前の日本資本主義の解体と再編）の時期である。

1.　第1期（独占資本主義の確立～全般的危機）

まず，第1期の造林の基調は人工造林であった。これは，とりもなおさず特別経営事業に基づくところが多かったことによる。この期の造林実行形態は請負形態*，といっても第2期以降にみられる部落請負というようなものではなく，部落内上層の有力者による人夫供給的個人請負** といえるようなものであった[2]。また，国有林の側も，この請負形態を指向していたものといえる***。

*　「この時代（明治期……引用者注）の造林方法としては，香川県を除き，ほとんど火入地ごしらえが行なわれ，主として請負で実行されたようである」[3]（傍点は引用者）。

**　「特別経営事業期における造林事業の大部分は，国有林所在地元の有力者層が『人夫供給請負人』となり，小林区署監督のもとで事業を担当したのであった」[4]。

***「小林区署長服務条規（明治十九年農商務省達）

第百七条　既定造林面積内ニ溝渠ヲ設ケ土地ヲ拓ク等ノ造林作業ニシテ受負ヲ以テ施行セシムルヲ妨ケナキ者ハ小林区署長入札若クハ相対ノ受負ヲ以テ人夫ヲ傭使スルコトヲ得、若シ造林案ニ於テ入札ノ受負ヲ規定シタル者ハ監督ノ許可ヲ受クルニ非レハ濫ニ相対ニ受負ハシムルコトヲ得ズ」[5]。

「造林ニ関スル取扱心得（大正六年二月業務第三三〇一号達）

第十四条　造林事業ハ総テ直営ヲ以テ施行スヘシ　但シ左記各号以外ノ事業ニ於テ操業上便益ナリト認メタル場合ハ請負ニ附スルコトヲ得

一、仮植、植付

二、地拵、手入事業中技術上特ニ考慮ヲ要スルモノ

三、播付、床替（植替ノミ）

四、間伐、枝打事業中技術上特ニ考慮ヲ要スルモノ」[6]。

2.　第2期（全般的危機～昭和恐慌期）

特別経営事業の終了した大正10年以降，国有林の育林の重点は，既往造林地の保育に移り，人工造林の重点は公有林野官行造林にへと移行した。この経営方針の転換がもたらした最大の変化の1つは，従来の人工造林労働組織から，部落秩序を利用した部落請負的保護，育林労働組織への転換であった[7]。これは，労働過程の監督の難易からは人工造林労働が日給賃金形態にふさわしく，下刈労働などの保護労働が出来高制にふさわしいという経営技術的な性格[8]にもよるが，事実としてもそうであった[9]。

この出来高制への移行は，同時に個人出来高（または日給）から，部落請負＝共同出来高給への移行をも招来した。部落請負の代表者は，大半が部落秩序の代表者であり，また，委託林などの国有林地元施設の代表者でもあった。つまり，国有林地元利用と育林労働は，部落秩序を要にここにおいて本格的に組みあわされたといえる。とりわけ，東北地方では大正中期以降，水田耕作システムが乾田馬耕体系にかわる中で，従来の草肥から金肥への移行がなされ，その結果，部落共有地への造林＝公有林野官行造林が進み，従来の農民の共有地林野利用が大きく制限されていった。このなかで，農民の林野利用を委託林などによって「開放」した国有林の影響力は決定的であり，それにもまして部落秩序の代表者は，国有林のエイジェントとして部落農民に対して決定的な力を有するようになったといえる。

3.　第3期（準戦時体制～敗戦後）

昭和10年以降の変化は，簡易委託林制度による委託林制度などの既存の地元施設の再編成と，地元交付金，木炭増産による農事実行組合の設立などの新たな地元施設の整備がなされた点に特徴がある。とりわけ後者は，単なる農民救済ないしは国有林経営の労働力調達機構というよりは，戦争遂行のための農・山村の支配機構としての性格が本質といえるものであった。

秋田営林局では，昭和12年以降人工造林が放棄され，乱伐が進むが，戦時下の労働力不足が深刻化するなかで，育林労働力の一定程度の「専業化」が進行した。また，部落組合を通じての労働力調達も，従来の単なる育林労働のみばかりか，場合によっては伐木・伐出までも含められたと考えられるが，逆にこのような中で，従来の地元利用，労働力調達をめぐる部落総代（または委託林総代）の権限は，国有林の直接的把握が部落に対して強まる一方，相対的に縮小された。これらの地元施設の変化（総じて旧慣縁故に基づかないものが多くなってゆく）は，従来の国有林対農民の関係を基軸に地元対策が出されてきた点とは異なって，戦時国家独占資本主義の論理として，戦争遂行のための直接的な農・山村支配政策としてうち出された点に特徴がある。その意味で，地元施設をめぐる国有林対農民の関係は，第二義的な物となった。

注

1) 前掲，拙稿 387～391 頁。
2) 奥地　正「林業労働組織に関する研究 (I)」『林業経営研究所研究報告』1967 年 11 月によれば，奥地は九州国有林の戦前の造林労働組織と請負人について，以下のように説明している。「直営生産と請負生産の労働組織には，見かけほどの大きな相異は，あるいは，今日ほどの大きな相異は実際なかった。(中略) 最も問題となるのはいわゆる二重賃金単価の存在であるが，この点について請負形態といってもそれは結局のところ部落の共同請負であり，また請負人も多くの場合部落長や林野巡視などであり，労力供給人というよりは，程度の差はあれやはり部落秩序の有力者という性格が強かったことを強調しておこう」(11 頁)。
　しかし，これらの請負人の村落内における地位と再生産構造を，日本資本主義発達史の観点から，村落における請負「資本」(商人資本的か産業資本的かの評価はひとまず置く) の発生過程として，明らかにすることは重要であろう。
3) 高知営林局『造林の変遷』1973 年，9 頁。
4) 田中純一は，特別経営期における八溝山国有林の例をあげて説明している。田中純一「国有林野事業賃金体系史」『林業経営研究所研究報告』1967 年 5 月，9 頁。
5) 同上，221 頁。
6) 同上，236 頁。
7) 島　俊雄『明治時代における造林事業の実行形態　―茨城県八溝山国有林の造林事業より―』林野共済会，昭和 36 年，173 頁によれば，「八溝山地区の特別経営事業の造林は明治四十三年の大面積造林で規模の尨大なものは終り，それ以後は小規模な造林となって来るがそれに代って，補植及び下刈作業が重要となって来る。この造林地の保護並びにこれ等の作業の実行組織として明治四十四年十一月八溝愛林同志会が発足している」。
8) 田中純一「林業における出来高給単価決定に関する研究」『林業経営研究所研究報告』1970 年 6 月，6 頁。
9) 農商務省山林局「本邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」大正 10 年。

第3節　国有林野政策と委託林制度研究史の展開

本報告の研究対象は制度そのものの分析ではなく，制度を通じて結ばれる生産関係をも含めた諸関係および諸関係の変化の分析である。しかしながら従来，委託林制度の分析方法については必ずしも統一的な認識が確立しているとはいい難いと考えられる。また，研究の動向においても，国有林野政策との関連では殆んど整理されていないといってよいだろう。さらに，本格的な実証研究については戦後に開始されたといってよく，その研究の蓄積は必ずしも多くはない。もとより，地元施設をめぐる研究の歴史は，国有林経営の動向と強く対応してきたといってよく，「研究史」分析は地元施設をめぐる政策分析と不可分のものといえる。したがって，本節では「研究史」を政策との関連で分析し，その後に研究における分析方法について，若干の検討を加える。

1.　委託林制度把握方法の時期区分

委託林制度を代表とする地元施設について，研究や実態把握(「行政」によるものも含めて)が試みられたのは，大きくいって国有林野法制定後，5度あるといえる。

第1期は，大正9年前後の部落組合についての労働力調査の面から，初めてともいえる

国有林（例えば秋田大林区署）による実態把握（後掲第17表），第2期は農山漁村経済更生運動を背景として，国有林地元部落についての種々の実態調査，行政報告（例えば営林局経済更生資料など），そして，研究者による若干の実態把握がなされた時期，つまり昭和10年前後である。第3期は戦後，特に昭和26年国有林野法改正と国有林野整備臨時措置法による地元施設についての「近代化」が上から試みられ，その施策を保証するために，研究調査がなされた時期でもある。第4期は，昭和30年代前半，国有林経営が「高度成長」下，地主的経営から資本主義的経営に展開してゆく時期である。最後に第5期は，昭和45年の総合農政を軸にしつつ，農業構造改善事業に関連して国有林野の畜産的利用と林業構造改善事業に基づく部分林の推進が，国有林野活用法の下で試みられる。いわば，昭和40年の中林審答申のめざした，国有林地元施設の更なる「近代化」と「合理化」がおし進められた時期である。

以下，各時期ごとに詳しく述べるが，第1期については現在のところ資料が極めて乏しく，また研究者による分析もないため，除くことにする。しかし，第1期は，明治32年の国有林野法制定以来，国有地入会権を否認し続けてきた国有林が，全般的危機が進行する中で，それまでの林野利用を一切といってよい程認めない方針を変更し，地元住民の林野利用をある程度認め，地元施設を拡大してゆく大きな転換点であるといえる。その意味で，本研究の今後に残された大きな課題といえよう。

2. 各時期の特徴

1) 経済更生運動下

この期の研究の代表者ともいえる渡辺　全を例にして検討する。渡辺は国有林の地元施設について多くは分析していないが，この期の地元施設のバックボーンとなる更生運動について，その著書『日本の林業と農山村経済の更生』（養賢堂，昭和13年）で，「農山村経済更生と林業との関係を吟味するに当りては，先第一に農山村特に山村の疲弊及其原因を充分に探究しなければならぬ」（17頁）とし，その「探究項目」（つまり疲弊の原因）をつぎのように明らかにしている。すなわち，「食料品の欠乏，副業の不振，生産の僅少，食料其他日用品の高値，労働条件の不利，金銭収入の僅少，租税公課負担の過重，金融の不備，材界長期に亘る不況等は互い関連して山村の疲弊を大からしめた」（17頁）。そして，「之等の諸項目に就て研究する時自ら之が対策も生ずる」（19頁）と，研究を位置づけている。そして，この対策作りのために，「林業各部門間相互の関係並に他の産業との関係を検討して，初めて真の林業の実態が判明する」（9頁）とし，「林業も動もすれば看過された嫌がある。之も経済更生並に林業に対する認識の欠如せる結果に外ならない」（7頁）とした。以上の観点から渡辺は国有林地元施設について若干分析しているが，渡辺によればそれは国有林経営の「公益の関係よりする幾多の施設」（369頁）である。そして，国有林は日本林業の中でも，民有林先進林業と同じに進んだ合理的経営をし，林業振興をしている（465頁）のであるから，地元施設をめぐる国有林と地元農家の矛盾，生産関係の分析は課題として意識されない。渡辺にとって必要なのは，遅れた民有林業を経済更生運

動にどう寄与させ，どう発展させるかであった。この点こそが，地元施設分析が，渡辺の研究の中で重要な位置をしめなかった理由である。

以上の点について，暴論となることを恐れずに大胆に述べれば，渡辺の指摘は経済更生運動実行の上での林業と山林に対する技術的な解明ではすぐれているにもかかわらず，経済更生運動や後述する産業組合についての客観的な評価，社会科学的な解明と批判は殆んどといってよい程，意図されていないのではなかろうか。それは，渡辺の著書の1年前に出版された，立田信夫『日本産業組合論』(昭和12年，後に井上晴丸「協同組合論」『井上晴丸著作集第6巻』雄渾社，1972年）の農家小組合についての科学的な評価と対照してみるとき，あまりにも明らかである。

このような技術論的分析姿勢は，部落組合の評価にも，表われている。すなわち，「林業経営より見たる協同施設に就て考究するに，現在の制度は，組織の上よりは森林組合・産業組合・林業実行組合が考えられる。林業経営の各部門と協同施設の方式との関係に就て見れば，木炭・副業製品・木材等の生産及販売に関しては専ら産業組合の活用を便とし尚森林組合・林業実行組合も考へられる。然るに森林其物の経営に関しては森林組合，場合によっては林業実行組合が考慮せられる」(514頁）と説明するだけといえるほどで，ここでも部落組合（例えば林業実行組合）の技術的解明しかなされていないのではなかろうか。総じて渡辺の場合では，経済更生運動それ自体の評価には一切触れずに，単に運動実行の上でも技術的な問題，そのなかでの部落組合（産業組合）の問題がとり扱われているにすぎないと考えられるが，渡辺については，また別の評価もある[1]。この点は，今後の検討を要する課題である。

ところで，この渡辺の外にも地元施設と関わって，産業組合についてのいくつかの評価がある。例えば，「木炭販売統制」(秋田営林局，経済更生資料第3輯，昭和10年）では，「山村に於ても，既に幾多の不合理なる封建的隷属諸関係が，今や漸く解消されんとし，高利貸資本の跳梁より脱皮せんとしつつあるを窮知する」としているが，この指摘はいわば当時の程度の差はあれみられた「進歩的」右翼主義的産業組合主義の潮流にのったものであった。したがって，これらに代表されるように試みられた多くの実態調査と研究者による分析も，かなりの限界があったのではないかと考えられる。

以上のように，この期には国有林地元施設に対する科学的な把握はほとんどなされなかったものといえよう。もとよりこれは，国有林の地元問題が，「国家的林野所有の本質」[2]とも関わる大きな問題であり，当時の国家機構の一翼を担っていた地主勢力の一員ともいえる国有林の客観的存在によるものである。したがって，地元関係の「近代化」とそれを支える研究の展開は，敗戦後の日本資本主義社会と，とりわけ農・山村社会の民主化をまたねばならなかったといえる。

2)「高度成長」前

この期の研究の代表ともいえるものは，全国27ヵ所に，2年にわたってなされた「国有林

野地元利用状況調査」（林野庁，昭和27～28年）と，それのとりまとめである『国有林野地元利用状況調査の総括分析』（島田錦蔵・宮本常一・稲葉泰三，林野共済会，昭和30年）とをあげることができる。とりわけ後者は，林政学，民俗学，農業経済学の3つの分野からまとめられていて，それぞれニュアンスを異にしているが，調査そのものは基本的には，「国有林野地元利用状況調査は，国有林野整備臨時措置法が地元の要望を基として実施せられたに鑑み，その要望の本質を解明すると共に，国有林の在り方の一部として，国有林と地元町村，或は地元住民のあり方を考えるための基本資料を得る目的のもとに，実施したものである」（同上，林政部調査課長，渡辺喜作，2頁）といえる。

もとより，この調査は戦後の日本資本主義社会の三大民主化政策，とりわけ農地改革が山林にまで及ぼなかったことと，その結果として，再び生じた国有林野解放要求にある程度応えるため，そして国有林経営内部での地元との前期的な諸関係を，ある程度「近代化」させる必要に応じてとりまとめられたものといえる。しかし以上のような限界をもちながらも，林業経済研究が戦後において初めて開始されたという点から見れば，この調査は国有林地元施設についての本格的な，また，ある程度客観的な調査，分析であるという点では，高く評価されうるものである。

3）「高度成長」下

昭和26年の国有林野法改正以降，国有林は，同28年7月に「地元施設制度推進要綱について」，29年7月に「地元施設制度の推進について」，33年9月に「国有林野地元綜合対策実施要領について」を次々とうちだし，国有林野地元施設の上からの「近代化」をおし進めていった。もちろん，「近代化」とは，土地所有を媒介とする前期的な労働力調達機構の払拭であるし，また他面では，「土地利用の高度化」を名目とした，従来からある地元関係の差別，選別的「切り捨て」にあるといえるだろう[3]。

ところで前後するが，昭和30年12月には，「基本法農政」の先どりともいえる諸施策の1つである，「新農山漁村建設綜合対策」[4]がうち出された。この対策の中で，国有林地元施設の問題は単に国有林問題にとどまらず，戦後「高度成長」期の日本資本主義の国土利用政策，そして農業政策の一環に改めて組みこまれた。地元施設をめぐる問題の戦後段階の出発点が，ここに与えられたといえる。以下，この点について明らかにする。

例えば，『山村振興叢書　第1巻　林野制度編』（林野庁監修，全国奥地山村振興協会，昭和34年）は，「新農山漁村建設綜合対策（以下『新農村建設対策』と呼ぶ）は，第3次鳩山内閣の重要施策の1つとして，『新しい村づくり』というスローガンの下に，昭和31年度より開始された。『村づくり』という，言葉は何かしら狭い地域内の自然的な経済体制を確立させるような感じを与えやすいが，決して狭い地域の経済をどう対処するかという問題ではない。変動の激しい世界経済の中に立って，日本の農村経済が如何に対処し，順応して，行くかという大きな問題である。新農村建設対策は，この問題の解決を住民の自主的な意欲と創意に委ね，農村

自体の生産と生活の体制を整備することに期待しているわけである。しかし，問題の解決は，決してこの施策で満足すべきでないことは勿論であり（中略），新農村建設計画は広い施策の一環として理解されるべきである」(481頁）とし，「国民の福祉を直接目的とする政策が国有林の地元対策」(同上，第2巻，国有林野施策編，4頁）との認識から，「地元対策による山村経済の振興は，それ自体が今後の林政における大きな目標となるべきものである」(4頁）と提言している。このように，「高度成長」にむけての戦後農山村社会の国家独占資本主義による再編成は形態的にはまたしても，農民の「自力更生」に委ねられるところとなったといえる。国有林地元施設も，上述のような方針の下で，明らかに再編成の道をたどっていった。

また他方，国有林の「企業的経営への脱皮」により，経営内労働力の直用専業化が進行する中で，「戦後はより積極的に地元民のために設立される共用林野制度にうつり変ってきたことによって，企業的経営を目的とする国有林野経営の立場から見れば，この制度は一応対立するものと考えられるのである。いわば林野経営の安定から出発したこの制度は，企業性を阻害する因子となりつつある。又，これを利用する地元民の側からみれば，農業経営及び農家経済にとって必要かくべからざるものであったこの制度は，経済の進歩，とくに農業経営形態の変化と木材の商品の高度化は従来の（中略）設立の趣旨からはなれてきているようである」(「共用林野制度の沿革」林野庁調査課，昭和32年）と，国有林の企業的経営と地元利用が矛盾することを明らかにしている。

さらに，「国有林地元町の農業経営と国有林雇用労働に関する研究　―秋田県北秋田郡森吉町―」(林野庁，昭和34年度）も，国有林地元の過剰農業労働力の問題について，この問題の解決は，「現在すでにみられる傾向であるところの一部の農家が農業経営を拡大することによって小農として確立し，他の農家が離農して専業賃労働者となる以外にはない」と，結論を下している。

ここに至って，上からの地元関係の「近代化」の主軸が，農業・農民政策における差別・選別政策と他方の低賃金労働力の専業化傾向の創出であることが，明らかになったといえよう。このような「近代化」＝地元関係の切り捨て方針は，昭和35年の「農林漁業問題基本答申」として結実したといえる。その答申の内容について明らかにすれば，切り捨てられる対象は相対的に下層農民であり，地元問題の1つである国有地の「売払い等の対象とするべき者は，原則として，今後農林業をあわせて合理的な経営を行ないうる者とすべきである」と，明記されていた。この方針は，後の昭和39年の林業基本法にも継承されていった。

以上のような地元施設をめぐる流れの中で，この期の実態調査の中心となったのは，主に法社会学研究者のグループによる「共用林野制度実態調査（I～VI)」(昭和33年～34年，林野庁）であった。この実態調査の成果は後に，『入会権の解体（I, II, III)』(川島武宜他編，東京大学出版会，昭和34, 36, 43年)，『農村と基地の法社会学』(潮見俊隆，岩波書店，昭和35年)，『日本林業と山村社会』(潮見俊隆編，東京大学出版会，1962年)，『国有地入会権の研究』(小林三衛，

東京大学出版会，1968年）などとして刊行された。前期の実態調査が林業経済，農業経済研究者などによっていたのに対して，今期のものは法社会学研究者によってなされた点に特徴をもち，それは同時にいくつかの長所と短所をあわせてもっていたと考えられる。つまり，それは地元関係を歴史発展的に見る点が十分でなく，「高度成長」下にある国有林経営を国家独占資本主義との動向でとらえきることができず，地元施設をめぐっての諸関係を，単に国有林（地主）対農民，つまり官有地入会権のみの関係としてしかとらえきれていないきらいがある。しかし，前期までの研究において，林業経済研究者により「捨象」[5]されてきた地元関係をめぐる労働力支配の実態を明らかにした点は，国有林経営の半封建的性格を証明する上で，大きな基礎を形成したものといえるだろう。

4）「高度成長」後

「高度成長」の終了と1970年の「総合農政」は，国有林地元問題にまたしても，大きな変化を加えた。国有林野活用法（昭和46年）は，「総合農政」の畜産拡大の施策とも相まって，国有林野内放牧地，草地の増加と拡大，地元への払下げ，林業構造改善事業による部分林の拡大，旧委託林の返地と部分林化をおし進めた。行政による調査の動向も，エネルギー革命による薪炭材の無価値化と併行して，国有林の畜産的利用に重点が置かれるようになり（「部分林および共用林野の実態調査(1)～(4)」林野庁管理課，昭和43～44年），さらに従来の薪炭共用林野については，その形骸化のみが国有林の側から叫ばれるようになってきている。

このような状況の中で，委託林をめぐる研究も従来の労働力調達機構に重点をおいて把握するもの[6]から，いくつかの新しい分析が試みられている。1つは，委託林制度の展開を上からの部落組合育成政策として，つまり産業組合政策の一環として理解するもの（後述する奥地，飯田の指摘）であるが，全面的に展開されているとはいい難い。2つは，旧製炭組合の再編成である国有林材生産協同組合などの造林請負事業体の研究（後述飯田）である。ところで，奥地の指摘は，「高度成長」期に林業の主要な問題が土地問題から労働問題へと移行した（「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」『立命館経済学』第22巻5･6号，昭和49年2月）という視角から分析したものであるし，また，飯田の研究（「造林請負事業体の研究」『林業経営研究所研究報告』1973年7月）も，それを地元施設をめぐる部落組合の請負事業体化の問題として実証したものである。両者に共通しているのは，その資本対賃労働の側面を強調することによって（それ自体は正しいが），今なお存在する土地問題が「古き土地問題」として，捨象されてしまう危険性を含んでいるところにある。

つまり，林業問題が土地問題から労働問題へ移行（その内容は薪炭生産の崩壊と山村農民のプロレタリア化，国有林造林請負事業体の上からの「資本」育成と労働者化，およびそれらをとりまく山村農民の圧倒的な兼業化）したとしても，土地問題としての地元施設の問題および山村労働者の土地もちプロレタリア的性格は，現に，今存在しているのであり，ただ移行を指摘するだけでは，山村農民の自主的な地元施設の利用の可能性を否定してしまう結果になり

はしまいか。山村農民の多様な土地利用の一環として，地元施設の問題を，労働問題のかかえている現段階の土地問題を解明する方向で，新たに展望することが重要であろう。

注

1) 森　巌夫「戦後における山村の変貌と林業経営をめぐる諸条件」『林業経営研究所研究報告』1970年1月，9頁で森は，「戦前において，わが国林業と山村を関連させ，それを全ぼう的にとらえた代表的名著の1つ」としている。

2) 鈴木尚夫『林業経済論序説』東京大学出版会，昭和46年，12頁。

3) 鷲尾良司「国有林野論　―戦後国有林経営の展開過程―」『林業の展開と山村経済』(塩谷　勉・黒田迪夫編) 昭和47年，267頁，「1966年8月の『林業構造改善事業のための国有林野の活用について』の長官通達を運用する段階で，前橋営林局では，0.7 ha 未満の耕地持ちは，土地経営者とし自立できそうにないので，部分林組合の構成員としては適当でない，とした (全国林業構造改善協議会：『林業構造改善事業事例集』1968年，p. 51)」。

4) 川上正道・上原信博『農業政策論』有斐閣，昭和47年，178頁では，筆者の見解とは逆に，「新農山漁村建設綜合対策」は「農業保護」政策的であると，その戦後増産的性格を強調し，農業基本法の切り捨て政策とは異なるとしている。

5) 島田錦蔵『国有林野地元利用状況調査の総括分析』林野共済会，昭和30年，333～334頁，「委託林制度とは明治以前に入会慣行の附帯していた国有林野に対して，入会の慣行を入会権として認めない代りに，その林野の保護を地元部落に委託し，その代償として一定の林産物を譲与する制度であった。地元民の保護義務の多くは形式にすぎなくて，実質は入会権解消の代償であったと理解する方が，真実に近い」。

6) 前掲，拙稿 321～327頁では，従来の委託林制度に関する研究を3分類している。

今，その内容を要約すれば，第1に農民的林野利用との対抗関係 (入会権否定の代償) としてのみ把握するものがある。この見解の代表者として，島田錦蔵 (『国有林野地元利用状況の総括分析』林野共済会，昭和30年，『林政学概要』地球出版，昭和45年)，鈴木尚夫 (『林業経済論序説』東京大学出版会，昭和46年) があげられる。

第2に，国有林の労働力調達機構に重点をおいてみるものがある。潮見俊隆 (「共用林野制度実態調査 (II)」林野庁，昭和33年)，『山に働らく人々<第2集>』(神山武広編集，全林野労働組合中央本部，昭和34年)，船越昭治 (『日本林業発展史』地球出版，昭和35年)，岡村明達 (古島敏雄編『日本林野制度の研究』東京大学出版会，昭和42年)，鷲尾良司 (塩谷　勉・黒田迪夫編『林業の展開と山村経済』御茶の水書房，昭和47年)，などがあげられる。

第3に，委託林制度をめぐる地元農家と国有林の労働力調達の関係を，地代形態＝「雇役」的性格として把握しているものがある。これについては，甲斐原一朗 (『林業政策論』林野共済会，昭和30年)，稲葉泰三 (前掲『国有林野地元利用状況調査の総括分析』)，崎山耕作 (「林業地代と国有林問題」『研究と資料』3，大阪市立大学，昭和33年)，森　巌夫 (前掲「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」)，奥地　正 (前掲「国有林における労働組織の形成と展開 (1)　―東北・秋田国有林を中心に―」) などの見解があることをあげておく。

しかし，以上3つの見解も，委託林制度それ自体を中心にして分析したものではなく，諸々の研究にあたって付随して述べられた意見であるため全体的な評価とはなっていない。したがって，個々の研究者においても，時々によって評価が変わっているので，一概に前述したように決めつけられない点も留意されなければならない。

しかしながら，あえて3つの見解を抑判的に摂取し，今，委託林制度と共用林野制度に代表される地元施設の分析方法を明らかにするとすれば，次の3点が課題としてあげられよう。第1に，農業経営と結

びついた林野利用の形態と構造を発展段階的に区別し，その林野利用と国有林がどう結びつき，どう干与したか，林野利用をめぐる農民層分解に国有林がどう関係したのかを明らかにすることである。第2は，また同時に林野利用を通して国有林はいかなる形態と質の労働力をどう再生産させたのか，その再生産構造を明らかにすることであろう。この方向については，甲斐原一朗が前掲書で，つぎのように述べている。「国有林地元施設の展開は，いわば『分有地』をもつ農民を創出するのであって（中略），むしろ農民層解体の阻止要因として作用するのである」(124頁)。第3に，地代形態として理解する内容については，これまでの研究には，1つの欠陥があろうと考えられる。それは，委託林による出役を「賦役」=労働地代としてとらえていることであり，この理解は多くの論者にみられる。しかし，労働地代は「剰余価値の本来的形態」であり，それは封建地代でしかありえないのであって，少なくとも明治維新後の日本資本主義の下の国有林経営に機械的に適用するのは正しくない。資本主義社会にありながら，「労働地代」（個別地主経営における）の可能性をもつ，労働関係については，次の補節で「雇役」を論述する中で明らかにする。

補節　雇役制度（Отработочная система）に関する分析と適用の意義および限界

本報告は，レーニンの雇役制の理論に基本的に依拠しつつ，委託林制度の解明を進める。したがって，本節ではやや詳しく雇役について述べることにする。雇役および雇役制的とはロシア語で отработка, отработочный であり，本来は「労働で債務を弁済する」[1]ことを意味しており，封建的徭役と類似した「雇役」という訳語について日南田静真は疑義を述べ，「債務弁済労働」が適切であると指摘している[2]。筆者もまた，ほぼ同様に雇役=債務支払的，または債務弁済的労働と理解し，以下論述を進める。

ところで，レーニン自身においても，雇役は2通りの理解があるとされている。1つは，雇役を封建地代として考えるものであり，他の1つは，いわば「前期的賃労働」とみるものである。この「矛盾」（論理的に）する2つの理解をどう統一するかは，今後の大きな課題である。

1. 雇役=封建地代の理解

レーニンは，『ロシアにおける資本主義の発展』(1899年）の中で「雇役制度（基本的には農民の労働による債務支払）を，地主経済の封建的経済制度から資本主義的経済制度への移行期=過渡期の一形態であるとし，それは賦役制度の直接の残存物であり，また，経済的側面は，賦役制度と同じであるとしている。このような雇役制度（その種類は多様なのであるが）について，レーニンはもっとも普及しているものとして，土地代償としての雇役をあげている」[3]。

「最後に，土地の代償としての雇役は，あるいは分益小作の形態で，あるいは農民に貸出された土地や土地用益やその他の代償としての労働という直接的な形態で，非常に普及している」[4]。

そして，「このような地主所有地の農民への貸地（農民にとってみれば借地）は，決して地主の自家経営の拒否ではなく，農民的労働力を固定化させるという方向としては，私有地耕作の発展であるという意味」[5]で，次のように指摘している。

「とくに興味あるのは，土地の代償としての雇役の形態，いわゆる雇役借地および現物借

地の形態である。われわれは前章で資本主義的関係が農民の借地にどう現われているかをみたが，ここでみる『借地』は賦役経済の単なる名残りとしての借地であり，そして一片の土地を分与することによって領地に農村労働者を確保する資本主義的制度へいつのまにかうつっていくことがときどきある借地である（中略）。こうして，われわれはここでまったく特殊な種類の借地を見るのであるが，それは，地主による自家経営の拒否ではなく，私有地耕作の発展をあらわすものであり，また，農民の土地所有の拡大による農民経営の強化をではなく，農民の農村労働者への転化をあらわすものである（中略）。こんどわれわれは，地主経営においても土地の貸出しが対立した意義をもっていて，ときには，それは経営を他人にわたして地代の支払をうけることであり，ときには，それは自家経営を営む方法であり，領地に労働力を確保する方法であることを，知るのである」[6]。

以上のように，雇役が地主に対する債務支払い労働でありながらも，1861年の農奴解放以降も依然として，「賦役的」性格を有していたこと，および地主経営と農民小経営の発展という，2つの発展形態の対抗関係の所産として，レーニンが雇役制度を見ていることは明らかである。とくに問題になるのは，「賦役的」性格をレーニンがいかに理解していたのかであるが，レーニンは雇役＝封建地代とも考えられるような強調をしている。以下，長くなるが引用する。

「われわれがどういう債務奴隷制のことを農奴的債務奴隷制と呼んでいるのか，説明しよう。農村に住んでいるものはだれでも，つぎのような場合を知っている。地主の土地と農民の土地が隣りあわせになっている。解放のさい農民は，彼らに必要な土地を地主に切り取られ，放牧地，牧場をきりとられ，森林を切り取られ，家畜の水飼場を切り取られた。これらの切り取られた土地がなければ，放牧地や水飼場がなければ，農民はどうにもしようがない。いやでもおうでも地主のところにいって，水ぎわまで家畜を通らせてくれとか，放牧地，その他をつかわせてくれとか，たのまないわけにはいかない。ところで，地主は，自分では経営をいとなんでおらず，おそらく無一文でさえあるが，ただ農民を債務奴隷にすることで生活しているのである。農民は切り取り地をつかわせてもらうかわりに，金をもらわずに地主のために働き，自分の馬で地主の土地を耕し，地主の穀物や採草地を刈り入れ，地主のために脱穀し，ところによっては旦那の土地に自分の，農民自身の肥料まで施し，旦那の屋敷に麻布や，卵やいろいろの家畜をとどける。農奴制度のころとまったく同じである！　そのころには，農民は，だれかの世襲領地に住んで，その人のためにただで働いたものだが，いまでは農民は，貴族委員会の手で解放されたさいに取り上げられたその同じ土地をつかわせてもらうおかえしに，ただで旦那のために働く場合が非常に多いのである。これは，以前に変わらぬ賦役である。いくつかの県では，農民は自分でもこの労働のことを賦役あるいはバンシチナ〔ポーランド語で『賦役』の意〕と呼んでいる。われわれが農奴制的債務奴隷制と呼ぶのは，このことである」[7]（傍点は引用者）。

この指摘はレーニンによって，さらに深化させられ，土地をてことした賦役制と，それに

基づく「経済外的強制」の可能性の条件としてまで高められた。

「農民経済は地主経済から完全に分離されていなかった。というのは，地主の方に農民の分与地のうちのきわめて本質的な部分が，すなわち，『切取地』，森林，採草地，家畜の水飲場，放牧地がのこされたからである」[8]。それ故，「『経済外的強制』の可能性もやはり，のこっていた。すなわち，一時的義務負担の状態，連帯責任，農民の体罰，公共事業に農民を徴用すること，などがそれである」[9]。

2.　雇役＝資本主義的賃労働の理解

1では雇役＝農奴制的債務奴隷制＝賦役（封建地代）という関係が強調されているが，『ロシアにおける資本主義の発展』が刊行された1899年には，『農業における資本主義』を執筆し，ここでは逆に農業労働者の特殊土地もち的性格について言及している。

「小農業者の農業賃労働（あるいは，同じことだが，分有地を有する作男および日雇労働者の類型）は程度の差はあってもすべての資本主義国に特有な現象である」[10]（傍点は引用者）。

また，長くなるが同様に，「最後にカウツキーは，資本主義的農業の限界を設定する条件の一つとして，労働者の不足―農村から住民がはなれる結果―が，大経営者をして労働者に土地を分譲させ，また，地主に労働力を提供する小農をつくりださなければならないようにしている，という事情を指摘している。まったくなにももたない農業労働者はまれである。なぜなら，農業では，厳密な意味での農業経営は家計とむすびついてあるからである。あらゆる範疇の農業賃金労働者が，土地を占有しているか，あるいは土地を用益している。小経営があまりにはげしく駆逐されるときには大経営者は，土地を売るか，また土地を貸与して小経営を強化し，あるいは復興させようとつとめるのである（中略）。このように，資本主義的生産方法の限界内においては，農業における小経営を駆逐することはできない。なぜなら，農民層の没落があまりにひどくなる場合には，資本家や地主自身が小経営を復興させようとつとめるからである」[11]。

この2つめの指摘では，地主に対する債務支払い労働を，土地もち労働者によるもの，つまり賃労働関係とみており，農業労働一般を賦役の残存物とはみていない。したがって，ある程度の不鮮明な点が，前述の雇役＝封建地代およびその具体的形態である経済外的強制との関連では，レーニンの見解にあることが指摘されている[12]。

以上，1と2でレーニンの雇役に対する理解が2通りあることを明らかにした。しかしながら，1，2の共通点を明らかにすれば，雇役をつねに地主経営と農民小経営との対抗関係の2つの道の所産として想定しており，単に地代形態だけを静止させて問題としているのではないことは明らかである。したがって，雇役についても不変なものとは考えず，むしろ，それの資本主義による変化，駆逐を前提としていることは何よりも留意されるべきである[13]。

3.　国有林経営の資本主義的発展への適用の意義と限界

上述のように，レーニンの雇役制の理論は，地主経営の資本主義化のコースにおける農民

的労働力の存在形態（土地への緊縛），調達機構，さらに再生産構造について明らかにしたものである。したがって地主経営一般のブルジョア化と，その中でいかなる労働力が調達され，再生産され，どう「近代化」され，つまり完全な意味での近代的な雇用労働力が形成され，また形成が遅れるのかという傾向性については，地主経営としての国有林経営との類似性がある。したがってその点では，雇役制の理論を地主経営としての国有林経営に適用することができようし，その実証と適用は第2章以降で行なう。

しかし，このような類似性にもかかわらず，いくつかの点でレーニンが雇役制を想定した点とは異なるところがある。そのうち，主要な2点をあげる。

まず，ロシアの地主経営と国有林経営の段階差である。レーニンは，1861年の農奴解放から主に，ストルイピンの土地改革，後の社会主義革命の時期までを想定している。また，『ロシアにおける資本主義の発展』では，19世紀後半台までを対象とし，ロシアにおける独占資本主義段階以前である。これに対して明治維新後，明治10年代までに土地官民有区分を日本資本主義の原蓄過程（国有林の原蓄過程と同様に考えていない）として行ない，その結果成立した国有林は，明治32年（1900年）の国有林野法，明治30年代から始まる特別経営事業および官行研伐事業によって，その土地所有のブルジョア化を進めてゆくのであるが，この段階は日本主義が産業資本主義段階への到達と同時に早期的に独占段階に突入する時期である。以上のように日本の国有林の場合を分析するには，レーニンの雇役制理論のほかに独占段階の規定をとりいれなければ，国有林経営資本主義化の分析は行ないえないといえる。

ついで，雇役制の中心になる中農の概念についての差があろう。レーニンは，「やといもせず，やとわれもせず」という中農（小農）概念に依拠しているが，国有林の場合は雇用労働力の大半が明治30年代から40年代の寄生地主制の確立により，小作兼業化している農民であり，「やといもせず，やとわれもせず」という中農（小農）概念とはくいちがう。この点でもレーニンの中農（小農）概念を，そのまま適用できない限界がある。

注

1) 日南田静真『ロシア農政史研究』御茶の水書房，1966年，62頁。
2) 同上，64頁。
3) 前掲，拙稿 325頁。
4) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』国民文庫版（I），1972年，231頁。
5) 前掲，拙稿 325頁。
6) 同上，325～326頁。
7) レーニン『貧農に訴える』国民文庫版，1967年，77～78頁。
8) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』224頁。

なお，前掲，『貧農に訴える』の全集刊行委員会の事項訳注によれば，「分与地」とはつぎのとおりである。つまり，「分与地」とは1861年の農奴改革によって，各農民に分け与えられた小面積の用益地であり，処分権は各農民になく，農民の所属しているミール（共同体）にあった。分け与えられた土地は有償買却であり，したがって地主や国家から農民が借金をして買いとった。その結果，借金を通じて債務弁済

的な労働関係が残った。「切取地」とは，やはり1861年に，ツァーリ政府の決定した法定の分与基準をこえる土地は農民から（以前から用益した土地でも）取り上げられて，地主に与えられたものであるが，農民は，「切取地」とよんだ。

また，農奴解放後のロシアの森林がどのように取り扱われたかを，「分与地」との関連で説明しているのは，増田富寿『ロシア農村社会の近代化過程』御茶の水書房，1964年に詳しい。それによれば，領主的土地所有の支配下にあった農民よりも，国有地農民の方が，解放後は「分与地」としての森林を取得しているとし，これは領主的土地所有の下では，森林は農民に分与されなかったためであるという(123頁)。

9) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』225頁。

10) レーニン『農業における資本主義』国民文庫版，1970年，46頁。

11) 同上，45～46頁。この点について，1903年のレーニン『貧農に訴える』42頁では，「地主の債務奴隷になるのは，だれよりも中農が多い。なぜなら，地主にとっては，出来高払いの仕事をさせるためには，落ちぶれきっていない百姓が必要であり，その百姓が馬二頭をもち，経営に必要なものは一とおりもちあわせていることが，必要だからである。中農は，なかなか出かせぎに出られない。――そこで，彼らは，穀物を借りたり，放牧地を使わせてもらったり，切取地を賃借したり，冬のあいだに金を借りたおかえしに，地主の債務奴隷となるのである」。

12) 例えば日南田，前掲書。

13) 同上，菊地昌典『ロシア農奴解放の研究』御茶の水書房，1964年。前掲，拙稿326頁によれば，レーニンは雇役制の発展方向を，雇役I型（農民の自分の用具，馬，牛をもつ労働）から，雇役II型（農民の自分の用具，馬，牛をもたない労働）への移行であり，「この過程は，雇役制の資本主義による駆除の過程であるとしている。商品経済の発展は，現物経済に依拠している中農層（中農層は雇役制の基礎である）の分解をつよめ，雇役制を解体させる方向にむかう。よって，地主経済においても，雇役制度から資本主義制度への移行という経済組織の変化が，基本的に貫徹される」というのが，レーニンの『発展』段階の認識である。

第2章　林野利用制限の開始と慣行特売制度および育林労働組織の形成（明治39年～大正12年）

第1節　秋田営林局における育林労働力と委託林制度の地域性

1.　秋田営林局における地域性

1)　森林構成と水系別地域

委託林が東北地方の営林局に多いのは前述したとおりだが，この点を秋田営林局をとり，とりわけ，本報告で課題とする委託林制度と育林労働力の農民兼業的性格の相関性に絞って，考察を進める。

秋田営林局管内は，水系によって大きく3つの地域に分けることができる。第1は，花輪から五城目営林署までの米代川水系地域とする（後掲第1，2，3図においてNo. 1～15)。第2地域は秋田から湯沢営林署までの雄物川水系地域とする（同様に，No. 16～23)。第3地域は酒田から米沢営林署までの最上川水系地域（同様に，No. 24～32）とする。

まず，秋田営林局管内における各営林署の針葉樹蓄積率〔針葉樹蓄積／総蓄積×100(%)〕と，（人工造林＋天然更新）造林率〔既往造林面積／署面積×100(%)〕を，昭和10年度をとり

「秋田営林局事業統計書」により明らかにする。ここで，昭和10年をとった理由を述べれば，戦前期における委託林，簡易委託林の設定，とりわけ委託林が面積などをみてもほぼ確定するのが，この年であることによる（前掲第1，2表参照）。さて局全体では針葉樹蓄積率（以下蓄積率と略）は27.5%，造林率は24.0%である。米代川水系地域は蓄積率は46.0%，造林率は30.6%とほぼ平行的に高いといえる（蓄積率と造林率の関係が逆転しているのは花輪と毛馬内の両営林署でそれぞれ7.8%—26.9%，4.1%—26.7%であり，両署とも委託林が多い）。最上川水系地域はその逆であり，造林率は相対的に高く（20.6%），蓄積率は低いが（3·4%），米代川水系地域よりは造林率は低い。雄物川水系地域は，米代川水系地域から最上川水系地域への移行帯といえるもので，両者の中間的性格，つまり造林率も中位（26.3%），蓄積率も中位（37.5%）という性格を有している。

ここで（人工）[1] 造林率の高さは，国有林野に存在する農民的林野利用が造林によって，排除されてきた結果と考えられるから，米代川水系地域は農民的林野利用が強度に排除され，雄物川水系地域は中位に，最上川水系地域は他の2地域よりは強く農民的林野利用が存在していたものと考えることができる。また，針葉樹蓄積率は前述のこととも関連して，薪炭生産存在の物的基盤の弱化を示す指標と考えられる。農民的林野利用を排除された米代川水系地域はその率は高く，したがって薪炭生産などの基盤は小さく，（国有林）地主型用材林経営が進んだ。最上川水系地域はその率は低く，農民的薪炭生産や多様な林野利用の物的基盤のあることを示している。雄物川水系地域は両地域の中間型であり，地主型用材林経営と農民的薪炭生産が併存している地域といえよう。本節2で分析する角館営林署は，雄物川水系地域に属しており，秋田営林局管内でも一応平均的な性格を（蓄積率20.0%，造林率27.5%），森林資源の構成では有している。

2)　兼業労働力と委託林の相関

ついで，第1，2図により，委託林，簡易委託林の地域的傾向について明らかにする。まず，第1図によれば委託林そのものの絶対的面積は，雄物川水系地域，最上川水系地域で多く，米代川水系地域においては少ない（花輪，毛馬内は前述したように例外的である）。また，委託林面積の署面積にしめる率も，雄物川水系地域，最上川水系地域が高い。このうち，雄物川水系地域に属している角館営林署の率は最高であり，この意味では角館営林署の委託林は，秋田営林局の委託林分析を進める場合の典型的な対象といえよう。ついで，第2図により簡易委託林についてみると，委託林とほぼ同様の傾向を示すが，米代川水系地域においても一定程度の面積をしめており，委託林よりはその分布の地域的集中性は弱いといえよう。

最後に，最も重要な課題である育林（造林）労働力の兼業的性格と委託林制度の相関を第3図で分析する。昭和10年度時点の局平均の造林労働力兼業率〔兼業延人員数／総延人員数×100（%）〕は76.2%，委託林面積率は3.9%であり，これを基礎にして4つのブロックに分けてみる。(A)ブロックは委託林率が高く，また兼業率も高く，最も強い正の相関を示している。

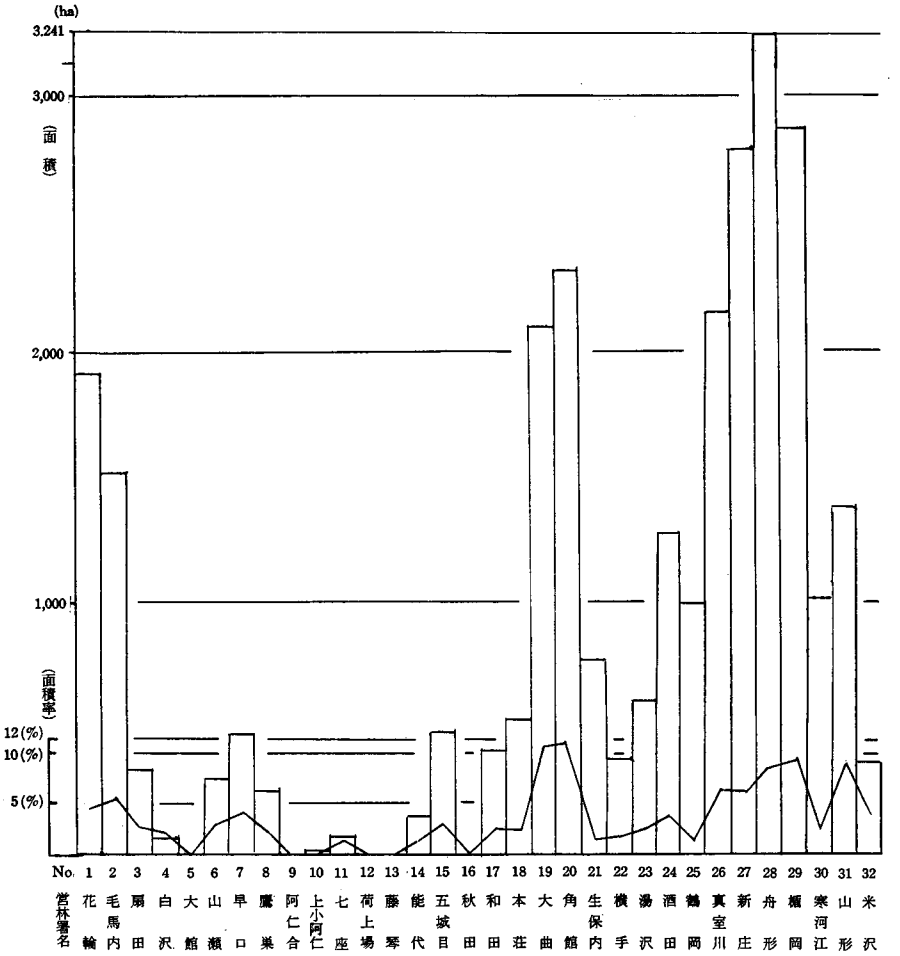

注： 1) 棒グラフは委託林面積，実線は委託林面積率。

2) 委託林面積率＝$\frac{\text{委託林面積}}{\text{署面積}}\times 100(\%)$

出所：「昭和10年度委託林実績調」(秋田営林局) より作成。

第1図 秋田営林局における委託林の分布 (昭和10年度)

(B) ブロックは，委託林面積率も高いが，逆に兼業率は低い。(C) ブロックは，委託林面積率は低く，兼業率も低い。(D) ブロックは，委託林面積率は平均より低く，兼業率は高い。

全営林署32のうち，(A) は8，(C) は12をしめており，両者合計で20営林署となり，兼業労働率と委託林面積率は強い相関を示している。また，(A) のうち，最も強い相関を示しているのは，No. 20 の角館である。この相関を前述した3水系地域別にみると，(A) のうち，米代川水系地域に属しているのは No. 1 の花輪，No. 2 の毛馬内だけであり，同水系地域営林署数16のうち2である。また，(A) の営林署数8のうち，米代川水系地域は2，雄物川水系地域も2，最上川水系地域は4である。(C) に属している営林署数12のうち，米代川水系地域は8，雄物川水系地域は3，最上川水系地域は1であり，(A) と (C) の傾向から，相関の最も強い地域は最

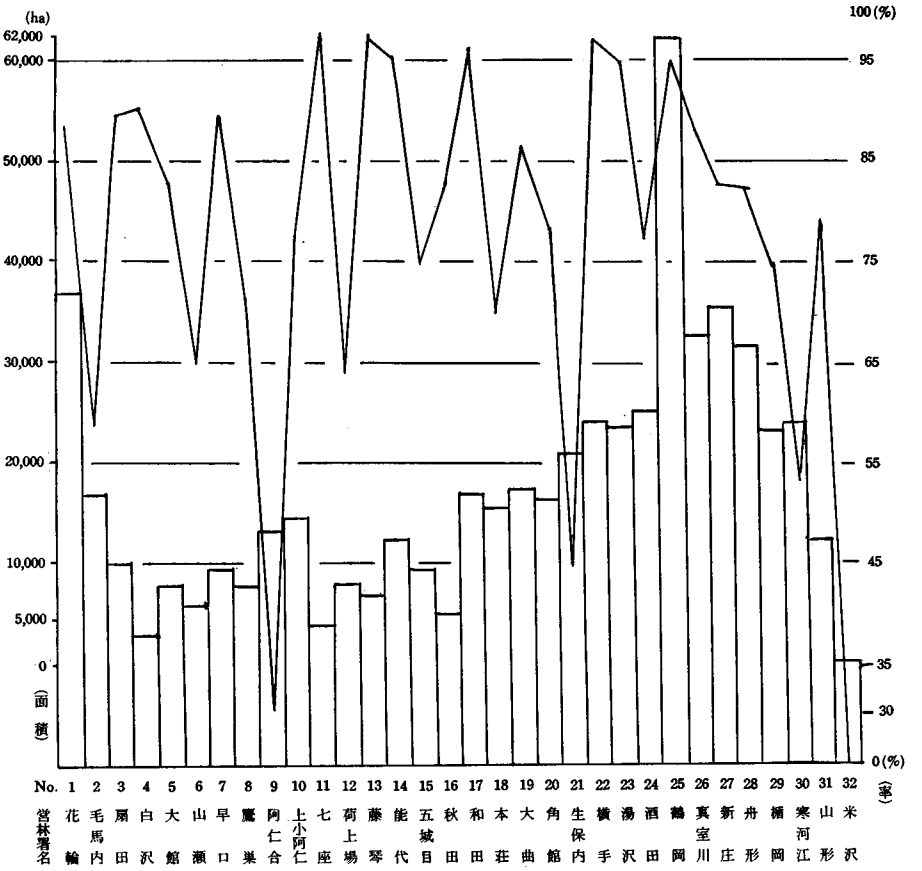

注：1) 棒グラフは簡易委託林面積，実線は簡易委託林面積率。

2) 簡易委託林面積率＝$\frac{\text{簡易委託林面積}}{\text{署面積}}\times 100(\%)$

出所：同第1図

第2図　秋田営林局における簡易委託林の分布（昭和10年度）

上川水系，ついで，雄物川水系地域といえる。以上のように秋田営林局においては，造林労働力の兼業率と委託林面積率の相関は明らかであり，それも3水系地域によって差があることが判明した。ところで，兼業率の高い地域ほど農民的性格が強くなるため賃金を比較するとき，専業地域賃金に対して兼業地域賃金が安くなると考えられる。「秋田営林局事業統計書」による昭和10年の数値は，以下のとおりでこのことを証明している。すなわち，(A)における専業労働者の賃金（男・女こみ，総賃金/総出役者数）は0.645円であり，(C)での賃金は0.685円である。

ところで，第2章以降主な分析対象とする角館の他に，生保内，横手の営林署をも事例として引用している。仙北平野において，生保内は角館よりもさらに北部の山間に位置し，横手は南部の平野に位置しており，両者とも(D)ブロックに属しているが，兼業率は平均近くであり，委託林面積率は低いという性格を有している。

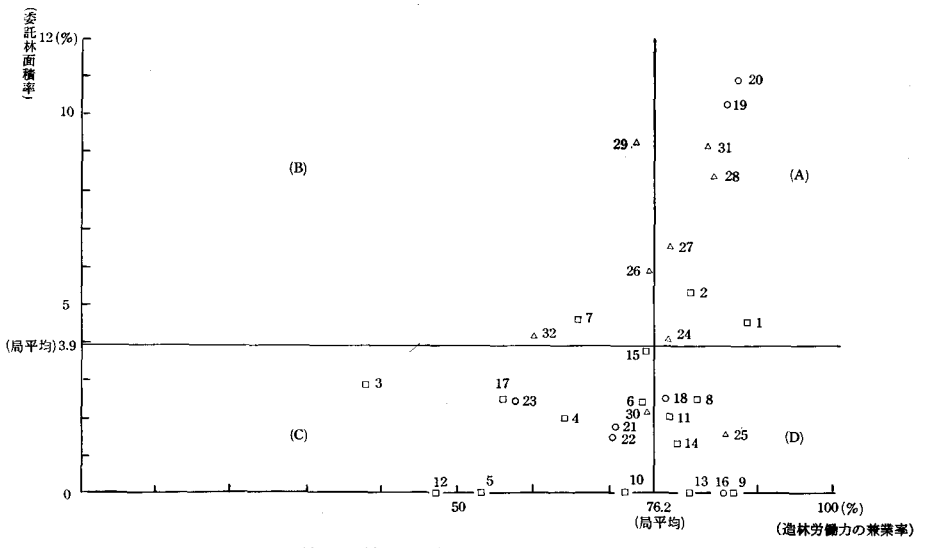

注： 1) 造林労働力の兼業率＝$\frac{\text{兼業造林延人員}}{\text{総造林延人員}}\times100(\%)$，委託林面積率＝$\frac{\text{委託林面積}}{\text{営林署面積}}\times100(\%)$

2) □印は米代川，○印は雄物川，△印は最上川水系。

3) 表中の番号は，前掲第1図の営林署番号。

出所：「秋田営林局事業統計書」(昭和10年) より作成。

第3図 造林労働力の兼業的性格と委託林の相関 (昭和10年度)

2. 角館営林署管内の地域概況と委託林制度

1) 地域概況

主たる分析対象である角館営林署管内の山林は，旧藩時代はその大半が御直山，運上山，銅山掛山などの領主的山林所有のもとにあり，明治維新後も大半が国有林としてひきつがれたといえる[2]。したがって，大正12年に管内に設定された委託林も大半が封建的林野領有制度の継承物である (後掲第15表)。また，営林署の管理面積は大正13年以降，現在に至るまで，ほぼ20,000 ha 台にある[3]。

管内の町村は，現在，角館町 (旧角館町，中川村，白岩村，雲沢村)，田沢湖町の一部 (旧生保内村，神代村，田沢村)，西木村 (旧西明寺村，桧木内村)，そして中仙町の一部 (ただし，昭和40年以降) である。

さて，第1に管内旧町村の林野率などを示せば，第5表のとおりである。管内町村の大宗をしめる旧神代村，旧西明寺村，角館町は農村および農山村であり，旧桧木内村は山村であることがわかる。つぎに第6表によれば，国有林野率は旧桧木内村と旧神代村が60% であり，また管内平均でも約50% をしめる軒下国有林地域であることがわかる。しかもこの国有林野率は，戦後の国有地処分がなされていなかった時点では，さらに高かった。管内の町村は，秋田県有数の稲作地帯である仙北平野の最北端に位置し，仙北平野のヒンターラントとも呼びうる地域[4]であり，冬期の積雪は多い[5]。このことは，この地域の裏作が戦前から殆んどないという

第5表　角館営林署管内の主要地元町村の土地，人口，世帯数

県・町・村	総土地面積 (ha)	総世帯数 A	総人口 (人)	農家数 B	農家率 $\frac{B}{A}\times100$ (%)	林野率 (%)	耕地率 (%)	水田率 (%)
秋田県	1,157,270	299,458	1,241,376	118,771	40	74	13	85
角館町	15,773	4,153	16,817	1,446	35	78	11	85
田沢湖町	67,351	3,614	14,924	1,701	47	85	4	88
西木村	26,557	1,727	7,457	1,257	73	90	53	86

注：田沢湖町は，旧神代村を含み，西木村は旧桧木内村，旧西明寺村より成り立つ。
出所：「70年センサス」より作成。

第6表　角館営林署管内地元町村の林野率と国有林野率

県・町・村	総土地面積 A (ha)	林野面積B (ha)	林野率 $\frac{B}{A}\times100$ (%)	国有林野面積 C (ha)	国有林野率 $\frac{C}{A}\times100$ (%)
秋田県	1,157,270	860,506	74	410,826	35
角館町	8,664	6,114	71	1,451	18
旧角館町	612	135	22	41	67
〃 中川村	3,615	2,576	71	978	27
〃 雲沢村	4,437	3,403	77	432	10
旧神代村	7,968	6,032	76	4,701	59
〃 西明寺村	7,362	5,785	79	2,886	39
〃 桧木内村	19,195	18,020	94	11,667	61
合計 (地元町村)	43,189	35,951	83	20,705	48

出所：「70年センサス」より作成。

第7表　神代，桧木内両事業区における委託林設定以前の管内の林相

事業区	面積 (ha) 合計	立木地	その他	蓄積 (m^3) 合計	針葉樹	濶葉樹
神代	5,557.65	4,827.60	730.65	319,427.35	206,160.87	113,266.48
桧木内	15,242.29	14,432.19	810.10	1,760,282.40	118,114.71	1,642,167.70

出所：1) 前掲，拙稿 328頁より引用。
2) 原資料は神代事業区については「大正3年3月神代事業区普通施業案第1次検訂説明書」による。桧木内事業区については，「大正9年6月桧木内事業区検訂施業案方針書」による。

稲作単作構造[6]とあいまって，冬期間の農家副業（「高度成長」により現在は解体）のほかに出稼，日雇などの賃労働のしめるウエイトが高かった。

第2に，営林署事業区の特徴を，地元との関係で明らかにする。戦前，管内は2事業区にわけられていた（第7表参照）。1つは，神代事業区であり，スギ天然生林を軸にした用材林経営地帯として展開した。他の1つは桧木内事業区であり，広葉樹天然生林を中心とした薪炭生産と拡大造林を基軸にして展開した[7]が，旧藩時代からも薪の大規模な生産がされていた。神

代村の農業生産は水田稲作が中心であるのに対して，桧木内事業区の中心をなす桧木内村は，畑作地帯であった[8]。また，その山村的性格と相まって 神代村に比して早期から農民の賃労働者化が進んだ。他方，これとは逆に神代は水田稲作と結びついて，より農家兼業的性格の強い労働力地域として展開したといえる[9]。

2) 委託林の推移

前述の「委託林設定方針」が大正9年より山林局長より出され，秋田大林区署もこの方針により，委託林設定のための調査を開始した[10]。角館小林区署管内においても，「大正九年以降慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査」（以下，「大正9年調査」と略）が実行され，大正12年

第8表　角館営林署管内における委託林の推移

年　度	署管内面積 (ha)	委託林面積 (ha)	設定箇所	受託者数 (部落)	受託者数 (戸数)
大正 12	20,815.66	2,089.11	13	42	812 (535)
—	—	—	—	—	
昭和 1	20,823.12	2,112.44	15	42	
2	20,879.78	1,936.36	15	42	
3	21,077.16	1,936.36	20	43	
4	21,077.21	1,946.30	20	43	
5	21,096.04	1,946.30	20	43	—
6	21,076.88	1,946.30	20	43	
7	21,055.53	2,155.39	22 (1)	60 (2)	
8	21,056.79	2,023.11	20	46	
9	21,063.19	2,318.00	25	60	
10	21,063.19	2,318.00	25	60	1,260 (615)
11	21,085.65	2,318.00	25	60	
12	21,085.69	2,318.00	25	60	
13	21,076.47	2,500.46	25	62	—
14	21,076.47	2,500.46	24	65	
15	21,066.30	2,312.61	25	60	
—	—	—	—	—	
18	—	—	—	—	— (645)
—	—	—	—	—	—
24	21,009.82	2,495.63	16	70	—
25	21,943.36	2,492.90	16	—	1,414 (720)
26	21,906.01	2,492.90	16	—	1,413 (719)

注：1) 設定箇所で（　）は他営林署にまたがるもの。受託者数（部落）も同様。
　　2) 受託者数（戸数）の（　）は神代事業区のみのもの。

出所：1) 前掲，拙稿 331 頁より引用。
　　2) 原資料は，「秋田営林局事業統計書」による。ただし，大正12年については「昭和10年度委託林実績調」（秋田営林局），大正12年度受託者数（戸数）は，「大正九年度以降慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査書類」，大正12年度神代事業区受託者数（戸数）は「神代事業区施業案説明書（大正12年）」による。神代事業区は設定見込みのもの。

度に委託林が設定された。この点に関連して，小林三衛は普通の委託林で最も早く設定されたのは，大正14年の香川県綾部郡岡田村の委託林である[11]としているが，これは事実として正しくないであろう。

角館における設定後の推移は，第8表のとおりである。「昭和7年から9年を1つの画期として委託林面積，設定箇所，受託部落数が若干増加していることが特徴としてあげられる」[12]が，この傾向は秋田営林局全体としても，ほぼ同様といえる。第8表中，神代事業区では，大正12年から昭和26年までの28年間に，受託戸数は184戸増加しており，年平均6戸である。大正12年から昭和10年までは年平均12戸増，昭和10年から18年までは年平均4戸増，19年から26年までは年平均9戸増であり，戦時中の新規加入が少なかったこと，ないしは制限されていたことが読みとれる。また，戦後は設定当時と同数程度の増加がなされたことも注目すべきである。さらに，第8表で指摘しておかなければならないのは，委託林面積が管内面積のほぼ10分の1だということである。これは，「委託林設定方針」の規定「第2(1)委託林設定面積ハ第1(1)（普通委託林……引用者注）ニ依ルモノニアリテハ地元ニ於ケル国有林野面積ノ10分ノ1ヲ標準トシ……」[13]によるものといえる。

つぎに昭和7年に，簡易委託林を設定する方針「委託林設定ノ方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」（山林局通牒）が出される。以後，角館営林署でも，種々の調査がなされたらしく，「昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類」（角館営林署）としてとりまとめられている。しかし，設置が統計書に現実的に表われてくるのは昭和10年以降であるが，7年以降10年までの間にも様々な形で入林利用を許可していたものと考えられる（国有林経営にとっての支障が委託林より少ないため）。第9表によれば，委託面積，所在市町村数，設定箇所については昭和10年以降大きな変化はないが，受託部落数，受託戸数については昭和16年以降，戦時

第9表　角館営林署管内における簡易委託林の推移

年　度	簡易委託林面積 (ha)	所在市町村数	受託部落数	受託者戸数	設定箇所	譲与産物見積価額総数 (円)
昭和 10	16,744.29	5	97	2,058	12	2,418.760
11	16,703.39	5	97	2,051	10	2,873.730
12	16,697.16	5	97	2,044	10	3,734.100
13	16,689.84	5	98	2,075	10	3,734.100
14	16,862.53	5	98	2,092	10	3,875.450
15	16,862.53	5	104	2,092	10	4,207.910
—	—	—	—	—	—	—
24	16,777.15	—	97	—	—	82,318
25	16,777.15	—	—	2,727	—	130,530
26	16,679.66	—	—	2,940	—	142,640

出所：1) 前掲，拙稿 332頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

経済下で増加をしたものとみられる。これは，前述の委託林受託戸数が戦時中は，大きく増加しなかったことと対応しており，委託林の「肩代わり」的機能を，簡易委託林が果したものといえる。

注

1) 角館営林署においても，施業方針として，天然更新が支配的になるのは昭和9年以降であるため，既往造林の殆んどが人工造林といえる。
2) 前掲，拙稿 327 頁によれば，明治7年内務省所管，11年内務省直管，14年農商務省山林局，19年秋田大林区署角館派出所，23年西明寺小林区署，生保内小林区署に分割，27年角館小林区署を分割 (西明寺，生保内小林区署を合併)，大正3年生保内小林区署を分割，13年角館営林署と改称，昭和40年営林署管轄区域の一部変更 (生保内営林署より白岩担当区，大曲営林署より中仙町豊岡の一部) しているが，現在と同様な所有管理形態の基本が形成されたのは，大正13年時点である。
3) 「昭和52年角館営林署管内概要」によれば，管理面積は 25,117 ha，他に官行造林地 2,609 ha を有している。8担当区より成り立ち，作業員は定員内 16，常用 43，定期 55，計 114 名である。造林面積は昭和52年は 158 ha，収穫量は 69,500 m^3 (予定) となっている。
4) 前掲，拙稿 329～330 頁。
5) 同上，329 頁。
6) 秋田県「秋田県農業の動向」昭和25年，38～39 頁によれば，全耕地面積中，水田割合は県平均で 82.7%，仙北郡で 85.8% (いずれも 1950 年センサス) であり，一毛作割合は県平均，仙北郡平均とも 99.9% (昭和22年県統計調査課) である。また，仙北郡内においても，山間部は必ずしも稲作収量は高くなく，技術も遅れていた (48 頁)。
7) 前掲，拙稿 328 頁。
8) 前掲「秋田県農業の動向」92 頁によれば，雄物川流域中，平坦部は稲作地帯であり，山間部は稲作および畑作 (大小豆，雑穀，蔬菜) 地帯である。
9) 山形県国有林野経営協議会「地元山村における国有林労働の需給構造に関する実態調査報告書 (続)」昭和30年，200 頁は，角館営林署に隣接する生保内営林署玉川地区の就労状況の分析をしている。それによると玉川地区の玉川担当区就労の造林労働者 105 名中，34 名が桧木内村，19 名が神代村出身である。また，桧木内は 34 名中 4 名が日雇および非農家であるが，神代はすべて農家である。
10) 秋田大林区署「秋田大林区署経営要録」大正10年，48 頁によれば，大正7年と9年に能代，酒田両営林署に風潮防止保安林として 347 町が，地元2町長を契約者として設定されているのみである。「当署管内ハ東北地方ノ山林分布状態ノ例ニ漏レス国有林野ノ面積比較的広大ニシテ国有林野ノ主副産物ニ依リテ生業ヲ営ム部落アリ、又ハ改租処分ノ際故ヨリ之ヲ国有ニ移シ後チ下戻訴訟ノ係争ノ目的物トナリタルモノ等特殊ノ事情アリ、林野経営上又ハ保護管理上委託林ヲ設置スルハ必要ナルヲ認メ、之ガ設定ニ努力スル所アリタルニ拘ハラズ地元部落民ハ未ダ委託林ノ趣旨ヲ了解スルコト尠キカ或ハ部落民ニ於テ相互ノ縁故ニ依ル受託区域ノ紛議等アルカ為メ、其ノ設定成績未ダ見ルベキモノナシ (中略)。将来薪炭材ノ欠乏ト其ノ供給慣行ノ状況ニ基キ保護管理ノ成績ニ鑑ミ益々国有林ト地元トノ円満ナル接触ヲ図ルベク積極的施設ノ見込ヲ以ラ目下諸般ノ調査計画中ニ属ス」
11) 小林三衛『国有地入会権の研究』東京大学出版会，昭和35年，74 頁。
12) 前掲，拙稿 330 頁。
13) 同上，332 頁。

第2節　寄生地主制確立期における農民層分解と林野利用

1.　農民層分解の状況と林野利用

日本における寄生地主制の確立期は，その地域差を伴いながらも，ほぼ明治30年代から40年代といわれている[1)]。しかしながら，この点は第10表でも明らかなように秋田県ではその確立は若干遅れており，大正中期から昭和初期がその確立期とみられる。したがって少なくとも，国有林で慣行特売のみが唯一の地元施設の中心となったともいえる，この段階では，地主制は秋田県ではまだ確立の途上にあったといってよいだろう。また山間部では，さらに比較的地主制の確立が平場に較べて遅れていたといえる。例えば，角館営林署管内桧木村についての

第10表　秋田県における自小作地率の推移

年度	総数			自作地		小作地		仙北郡
	田畑合計 A (ha)	(内田) B (ha)	$\frac{B}{A}\times100$ (%)	面積 C (ha)	$\frac{C}{A}\times100$ (%)	面積 D (ha)	$\frac{D}{A}\times100$ (%)	小作地率 (%)
明治 14	125,930.6	—	—	84,718.9	67.3	41,211.7	32.7	
16	131,420.8	—	—	84,669.0	64.4	46,751.8	35.6	
18	139,373.7	97,252.9	74.6	78,336.8	60.1	52,036.9	39.9	
33	133,233.7	97,874.2	73.5	69,669.6	52.3	63,564.1	47.7	
35	135,554.2	98,765.2	72.3	70,786.6	52.2	64,769.6	47.8	
37	134,964.0	98,060.6	73.1	68,896.3	51.0	66,067.7	49.0	—
40	135,264.5	99,448.0	73.8	67,052.9	49.6	68,211.6	50.4	
42	135,449.0	99,831.7	73.7	66,690.5	49.2	68,758.5	50.8	
大正 1	134,622.2	100,005.4	74.3	66,954.0	49.0	68,668.2	51.0	
3	135,063.5	100,551.1	74.4	66,512.0	48.5	69,551.5	51.5	
5	135,734.2	101,511.3	74.9	65,566.9	48.3	70,167.3	51.7	
7	136,680.7	102,421.3	74.9	64,964.7	47.5	71,760.0	52.5	62.3 (大正 8)
10	136,784.8	103,548.1	75.8	62,439.4	45.6	74,345.4	54.4	
12	136,977.3	104,099.5	76.0	64,685.3	47.2	72,292.0	52.8	—
昭和 1	137,964.4	105,302.4	76.3	65,624.9	47.6	72,339.5	52.4	
3	138,812.4	106,643.5	76.8	64,234.3	46.3	74,578.1	53.7	67.3 (昭和 1)
5	143,724.3	115,905.9	80.6	62,282.9	43.3	81,441.4	56.7	
7	143,700.9	115,778.7	80.6	62,225.5	43.3	81,478.4	56.7	—
10	143,587.0	115,553.8	80.6	63,566.0	44.3	80,021.0	55.7	
12	143,648.4	115,353.5	80.3	64,842.9	45.1	78,805.5	54.9	63.1 (昭和13)
15	143,999.2	115,437.7	80.2	64,796.6	43.9	79,202.6	55.0	64.1 (〃 16)
17	140,060.5	114,287.9	81.6	61,451.7	45.0	78,608.8	56.1	64.4 (〃 17)
20	128,821.8	105,780.9	82.1	55,378.3	43.0	73,443.5	57.0	65.0 (〃 20)
22	119,597.3	99,444.8	83.1	53,870.6	45.0	65,726.7	55.0	60.5 (〃 22)
24	119,017.9	99,191.3	83.3	103,660.3	87.1	15,357.6	12.9	10.9 (〃 24)

出所：「秋田県統計書」より作成。

明治33年度の自小作別農家構成は，つぎのとおりで小作が圧倒的に少ないことがわかる*。

* 「自作戸数　二〇一戸　六割二〇
自作兼小作戸数　八三戸　二割五〇
小作戸数　四〇戸　一割二二
即チ純自作者ハ全耕作者ノ六割二分ニ当リ純小作者ハ僅ニ一割二分余ニ過キス本邦ニ於テ農家資産ノ平均ヲ得タル本村ノ如キハ稀ナリ」[2]。

このように，この段階の農業生産力の拡大は，調査地域では自作農を中心とした比較的フラットな村落構造の関係の下で展開したと考えられる。そして，その中心となった水田稲作生産力を支えてきたものは，この段階では，湿田—自給肥料—人耕体系の技術であったといわれている[3]。例えば，明治33年度における角館営林署管内町村の属する仙北郡38町村の233大

第11表　角館営林署地元主要3村の明治後期における農業生産の概要

農業生産の概要	神代村	桧木内村	西明寺村
総戸数	548	344	403
総人口	3,199	1,990	2,317
農家戸数	440	240	245
農家人口	2,603	1,332	1,883
1戸当り本村内の土地反別			
田	2.13 町	1.35 町	1.91
畑	0.40	0.40	0.36
山林	0.92	51.90	1.35
原野	0.46	66.77	2.26
1戸当り本村人所有の土地反別			
田	1.83 町	1.20	1.35
畑	0.38	0.38	0.33
山林	0.22	51.57	1.29
原野		66.14	2.10
農家1戸当り生産			
米 甲	5.741 石	—	16.328
米 乙	27.391	11.308	27.725
大豆	0.890	11.369	1.266
大麻	0.639 貫	1.977	0.469
藍	0.011	0.988	0.037
繭	0.016	1.017	0.124
馬疋	0.9 頭	1.5	0.77
小豆	—	0.203	—
雑穀	—	0.012	—
林産物	—	32.160	—
馬1頭当り可能厩肥	1.5 町	0.9	1.5

出所：秋田県仙北郡役所「秋田県仙北郡農事調査報告下巻」明治36年より作成。

字のうち，乾田は33大字のみで，大半は湿田ないし半乾田のままであった[4]。そして，この傾向は山間部でさらに顕著であった。

湿田—自給肥料—人耕体系において，重要な役割を果す自給肥料は，大半が厩肥であった。山間部は比較的，採草地，原野などに恵まれており，また，国有林による採草地利用の制限も，特別経営事業の初期には本格的に行なわれていなかったため，平場より厩肥が盛んで，より遅くまでのこった。したがって，第11表のように神代，桧木内，西明寺の3村においても，最も山場の桧木内が一番採草，放牧条件に恵まれていたため，1戸あたりの馬飼育頭数も多く，その結果として厩肥作りも活発であった。人耕は，大正中期より乾田と馬耕体系にとってかわられるが，この段階の馬の飼育は，仔取りと肥料源的利用が主たるものであり，馬耕としての役畜的利用は主として大正中期以降をむかえてからである。

以上のように，この段階の林野利用は，自作農を中心にした水田耕作体系と結びつき，やはり自作農を中心とした草地，原野の利用，肥料源としての牛，馬の放牧と仔取りが，支配的であったとみられる。しかし，林野利用はこれだけでなく，その他にも冬期間の農家副業と結びついた種々の林野利用があった。詳細は，2.にゆずるとして，簡単に，神代村，桧木内村，西明寺村の事例を明らかにする*。

*　神代村「草靴、莚、縄、其他ノ藁細工ヲ主トシ山付キノ村落ニテハ薪炭ヲ採ルモノアリ稲調製肥料運搬ノ如キモ勿論冬季ノ仕事トス」。

桧木内村「冬季ノ職業ハ一定ノモノナシ旧正月ニハ主ニ米ノ調整ヲナシ旧正月後ハ阿仁鉱山ニ米ヲ運搬スルモノアリ或ハ薪炭製造ニ従事スルモノアリ女ハ主ニ大麻ノ苧扱キヲナス男女トモ藁細工ヲナスモノ殆ントナシ本村ハ養蚕業盛ンナレハ蚕座製造ヲ冬季職業トナシ又夏季中ニ使用スヘキ草靴其他ヲ尽ク冬季中ニ製造シ置ケハ従来ノ職業ニ合シテ冬季閑暇ニ苦シムカ如キコトハナカムヘシ」。

西明寺村「旧正月前ハ主稲扱ヲナシ其後ハ薪炭ヲ採リ又ハ貨物ヲ運搬シテ賃金ヲ得雨天ニハ草刈リニ出ツルモノアリ又ハ休業スルモノアリ」[5]。

2.　国有林地元農家の林野利用

この期の国有林地元農家の林野利用の中心となっていたのは，結論的にいえば「盗伐」と放牧であったといえる。地元林野利用については，この他にも前述したように採草地利用や農家副業と結びついた様々な形態があった[6]が，ここでは一応，「盗伐」と放牧利用の2つに絞って検討を進める。この理由は，1つには国有林経営にとって，とりわけ特別経営事業を実行するにあたって，具体的な施業を行なう上での足かせになっていたこと，2つには，地元農家の小商品生産としての重要な位置をしめていたためである。

1)「盗　　伐」

土地官民有区分，国有林野法制定，そして特別経営事業とによって，国有林地元農家の林野利用のうち，最も大きく制限されたのは農民の「用材林経営」，つまり「盗伐」であった[7]。まずここで，明治39年の角館小林区署神代事業区における「盗伐」の例を示せば，1 杉皮，2

桶樽[8]，3 柾角，4 柿柾，5 小葉，6 丸太その他，7 膳盤を目的とするものがあげられている*（「明治39年神代事業区施業案沿革史」）。そして，その具体的な「盗伐」方法は，技術的にも高度なものであった。

＊「前各列記ノ如クナルモ其重ナル疲害ヲ与フルモノハ第一（杉皮……引用者注）ニ属スルモノニシテ即チ樹液流動ノ時期ニ於テ直径ノ大ナラザル枝条ノ少ナキ樹幹ヲ有スル林木ヲ伐倒シ其皮ヲ剝取シ樹幹ハ林地ニ放棄スルモノナリ故ヲ以テ貴重ナル樹幹ハ価格ノ低廉ナル杉皮ヲ窃取センカ為メ犠牲ニ供セラレ林地ニ於テ累々推積シテ其腐朽ニ委ネルヲ常トス（中略）。二項（桶樽……同上）ヨリ六項（丸太その他……同上）ニ至ルモノハ重ニ木質良好ナル且ツ直径ノ大ナル林木ヲ伐倒シ其良部ヲ窃取シ末木ハ林地ニ放棄スルヲ常トス。第七項（膳盤……同上）ハ重ニヒバ根株ヨリ製作スルヲ以テ其疲害ヒバニ於テ尤モ大ナリ以上ノ如クナルヲ以テ第一項ニ属スル盗伐ハ一定ノ時期ニノミ行ナハレ其ノ他ノ盗伐ハ一年中各季ヲ通ジテ絶エス行ハルルモノトス」[9]。

また，このような「盗伐」は前述のように農民的な林野利用の一形態として行なわれ，その販売先は主に，営林署管内町村の経済的中心地である角館町などの商人であったと考えられる。例えば，前掲「明治39年神代事業区施業案沿革史」には，盗伐者は「地方ノ資産家ト気脈ヲ通ジタリヨリ容易ニ撲滅スル事カタク」とあることからも，その一端がうかがえる。

このように，「盗伐」の目的，方法，販売先などよりみても，「盗伐」は農民的な技術を前提とした農家副業としての営みであったといえる。したがって，その技術は国有林の用材林を前提とした地主的なそれとは，農民的な林野利用技術という点で，全く異質なものであった。したがって，農民も国有林雇用労働者としての技術は殆んど身につけていなかった*。

＊「地元村民ノ大多数ハ不規律ナル盗伐ヲ以テ殆ンド事業ノ如クナセルモノナルヲ以テ官行事業ノ如ク規則的ノ業ニ従事スルヲ嫌フカ為メナリ而シテ之レ等ノ杣夫ハ元ト盗伐ヲ事業トセルヲ以テ杉皮ヲ剝取シ又ハ長杣ヲ製作スル等或ハ特殊ノ技術ニ於テ著シク発達セルモノアルモ丸太ヲ造材スル等普通一般ノ杣夫ニシテハ技術尤モ劣等ナリ」[10]。

つぎに，「盗伐」の質をふまえ，その量的問題を分析する。第12表によれば，秋田県では明治30年代の初期に「盗伐」のピークをむかえているとみられるが，角館小林区署管内では遅れて明治38，39年にピークをむかえた。しかし，角館の「盗伐」は営林署伐採量の半数と同じくらいの「盗伐」があったとみられ，いきおいはまことに激烈であった。もとより，このような「盗伐」の拡大は単に地元農民の官有地入会権の否定に対する解放要求に基づくばかりでなく，この期の木材市場の展開と農民の林野利用の拡大という条件にも支えられていたといえよう。一方，国有林は，1つは官行事業による雇用の増加，2つは林野利用の制限と相まった「盗伐」そのものの徹底的取り締り（例えば角館町での営林署自身による捜査），3つは2とは表裏一体の慣行特売制度による地元農家に対する部分的な慰撫政策で，「盗伐」に対拠していった。

第12表 秋田県国有林と角館小林区署における盗伐量の推移

年度	秋田県国有林伐採量		(外) 盗伐				角館小林区署伐採量		(外) 盗伐			
	用材A (尺〆)	薪材B (束)	用材C (尺〆)	薪材D (束)	用材盗伐率 $\frac{C}{A}\times100$ (%)	薪材盗伐率 $\frac{D}{B}\times100$ (%)	用材A′ (尺〆)	薪材B′ (束)	用材C′ (尺〆)	薪材D′ (束)	用材盗伐率 $\frac{C'}{A'}\times100$ (%)	薪材盗伐率 $\frac{D'}{B'}\times100$ (%)
明治26	183,691	108,595	23,161(尺〆)									
27	304,433	90,333	33,434									
28	259,357	44,264	22,077									
29	135,485	62,335	21,968									
30	208,704	51,546	20,348									
31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	—	—	—	—	—	—						
33	231,141	63,661	168,004	150	72	0.2						
34	350,076	81,065	51,966	150	15	0.1						
35	351,594	58,312	75,883	428	22	0.7						
36	201,758	54,801	78,036	165	39	0.3						
37	399,811	56,498	70,229	125	18	0.2						
38	660,459	54,703	61,280	367	9	0.6	31,886	2,190	15,641	0	49	0
39	1,071,852	68,602	70,254	280	7	0.4	33,009	3,202	21,136	5	64	0
40	1,036,500	82,511	40,718	244	4	0.2	—	—	—	—	—	—
41	946,254	96,656	34,997	153	4	0.1	—	—	—	—	—	—
42	1,235,178	66,049	35,344	99	3	0.1	47,387	5,041	9,368	2	11	0

注： 角館小林区署は，明治38, 39, 42年とも県内で盗伐量が最多である。
出所：「秋田県第27回統計書（勧業）」明治30年，42年より作成。

2) 放　　牧

つぎに，国有地利用の放牧による牛，馬産の動向について簡単に明らかにする。仙北郡角館小林区署管内は，県内でも有数の放牧がなされた地域である。また，その放牧期間は5月下旬から10月下旬までで，昼夜にわたって行なわれていた*。

* 「本県における放牧の慣行は甚だ少なく現在は夏季を通じて昼夜放牧を行ふのは仙北郡田沢，生保内，桧木内，北秋田郡前田，荒瀬，鹿角郡大湯，其他山本郡，南秋田郡，河辺郡の一部に算するに過ぎず」[11]。

この主要馬産郡の馬産の推移を示せば，第13表のとおりで，明治12年に比較すると37年は総数において若干減少しており，また，北秋田，由利，仙北，山本の4郡でも減少しているが，一方，他郡は増加している。この傾向は，明治30年代以降，馬産の中心が従来の山間部から平場へ移行してゆくことに起因している。とはいうものの，明治37年においても4郡の優位性は明らかであり，その優位性は放牧可能地を含んだ大面積の国有林野が存在するという条件に，当時なおも恵まれていたことによる[12]。

第13表　明治期における秋田県主要馬産郡の馬産頭数

郡名	明治12年			明治37年			明治12年	明治37年	明治16年	明治16年
	総数 A	牝馬数 B	生産総数 C	総数 A	牝馬数 B	生産総数 C	生産率 $\frac{C}{B}\times100$ (%)	生産率 $\frac{C}{B}\times100$ (%)	林野中官林比率 (%)	民林中草山比率 (%)
北秋田	14,550	11,300	2,350	11,350	10,520	1,610	21	15	98	58
由利	13,000	9,810	950	11,400	9,020	1,740	10	19	54	46
仙北	11,240	8,300	1,480	10,300	9,750	1,710	18	17	90	53
山本	9,720	6,200	1,610	8,360	5,390	1,210	25	22	95	65
他郡計	17,180	12,670	1,680	22,100	15,580	1,930	13	12	—	—
合計	65,690	48,280	8,070	63,510	50,260	8,200	16	16	92	50

出所：1) 近藤康男編『牧野の研究』1959年，186頁より引用。
2) 原資料は，明治14年勧業牧畜綴（秋田県庁資料），明治16，17，33年は「秋田県統計書」。

3. 特別経営事業と林野利用の制限

この期に角館小林区署神代事業区では，事業区面積約5,700 ha中，明治39年から大正12年の間で約1,200 haが造林された。このうち，半分は特別経営造林であるので，国有林未立木地＝放牧地，原野，草地はそれだけ減少した。その結果，「広大な国有林野の牧野利用を基盤に成立していた自給的馬産経営の自給的生産過程を支えていた国有林野の牧野利用は廃絶され，旧来の馬産経営を支えた基礎条件が崩れ去った」[13]。また，他方，施業案編成による管理の強化は，「盗伐」の減少をもたらした。

いま，この「盗伐」の減少傾向をみれば，前掲第12表に明らかである。秋田大林区署中の秋田県分で，明治36年に用材で39%に達した「盗伐」が，特別経営事業の開始と同時に急

減していくのが読みとれる。一方，角館小林区署では明治39年にピークが訪れ，簡易施業案の編成と同時に減少をむかえたことは前述したとおりである。このように，「盗伐」の減少の要因は，国有林経営の本格的な展開と強く結びついているが，単に施業案編成に基づくばかりでなく，国有林の経済外的な圧力にもよっていた*。ところで，角館小林区署管内の「盗伐」で特徴的なのは，県全体の傾向とは逆な薪材のウエイトの低さと用材のウエイトの高さである。これは，何よりも前述したような樽や桶などの小商品生産が他地域に比する時，活発であったためである。

* 「是レガ保護方法トシテ保護区員ヲ増シ之ヲ監励シテ国有林ノ巡視ヲ周倒ナラシムルト同時ニ盗伐犯人等カ平素ノ動静ニ対シ細密ニ之ヲ観察セシメ一方ニハ該賍品ノ集散地タル角館町其他ニ於テ故買犯人ノ捜査併ニ之レ等カ平素ノ挙動ニ注意シタルヲ以テ昨年度ニ比シテ殆ンド四〇%迄犯人ノ退減シタルヲ認ムルニ至レリ」[14]。

つぎに，放牧利用などの変化について分析する。角館小林区署管内の桧木内村では，馬産頭数は明治40年代にピークをむかえ，やはり簡易施業案が編成された明治41年以降は，一貫して減少に転じたことが，第14表より明らかである。これは要するに，1つには施業案編成による特別経営事業の未立木地＝放牧地，採草地への造林，2つには山火防止により火入れが許可されなくなり，従来の採草地の採草収量が減少させられたことと草質の低下によっていた。このような放牧地，採草地への造林と火入れの禁止は最初は徹底的に*，後には「限定地」としての面積縮小による存続という形態** で，硬軟あわせて実行された。

* 「秣苅取慣行地トシテ施業ノ制限ヲセルモ昨今火入其他取締ノ厳密ナルトニヨリ（中略）為ニ農民ハ将来秣採取地ノ絶滅セム事ヲ憂慮シ……」[15]。

** 「維新前ニアリテハ濫ニ国有林ヲ使用収益シ放牧放火ノ慣習アリタルモ晩近ニ至リテハ保護管理

第14表　秋田県における主要馬産村の馬産頭数の推移

		明治15	22	30	40	大正1	10	昭和3
仙北	田沢村	153	144	157	74	94	67	40
	桧木内村	113	123	132	144	108	61	49
北秋田	前田	230	247	282	177	209	171	129
	上小阿仁	181	208	167	101	83	89	69
	荒瀬	173	245	207	139	170	105	92
	A（仙北郡）	846	890	890	756	766	593	466
	B（北秋田郡）	1,315	1,314	1,292	900	981	827	673
南秋田郡太平村		147	158	138	94	76	82	47
由利郡矢島村		188	177	194	182	147	152	90
山本郡東雲村		212	169	173	156	109	121	105

注：Aは仙北郡上位10村合計，Bは北秋田郡上位10村合計。
出所：1) 近藤康男編，前掲書 189頁より引用。
　　2) 原資料は，秋田県庁資料，秋田県畜産史。

ノ宜シキト人智ノ開発ニ伴フテ稍々愛林思想涵養セラレ之等ノ弊害減少スルニ至リタルハ喜ハシキ現象ト云フベシ　然レドモ前述ノ如ク放牧地周囲ニ柵馬柵アラザル個所多ケレド漸次築設セシムベシ　施業案編成ニ際シテハ秣場及放牧地限定セラレタルハ出来得ル限リ此等範囲内ニ於テ貸付ケ使用セシメル方針ナリ」[16]（傍点は引用者）。

このような国有林の「エンクロージャー」ともいえる管理の厳しさと，それが地元に与えた影響の大きさは，つぎの神代村の村方資料* でも明らかであり，いわば一種の地元経済の「解体」さえもたらした。馬産衰退開始以前の明治31年には，「本村ハ養蚕馬産及林産物ニ富ムカ故ニ収支相償ヒ経済上楽観的ナル得ル」[17]と書かれた桧木内村と同様に豊かであったと考えられる（神代村「梅沢ハ貧民少ナキ方ナル」）[18] 神代村の農家経済は，馬産の衰退により解体と再編の途をたどっていくことになる。

* 「卒田国有林（神代事業区……引用者注）ニアリテハ、字谷地津ノ内ニ八千坪、明治一三年ヨリ一五年迄放牧許可セラレタリ、今大影、小影国有林ノ内面積五〇町明治三八年ヨリ大正三年迄引続キ放牧許可ナリタリ。字院内国有林ハ維新前迄ハ全山運上山銀ヲ納メ使用シ来リシモ、現在ニ至リ植林政策ノタメ大イニ其ノ区域ヲ縮小セラレタリ。又秣刈取ハ従来ヨリ大正二年迄卒田国有林全部払下ヲ得、代金ハ下草一束ニツキ金何程トシテ税金上納刈取ヲナシタルモ、施業案編成ノタメ大イニ縮小セラレ、大正三年ヨリ谷地ノ幾分ニ限ラレタリ……。卒田ノ梅沢・岡崎ノ国有林ハ林業政策ノ結果トシテ古来ヨリ慣行シ来レル牧場モ漸次其区域縮小セラレタルヲ以テ、年々肥料ニ欠乏ヲ来シ牛馬ノ放牧杜絶スルニ至レル（中略）。……火入差留ノ結果草生不良虫害劇甚ヲキワム、殊ニ村ニ於ケル畜産業縮小ノ止ムナキニ至ル結果、日日困憊ヲ極メ破産者続出シ移住スルモノ多シ」[19]。

注

1) 栗原百寿『現代日本農業論』青木文庫版（上），昭和47年。
2) 秋田県仙北郡役所「秋田県仙北郡農事調査報告下巻」明治36年。
3) 計見良宣「秋田県仙北農業地帯の構成」調査資料第13輯，農民教育協会，1958年，12頁によれば，「この大正中期―昭和恐慌前に成立する中農層の生産力構成は，明治30年代の湿田―自給肥料―鍬耕の稲作法に対して，耕地整理―乾田馬耕を基本とし，耕種法の改善を随判したものであって，その成立は，明治末期から大正末期に至る期間にあり，地主階級の首導のもとに展開された。秋田県農業3県令の制定（明治37年～38年）とその廃止（大正15年）が仙北農業成立を画するものである」。
4) 秋田県仙北郡役所，前掲書上巻により算出。
5) 秋田県仙北郡役所，前掲書下巻。
6) 秋田大林区署「秋田大林区署経営要録」大正10年，15～16頁によれば時期は若干ずれるが，次のように記述している。「秋田地方ニアリテハ冬季農閑期ヲ利用シ副業トシテ藁工品ノ製作ヲナシ其製品ハ主トシテ北海道方面ニ移出セラルヽヲ例トシ、重要ノ生産品トシテ年々発達シ来リ婦女子ノ如キモ相当ノ収入ヲ得ルガ故ニ国有林労働者ノ供給ニ関係スル事尠ナカラズ、且藁ノ消費量頗ル多額ニ上リ当局ハ農民、自家用藁ノ欠乏ヲ憂ヘ消費制限ニ関シ警告ヲ発シタル程ナルヲ以テ藁縄其ノ他藁工品ヲ多量ニ使用スル国有林伐木運材事業ニモ少ナカラザル影響アリ　次ニ労力関係以外林産物ニ対スル関係中稍特記スベキハ養蚕業ニ必要ナル木炭及桑葉ニシテ従来国有林ヨリ供給セシモノ相当ニ多ク其ノ他稲架用材トシテ杉其他ノ間伐材ヲ払下ゲヌ桜桃、林檎箱材トシテ杉雑立木ノ製材原料ヲ処分シ来レリ、又冬季農閑期ニ於テ山間ノ住民ガ製炭ヲ稼業トシテ生計ヲ営ムコトハ国有林経営ト離ルベカラザル関係ニアリ」。
7) この段階の分析を進めるにあたって，森林盗伐の評価は何よりも重要である。それは，明治6年から10年

代へかけての土地官民有区分による「ブルジョア」的国家的土地所有=農民的林野占有，所有の否定と排除の法制度的確立，明治30年代に開始される特別経営事業と官行斫伐事業の本格化による国家的林野所有制度の経済的確立，大正4年の大審院判決による国有地入会権の最終的排除，に対する国有林地元農民の抵抗を示すものである。その形態もさまざまであったが，入会地囲い込みに対する抵抗が主軸になった所では，全村，全階層的な形態が支配的であったとされている。しかし，「ただ一般的にみて，明治後半以降には村内あるいは部落内での上層農民には盗伐人となるものが減少してくる」(潮見俊隆「森林犯罪の法社会学的研究　—歴史過程の分析—」林野庁，昭和32年，94頁) といえ，明治期後半以降の盗伐は，村落内下層農民が中心となり実行されたと考えられる。つまり，明治期後半以降，上層農民と下層農民の「盗伐」をめぐる経済的矛盾が拡大し，国有林側は，上層農民を手中に入れ部落秩序によって，下層農民の「盗伐」を規制していったといえる。そして，この規制を実行する手段の中心になったのが，特別経営事業と本章で分析する慣行特売制度であろう。特に前者は，「明治後年期にしだいに確立してきた地主制と相まって，かれらの国有林からの用材林解放の要求にこたえた特別経営事業の展開であって，これは，国有林利用を，一部の地主や木材業者に限ることとなった。同時に，かれらは，その恩恵施与に対するものとして愛林組合，森林保護組合を結成して，国有林の保護取締を援助した。これらの事態が現出すると，国有林での盗伐を防止することは，一層容易になったといわれている」(潮見，前掲論文 98頁)。

また，森林盗伐は単に抵抗だけにとどまらず，林業経営発展における地主的な道と農民的な道の2つの道の対抗関係として理解されなければならない。明治維新による資本主義の発展は，商品経済の発展を促し，木材と林産物の商品化はいやがおうにも高まってゆく。この高まりの中で農民は自家用ばかりか，稼業用の小商品生産者として山林 (国有林) より自由に木材を伐出し，あるいは山中で木業，ミソ桶，樽などを自由に作り販売し，商品経済の拡大に対応した。しかし，国家的林野所有の確立と経営の展開は，農民の経営つまり農民的な道を上から封殺し，国有林に依存しなければ再生産してゆけない，いわば「分与地農民」=国有林に緊縛された低賃金労働力を，創出していった。

8) 前掲，潮見論文 83頁によれば，「このような二つの事例 (盗伐……引用者注) は，明治30年の後半期頃から多く見いだされてくるものである。この事例が多くなる社会的経済的基礎は，ようやく本格化した国有林造林事業の展開とそれにともなう国有林の管理保護の強化と相まって，旧藩時代より樽丸製造販売を余業として生活していた農民への圧迫と，国有林からしめだされた農民が比較的に『分のいい』しごととして盗伐に参加しそこに現金収入をもとめるものがすくなくなかったことによるものであろう」。

9) 「明治39年神代事業区施業案沿革史」。

10) 同上。

11) 秋田県畜産組合『秋田県畜産史』昭和11年，371頁。

12) 近藤康男編『牧野の研究』東京大学出版会，1959年，49頁，「明治初年の牛馬生産地域たる北秋田郡・仙北郡両郡二〇ヵ所のうち仔馬生産一〇〇頭以上の村は、田沢・桧木内 (仙北郡)、前田・阿仁合・荒瀬・七日市・沢口 (北秋田) の諸村であった。これらの馬産村には広大な林野が地籍内にあったが、とくに上阿仁合・荒瀬・前田・田沢の四ヵ村では五千町以上の林野があり、桧木内・七日市でも二千町以上に及んでいた。しかも各村ともに林野の九五%以上は国有林であって、『山河富饒』といわれた林野の大部分は国有林を意味していたのである。また各村の民有林野の大半が草山で、この草山と国有林の牧野利用の上に馬産が成り立ちえていた」。

13) 同上，192頁。

14) 「明治39年神代事業区施業案沿革史」。

15) 「明治44年同上沿革史」。

16) 「明治45年同上沿革史」。

17) 秋田県仙北郡役所，前掲書下巻，明治36年。

18) 同上。

19) 近藤康男編，前掲書 192頁。

第3節　慣行特売制度と育林労働組織の形成

明治32年の国有林野法制定以後，地元農家の国有林野利用が大きく制限されていったのは，前述したとおりである。この中でとりわけ，「盗伐」と，馬産の基礎である牧野利用が激しく減少させられたが，これとは逆に拡大していったのが上から唯一作られた地元利用制度である慣行特売制度である。この制度の経済的性格は前述したように，林野利用が制限された結果没落してゆく農民を，この制度を基軸に部落上層農を要としつつ，国有林労働力として再編成しようとしたものであった。そして，この労働力が特別経営事業期の育林労働力の中で大きなウエイトをしめることになる。さらに，自家用，稼業用をとわず地元部落に対する薪炭材などの払下げは，殆んどが委託林設定以前は慣行特売制度によっていた。以下，施業案の分析により，同制度の特徴を明らかにする。

1.　施業案と慣行特売制度

ここでは，払下げの経営的基礎となる施業案における慣行特売制度について分析する。

神代事業区では，明治39年から大正2年まで簡易施業案による経営がなされ，その中で慣行特売制度はつぎのように2つの意味で位置づけられた*。1つは，慣行特売制度をてことして，その恩恵として地元農民を森林保護に出役させる，2つは盗伐防禦策として有効だろう，ということである。とくに，前者については単に見回りや，春秋期の山火事番などの森林保護にとどまらず，造林出役をも伴っていたと考えられるが，その出役さえも後者，つまり盗伐防禦策としてあった**。

*　「本事業区ノ四周ニハ多クノ部落アリテ中ニハ一村挙ケテ盗伐ニ従事シ生計ヲ立ツル者サヘアリ今後保護ヲ厳ニシ之ヲ鎮圧セザルベカラザルハ勿論ナリト雖モ之等部落民ノ多クハ冬期糊口ノ資ヲ得ベキ何等ノ職業ヲ有セザル者ナルニ依リ単ニ之ヲ威嚇シ之ヲ検挙スルモ到底其跡ヲ絶ツ事能ハザルベシ故ニ先ツ渡世木トシテ雑木ヲ与ヘ製炭ニ従事セシムベク又当地方秣草ヲ刈取ルベキ民山ニ乏シキヲ以テ今後モ尚本事業区ヨリ之ヲ供給スル等一方愛撫ノ意ヲ示ス事必要ナリ勿論以上ノ雑木及秣草ハ森林ノ保護ヲ条件トシテ之ヲ与ヘ若シ彼等ニシテ其ノ責任ヲ尽サヾル場合ニハ一時之等ノ恩恵ヲ剝奪シテ痛苦ヲ与フベシ恐ラクハ盗伐防禦ノ一策タランカ而シテ之ヲナスト同時ニ一方ニ一定ノ証票ヲ与ヘテ入山セシムル等取締ヲ厳ニセザルベカラズ」[1]（傍点は引用者）。

**　「前科者及其家族ヲ疾視セス機会アレバ懇篤ニ訓戒ヲ与ヘコレヲ官行事業ニ造林ニ使役スルノ策ニ出テタルヲ以テ十中八ハ正業ニ就クヲ喜ブニ至リ前年度ニ比シ大ニ犯人ノ減退ヲ見タリ」[2]（傍点は引用者）。

2.　慣行特売制度の経済的実態

まず，払下げ立木について検討を加える。前掲「大正9年調査」に，やや時期は後半となるが大正5年から9年までの角館小林区署地元払下げの実態がある。第15表がそれであるが，払下げの中心が薪炭材にあることは明白である。これは先にも述べたように，国有地の囲い込みにより馬産と「盗伐」が減少させられ，かわりに副業として，薪炭業に別の道を見出だすのを余

第15表　大正5年から9年までにおける角館小林区署払下げ実態（薪材，用材別）

	村	大字	字	払下げ材積 薪材 (石)	(束)	用材 (石)	関係国有林
1	桧木内	下桧木内	松葉，高屋，畑中，山口	45,057	(806)	—	御直山
2	〃	上桧木内	鷲ケ台，栗掛	13,177		888	—
3	〃	下桧木内	吉田，小波内，小滝	51,032		592	—
4	〃	〃	相沢，木田，菅谷，久保，大台野	12,469		69	—
5	〃	〃	下田，高沢	24,512		8	—
6	西明寺	西明寺	潟尻	1,501		—	運上山
7	生保内	潟	大沢，田子ノ木	3,511		—	御直山，運上山
8	田沢	田沢	春山	—		—	運上山
9	神代	卒田	(大字) 神代 (字国館を除く)	23,559	(4,948)	—	御札山，運上山
10	〃	梅沢	森ノ腰，谷地川，東田，大船，手習石	12,163		—	運上山
11	〃	岡崎	院内	8,912		—	御留山，運上山
12	西明寺	小淵野	(字後川を除く)	12,320		—	運上山
		西荒井	(内一部を 〃)				
	神代	東前郷	西荒井	—		—	—
13	西明寺	西明寺	潟野，佐曽田，堂村，荒町	13,329		—	運上山
14	〃	上荒井	堀田	121	(7,387)	—	—
		門屋	漆原，屋敷田，入江	—		—	—
15	〃	上荒井	新屋，山根，大野堰，寺村，西野	4,205	(2,063)	—	—
16	中川	山谷川崎	雫田，大場，黒沢，山谷，黒森，高屋	8,617		—	運上山
17	西明寺	小山田	高野，上門屋	9,199		—	〃
18	〃	〃	堀内，石川原，小原木，八津，鎌足	12,045		—	〃
19	角館町	岩瀬	下河原他2	—		—	—
20	雲沢	西長野	野田他1，2	—		—	—
計	—	—	—	255,729	(15,204)	1,577	—

注：1)（　）は小柴。用材については自，稼別は不明。
　　2) 19，20については調査されていない。
出所：1) 前掲，拙稿 336頁より引用。
　　2) 原資料は「大正9年調査」，なお，御札山とは水源林とある。

儀なくさせられた地元農家の窮状によっていた。こうした状況は，大正期に入り木炭生産が第4図のように漸次増加する中で，いやおうなしに針葉樹価格，そして広葉樹価格も著しく上昇した結果，値上りした原木を地元農家は大半を国有林に依存せざるをえなかったことによる。ちなみに，神代事業区の山元立木価格上昇率は，大正2年と大正10年を比較すると8年間で，針葉樹は約2.8倍，広葉樹は2.2倍であった[3]。

つぎに，副産物について分析をする。副産物の払下げについては，明治23年4月「官有森林原野及林産物特別処分規則」により，一応無償が原則とされたのであるが，実態はちがって

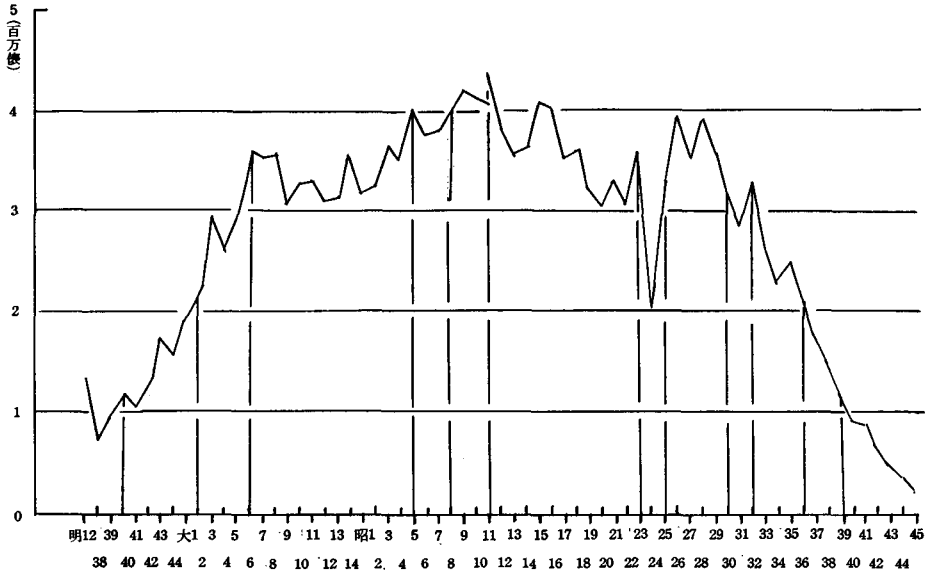

出所： 1)『秋田県林業史下巻』昭和53年3月より作成，ただし1俵は15kg。
2) 原資料は，明治12～大正14は「県統計書」，ただし明治12は「統計年鑑」，昭和1～11は「秋田県林業概要」，昭和12～24は「秋田県林業要鑑」，昭和25～35は「秋田県林業の現状と問題点」，昭和36～37は「林務部資料」，昭和38～45は「秋田県林業統計」。

第4図 秋田県における木炭生産の推移

いた。明治39年から大正2年まで（簡易施業案）と，大正3年から大正10年まで（第1次検訂施業案）の2期にわけて，神代事業区を分析すると，前期総収入192,437.695円中，副産物収入は，1,050.440円で0.54%，後期総収入762,553.504円中，副産物収入は2,201 294円で0.28%である[4]。官行研伐が進展していなかった前期では，絶対量が少ないとはいえ副産物収入の割合が高いことがわかるが，前期は副産物収入を確保するため後期よりも林野利用の監督が厳しかったものと考えられる。一方，後期において官行研伐による収入が増加した結果，副産物収入のウエイトの低下がもたらされたが，このことが委託林制度において副産物が実態的に無償となった1つの要因である[5]。

さらに，払下げ立木および副産物の自家用，稼業用別を検討したのが第16表である。同表も大正5年から9年までの払下げを記録したものであるが，慣行特売制度の中心が稼業用であることが明らかである。しかしながら，払下げの際に，自家用と稼業用とが厳密に区別されるようなことはなかった。それは同表の摘要からも，また，桧木内事業区松葉，高屋，畑中，山口の4部落の例*からも明らかであり，自家用と稼業用が明確に分かれるのは，木炭生産の伸長するつぎの委託林段階からである。

* 「当区内払下ハ大部分稼業用並ニ自家用トシテ払下ヲナシ居ルニヨリ自家用ト稼業用トヲ区分スルヲ得ズ[6]。

第16表　大正5年から9年までにおける角館小林区署払下げ実態（自家用，稼用別）

	自家用			稼用		
	薪材（石）	薪材（束）	用材（石）	薪材（石）	用材（石）	摘要
1		(806)		45,057		—
2	—			13,177		—
3	—			51,032		（主として）稼用
4	—			12,469		〃
5	—			24,512		〃
6	1,501			—		自家用
7	1,394			1,117		自家用・稼用
8	—			—		払下げなし
9	23,084	(4,948)		475		自家用・稼用
10	12,163			—		自家用
11	4,456		—	4,456	—	区別なし
12	6,160			6,160		自：稼＝5：5
13	6,665			6,664		自：稼＝5：5
14	121	(7,387)		—		自家用
15	4,205	(2,063)		—		自家用
16	4,308			4,308		区別なし
17	5,519			3,680		自：稼＝6：4
18	6,023			6,022		自：稼＝5：5
19	—			—		調査せず
20	—			—		調査せず
計	76,599	(15,204)	—	179,130	—	—

注：1)（　）は小柴。
　　2) No.は前掲第15表と同じ。
出所：1) 前掲，拙稿 338頁より引用。
　　2) 原資料は「大正9年調査」。

一方，副産物は自・稼別が不明な点が多いが，副産物を利用した小商品生産が活発になるのは，昭和期の簡易委託林制度において，払下げが全面的に無償になってからである。したがって，この段階での区別は大きな意味をもつとは考えられない[7]。

最後に，払下げの対象となる部落組合について検討を進める。秋田大林区署において部落組合とくに森林保護労働組合の設立が上から盛んになるのは，第17表のように大正中期以降であり，大正10年には大林区署全体でも組合数260，組合員数16,181人に達していた[8]。森林保護組合は払下げ組合と密接な関係を有していたと考えられるため，一般的な払下げ組合，部落組合も同様な傾向であったと類推できる。さて，角館小林区署の払下げ対象は，「販売上ノ慣習ハ特記スヘキモノナク従来濶葉樹材ハ地元部落ニ対シ特売処分」（「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」）とあるように，部落組織であった。しかし，払下げは部落全体を対象としたも

第17表　秋田大林区署管内における森林労働組合の状況

		秋田大林区署		水系別						
				米代川		雄物川			最上川	
		18小林区署	平均	7小林区署	平均	5小林区署	平均	角館	6小林区署	平均
組合数	労働を主眼とするもの	82	4.55	13	1.85	35	7.00	3	34	5.66
	保護製炭組合等に併存するもの	128	7.11	33	4.71	3	0.60	—	92	15.33
	設立進行中のもの	18	1.00	16	2.28	—	—	—	2	0.33
	計	228	12.66	62	8.85	38	7.60	3	128	21.33
組合員数	労働を主眼とするもの	6,092	338.44	650	92.85	1,772	35.44	86	3,670	611.66
	保護製炭組合等に併存するもの	6,348	352.66	2,260	332.85	166	3.32	—	3,926	654.33
	計	12,240	691.11	2,910	415.71	1,998	38.76	86	7,596	126.60
組合員の資格	部落民	175	9.72	39	5.57	12	2.40	—	124	20.66
	出役可能の男子	29	1.61	3	0.42	26	5.20	3	—	—
	同女子	4	0.22	2	0.28	—	—	—	2	0.33
	杣夫および加勢夫	2	0.11	2	0.28	—	—	—	—	—
	進行中	18	1.00	16	2.28	—	—	—	2	0.33
	計	228	12.66	62	8.85	38	7.60	3	128	21.33
既往の成績	良	199	11.05	44	6.28	33	6.60	2	122	20.33
	不良	9	0.50	—	—	5	1.00	1	4	0.66
	不明	20	1.11	18	2.57	—	—	—	2	0.33
	計	208	11.55	62	8.85	38	7.60	3	128	21.33
設定年	進行中	18	1.00	16	2.28	—	—	—	2	0.33
	大正9年	1	0.05	—	—	—	—	—	1	0.16
	〃 8 〃	104	5.77	13	1.85	2	0.40	—	189	31.50
	〃 7 〃	37	2.05	9	1.28	22	4.40	3	6	1.00
	〃 6 〃	7	0.38	3	0.42	4	0.80	—	—	—
	〃 5年以前	61	3.38	21	3.00	10	2.00	—	30	5.00
	計	228	12.66	62	8.85	38	7.60	3	128	21.33

1. 本表は大正8年12月末日現在の報告に付調査せるものなり
2. 早口所在の組合は杣夫および加勢夫よりなる純然たる労働者の組合なり
3. 早口管下以外のものは何れも国有林付近の部落を以て組織したるものにして1町村を以て1組合を組織したるものなし
4. 既往の成績欄中不明の部には設立進行中のもの及び設立後日浅くして良否不明のものを掲載せり

注：米代川水系7小林区署，毛馬内，早口，七日市，阿仁合，上小阿仁，荷上場，能代。
雄物川水系5小林区署，本荘，角館，生保内，湯沢，秋田。
最上川水系6小林区署，酒田，鶴岡，新庄，舟形，楯岡，寒河江。

出所：「森林労働組合一覧表」『林曹会報』第44号，大正9年，より作成。

のではなく，払下げの直接的な対象，つまり払下げの際小林区署との交渉などで直接的なイニシアチブをとったのは，特別経営事業の造林請負を担った，後に委託林総代となるような村落内の有力者であった。したがって部落機構，部落秩序を全面的に利用した部落組合はこの段階には殆んどないといってよく，それが可能なようになるのは角館の場合では，委託林設定以降[9]である。

3. 慣行特売契約に表われた諸関係

以上，慣行特売制度の国有林経営における位置づけ（育林労働力確保と森林盗伐対策）と，その経済的実態について明らかにしてきたが，このような関係を表現している契約について，最後に検討を進める。「大正9年調査」によれば，断片的ではあるが，2つの事例（いずれも桧木内事業区）が記載されている*。

*　山谷川崎部落「前期施業案編成当時（明治39年……引用者注），国有林保護規約ナルヲ締結シタル形跡アリ、規約書、其他参考書類不明ナルモ、大約（一）向フ十ケ年間雑立木払下ニ付間違ナク跡地ノ整ヲナスコト。（二）国有林或ハ国有林隣接地ニ於テ非常ノ場合ハ報告、応援ヲ早急確実ニ実行スルコト。（三）毎年四月一日ヨリ十一月末日迄入会部落毎日山番トシテ出役シ道路手入、火番盗伐ノ見張等ノ要務ヲナスコト等ノ契約ヲナセルアリ」[10]。

鷲ケ台部落「払下慣行部落ハ払下国有林ニ対シ払下后地拵其ノ他ノ一切ノ造林事業ニ従事スルノ外直接間接之レガ保護ノ任ニ当リ従来国有林ノ事業アルゴトニ好感ヲ以テ出役シ未ダ事業ノ際出役人夫ニ不足ヲ感ジタルコトナシ」[10]。

この2つの例によれば，委託林設定段階のような厳密な契約はなかったようであるし，出役義務の強制もそれほど強くなかったように考えられる。これは何よりも特別経営事業による多大の労働力需要が地元に賃金を投下したこと，したがって特別経営事業自体の労働力調達が慣行特売に対する義務出役＝債務弁済的労働のみでは確保しえなかったためと思われる。しかもまたそれは，慣行特売段階では払下げ材が半額譲与にならなかった（委託林では半額譲与である）ため，すべて原則として有償であり，その結果として同制度が「あめ」の機能を十分に果さなかったことによる。例えば，桧木内事業区では大正2年に凶作のために，例外的に減額払下げをしたが，それでも5割減額ではなかった*。

*　「本年（大正2年……引用者注）当地方農家ハ米不作ノ結果飢餓ニ遭遇シタルモ凶作救済（桧木内村ノミ）ノ途ヲ講ジ時価三割減ヲ以テ薪炭材其ノ他ノ特売」[11]をなす。

このように，「慣行特売制度においては主産物は原則として有償（しかも貨弊による支払い），副産物は無償（実態は有償のこともある）ということになるわけであるし，またこの段階では労働による支払いでないのが原則である。しかし，慣行特売制度の段階においても委託林が設定される時期に近くなると，労働による支払いといった側面が出てくるのである」[12]。

注

1) 「明治 39 年神代事業区簡易施業案説明書」。
2) 「明治 44 年神代事業区施業案沿革史」。
3) 前掲, 拙稿 336 頁, 第 7 表。
4) 同上, 336 頁, 第 8 表。
5) 同上, 337 頁。
6) 同上, 339 頁。
7) 同上, 339 頁。
8) 秋田大林区署「秋田大林区署経営要録」大正 10 年, 85 頁。
9) 前掲, 拙稿 339 頁。
10) 「大正 9 年調査」。
11) 「大正 2 年度桧木内事業区施業案沿革史」。
12) 前掲, 拙稿 335 頁。

第 4 節 特別経営事業期における育林事業の実行形態

1. 国有林経営事業の実績

ここでは, 角館小林区署神代事業区を事例にして分析を進める (第 18 表を参照)。

まず, 簡易施業案による実行 (明治 39 年～大正 2 年) の実績を明らかにする。第 1 に伐採

第 18 表 神代事業区における作業種の推移等

期間	事業区面積 作業種面積 (ha)	収穫材積 (m^3) 用材	薪材	合計	更新面積 (ha)	摘要	施業案
明治 39 ～ 大正 2	5,001.00 皆伐喬林 4,959.67 択伐喬林 0	45,416	19,459	64,875	人工植栽 741.00 天然更新 0	実行量	簡易施業案
大正 3 ～ 大正 12	5,782.80 皆伐喬林 4,210.30 択伐喬林 687.32	29,014	16,168	45,182	人工植栽 464.00 天然更新 0	〃	第 1 次検訂
大正 13 ～ 昭和 8	6,521.64 皆伐喬林 3,480.78 択伐喬林 1,356.58	86,422	63,169	149,591	人工植栽 270.89 天然更新 566.70	〃	第 2 次検訂
昭和 9 ～ 昭和 18	6,479.22 皆伐喬林 0 択伐喬林 5,018.32	93,920	100,899	194,819	人工植栽 144.87 天然更新 1,120.18	〃	第 3 次検訂
昭和 19 ～	6,455.07 皆伐喬林 0 択伐喬林 4,999.26	48,052	96,062	144,114	人工植栽 163.10 天然更新 1,228.56	予定量 (ただし予定外は含まず)	第 4 次検訂
昭和 24 ～	6,418.31 皆伐喬林 2,088.76 択伐喬林 4,273.32	—	—	—	—	—	暫定施業案

注: 1) 天然更新とは, 原則的に天然下種のみで, 萌芽などを含まず。
2) 収穫材積, 更新面積は, 皆喬, 択喬以外の作業種を含む。
3) 明治 39～大正 2 における作業種面積中, 皆喬面積は除地面積も含んでいる。
4) 大正 12 の修正案, 第 2 次大戦中の非常植伐案は掲上せず。

出所: 1) 前掲, 拙稿 388 頁より引用。
2) 原資料は各期施業案説明書。

については，この期間に官行研伐はすべて針葉樹材で38,657 m³を伐採し，伐採面積は284町(他に整理伐84町)，そして被害木の間伐を134町実行している。立木処分については主間伐あわせて，針葉樹材は6,849 m³，薪材は19,459 m³を伐採している。また，伐採面積は73町（他に整理伐775町）である。以上，官行研伐と立木処分を合計すると，針葉樹は45,416 m³，薪材は19,459 m³，計64,875 m³を伐採している。

第2に造林については，明治39年より大正2年までに毎年平均93町，計741町の大規模な新植がなされ，地拵については713町，年平均89町，補植については715町，年平均89町，手入については年平均363町が実行されている。いまこれを，それぞれの功程に応じて年間の労働日数を逆算すると，造林は1,860人日，補植は356人日，地拵は4,500人日，手入は3,630人日となり，神代事業区の地元農家戸数を500戸とすれば，1戸平均約20日の年間出役日数となる。これは，後述する委託林設定期の約半分であり，必ずしも多くはない。また，事業種目別にみて重要なのは，手入は新植に対して3.9倍なされただけであり（委託林設定期より低い），造林の重点は日給制の多い，新植，地拵におかれていたことである。人工数別にみれば，新植，補植，地拵は総人工数の65％をしめていた[1)]。

つづいて第1次検訂施業案（大正3年～大正12年）の実績を明らかにする。まず，伐採については主伐・間伐あわせて481町（他に整理伐14町）を伐採し，うち官行研伐は329町である。収穫材積は主・間伐あわせて，針葉樹材は29,014 m³，広葉樹材は16,168 m³，計45,182 m³を伐採した。そのうち官行研伐は，針葉樹材（枕材のみ）では20,449 m³を生産した。また同時に僅少ながら択伐が実行され，針葉樹は525 m³，広葉樹は11 m³，計536 m³を生産した。以上，皆伐と択伐を合計すると，針葉樹は29,539 m³，広葉樹は16,179 m³，計45,718 m³を生産した。

一方，造林は10カ年間で皆伐跡地に448町が新植され，また未立木地に16町，計464町が新植された。当初の予定は皆伐跡地504町，択伐跡地35町，計539町であるから新植は予定を下回っており，この点については施業説説明書（大正12年）によれば，「林産物ノ搬出並苗木及労働者ノ供給等」が原因であるとされていた[2)]。

前期に比して年間あたりの新植面積は100町歩から約50町歩に半減したが，逆に事業にしめる新植費関係以外の量が増加した。ここで，各事業種目における日当賃金を同一とすれば，つぎのような例があげられる。新植関係人工数は前述したように，簡易施業案段階では65％をしめているが，第1次検訂による実行実績では，事業費総額42,131円中の60％まで下降しており，相対的に他の事業種目（手入，つる切，除伐など）にウエイトが移行しつつある。

2.　部落における請負事業形態

ここで問題になるのは，特別経営事業の中心となった時期（明治39年～大正2年，毎年平均100町歩新植）と，その後の時期（大正3年～大正12年，毎年平均50町歩新植）のちがいである。前期については，造林の請負は村落の中の有力者が個人で請負い，日給賃金をほぼ前提に，「人夫供給請負人」として事業を請負っていたと考えられ，神代事業区にはその根跡を残し

ているとみられる例がある*。

* 「又林区署事業ニ対シテハ最近ニ於テハ当部落（神代事業区大字刺巻……引用者注）ニ要求セザルニヨリ従ッテ出役ノ人夫モナシ。只最近部落内ノ人夫カ自己ノ義務ヲ果サンカ為メ三、四名同部落ノモノヲ周旋シタルノミニシテ其レ以外ニ於テ更ニナシ」[3]（傍点は引用者）

しかし後期については新植面積も半減し，新植から手入などの作業へ重点が移行してゆくため，出来高給と部落への一括払いにふさわしい団体請負になっていったものと考えられる。例えば，神代事業区卒田部落，梅沢部落には大正初期の頃，委託林組合設立以前には「労働団」（前掲第17表参照）という名称の組織があり，縁故特売の代償として植付などの人夫を出役させていた。しかし団体請負（部落請負）といっても，その中心になったのは前期での「人夫供給請負人」であると考えられ，決して部落全体ではなかった。にもかかわらず，「部落請負」という形式をとらざるをえなかったのは，主として事業量そのものの減少と，縁故特売と結びついた保護労働の増加などによるものであろう[4]。このような傾向は，単に角館小林区署のみにとどまらず，隣接した生保内小林区署でも同様であった[5]。このように，「大半の部落では造林労働力の調達は必ずしも部落組織を全面的に押し立てる形で，具体的には部落組合をつくらせる形では実行されていなかったと考えられるし，国有林側も造林労働力については必ずしも組織化つまり部落機構＝部落組合を利用して組織化を意図していなかった」[6]といえる。

この部落組合の国有林による利用が活発になるのは，秋田大林区署，角館小林区署管内においても大正中期以降であり，寄生地主制の矛盾が顕在化し，農・山村の地主を頂点とするヒエラルヒーがゆるぎ始め，これを逆に上から強化する必要にせまられてからであった。

3. 育林労働の形態と内容

まず，出役労働の内容について明らかにする。その内容は，地拵，新植，補植，手入，つる切，除伐，苗圃，保護巡視，土木事業などであって，すべての育林作業にわたっているが，特別経営事業期にはとりわけ地拵，新植の構成割合が高かった[7]。その労働は農民自身の所有による道具もちの裸の労働であったが，新植の場合は殆んど道具などが必要でなく，したがって日給制になりやすかった。下刈などの手入作業が多くなるのは委託林設定時期以降であり，土木事業＝林道工事（主に補修）が多くなってゆくのは簡易委託林期であって，出役労働内容のウエイトにおいて，他の時期と性格をやや異にしていた。

ついで，出役日数とその階層性について明らかにする。神代事業区では，明治39年から大正2年まで毎年平均100町歩の新植が行なわれ，その後は半減している。「大正9年調査」は，神代事業区と造林実績でほぼ同様の性格をもつ桧木内事業区の山谷川崎部落*と松葉4部落（松葉，畑中，山口，高屋）**について，当時の造林出役の状況を記している。

* 「……人気ハ良好、出役状況亦良ク春手入一戸一年一日ノ割合ニテ野火其他ノ保護ニ当ル」[8]。

** 「人気ハ一般ニ未開ニシテ智識低級ナリ然シテ当地方ニハ鉱山所々ニ存在シ大正五、六年以来此ノ盛況ヲ見タル当時当労働者ハ主ニ之等諸鉱山ニ従業シタル結果所謂工夫的気質ト云フベキ風之ニ伴

ナヒ日傭的ノ気風アリテ精働ヲ怠ム悪癖アリ以上ノ如キ気風アルニ従ヒ林区署各事業等ニ対シテモ該癖アルヲ免レス従テ林区署事業以外ニ労銀ノ高価ナルモノアレバ他ニ働ク等非常ニ従来ハ事業実行ニ際シ困難シタルモ其ノ后之等部落地ノ立木モ減ジ生活ニ困難ヲ感ズル至ル結果現在ニ於テハ一部ノ人夫ニアリテハ殆ンド私欲ヲ離レ官役ニ服スル風ヲナセルモノアリ」[9]。

以上のように特別経営事業がほぼ終了しつつある段階では，国有林の雇用力は必ずしも大きくなく，在村の労働力市場の拡大の中で，他の雇用先（鉱山）[10]にとってかわられていることも明白である。しかしながら，この例で重要なのは，「1つは，当時当地域の農民はいわば，手間賃稼ぎとして『賃労働者』化していたこと，および意識の上でも『賃労働者』化していたこと，2つは，国有林事業の手間賃が他の事業より低いため人夫あつめが困難であったこと」[11]であり，このため国有林として何等かの労働力対策がとられたことは察するにかたくない。しかし，このように「賃労働者」化した農民が低賃金の国有林事業に出役するようになったのは，部落有林などの薪炭材立木が減少し，採草放牧地が国有林によって縮小され，生活を国有林賃労働に依存するのを余儀なくされてからである。とはいえ，その「恩恵」と「義務」の関係，国有林の地元部落に対する「生殺与奪の権」の把握力は必ずしも，委託林設定時期よりは強くない。

最後にその出役階層が問題になるが，出役日数そのものが先の推定では1戸あたり20日ほどであるため，必ずしも村落構造の中の特定階層とは決定できないと考えられる。したがって，委託林設定時期のように貧農が（仙北郡山間地帯で農民層分解が決定的になるのは大正中期以降である），彼等にとっては唯一の賃金収入ともいえる国有林の手間賃稼ぎのために，自作上層農にかわって出役したような例は殆んどなかった。よって，出役の中心は，後に委託林総代となる自作農上層を先頭とし，自小作農，小作農を中心にしていたといえようが，村落内のヒエラルヒーが弛緩しつつも，いまだ強固であったため，現象的には「部落一団」*をなしていた。

*　西明寺外4部落（神代事業区）「林区署事業ニ対スル人夫出役ノ状況ハ一般ニ良好ナリ。各部落民ニ於テハ国有林事業ニ出役スルコトヲ堅ク義務的ニ心得一令ノ下ニ各部落ハ相呼応シテ出役スル有様ニシテ又技倆優良ナル者多シ。山谷川崎ノ高野苗圃大らか内沢国有林造林、院内山国有林ノ造林事業ニ対シ一団ヲ為シテ出役セル既往ノ実例如キ……」[12]（傍点は引用者）。

以上，慣行特売による義務出役＝債務弁済的労働の内容を明らかにしてきたが，それは土地所有をてことした委託林の債務弁済的労働とは異なり，しかも義務出役の強制力もこの段階ではそれ程強くはない。出役する地元部落の農家と農民は下降的に分解していったが完全な賃労働者とはいえず，今なお形式的には，国有林野利用をめぐる独立した「小経営者」として，国家的林野所有に対置していた。

4.　育林労働力の質と技術

この章を結ぶにあたって，国有林が慣行特売制度をてことして，いかなる質（技術をもった）の労働力をつくり出そうとしたのかを，施業案に基づき明らかにする（第19表を参照）。

まず，桧木内事業区においては，「明治45年（簡易施業案編成）以前は，地拵については雑

第19表 角館営林署における造林の功程，技術変化の推移

	事業区	神代	神代，桧木内	桧木内	神代	神代
	年度	明治45	大正3	大正9	大正12	昭和8
地拵	畝/1日1人あたり	2	3	—	4	5
新植	本/〃	200	200	250	250	300
補植	本/〃	100	100	150	150	150
手入	反/〃	1	1.2	2	2	1.5
つる切	反/〃	—	—	—	3	1.7
間伐	反/〃	—	—	—	1.5	—
除伐	反/〃	—	—	—	1.0	1.4
植栽本数 未立木地	本/1町あたり	4,300	4,300	—	3,000	3,000
植栽本数 スギ伐採跡地	本/〃			—	—	—
苗木	—	2，3年生	2，3年生	—	1年生	1年生

出所： 神代事業区，桧木内事業区施業案説明書より作成。

木伐採跡地は筋刈，穴刈であり，スギ伐採跡地，未立木地については全刈であるが，大正8年以降は雑木伐採跡地をも含めて全刈となる。明治45年の段階では，地拵の功程は2畝/人・日（伐採の翌年の秋地拵），新植については，200本/人・日（地拵の翌年の春新植），補植については，100本/人・日（新植の秋補植，その率は1割），手入については，1反歩/人・日（1年1回6年）である」[13]。これが大正3年の神代事業区になると，「地拵の功程は3畝/人・日，新植本数は200本/人・日（斫伐の翌年），補植については100本/人・日（新植の翌年，その翌年），手入については，1反2畝/人・日（新植の年より年1回6年）」[14]と，功程と育林作業の濃密さにおいて若干の変化をしめすようになる。また，植栽本数も，「神代事業区，桧木内事業区とも雑立木伐採跡地，未立木地については4,300本/町」[15]であって，簡易施業案・第1次検訂施業案の段階でも変化は殆んどないし，苗木はすべて大苗であった。

以上の数値は「施業案説明書」の予定功程，本数であるが，ほぼ予定どおり実行されている。しかし，それにしても功程などにおいて飛躍的な高まりはない。これはもっぱら，育林労働力の農民的性格と作業時期の間断性，その結果としての組織化のなさ*に起因しており，その組織化**と質を高めることが，国有林にとっては特別経営事業による造林を拡大する上で何よりの課題であった[8]。次章で明らかにする委託林制度による育林労働力の組織化も，この延長線上にあるといえる。

* 「町村其の他団体の事業にありては夫役を課して植栽をなさしむることあれども町村民の一般的公共的観念が最も発達せる場合の外は普通其の結果不良なること多し是れ畢竟夫役の事業に対しては動もすれば出役者は不親切なる取扱をなすが為めに外ならず加之夫役の事業に於ては年々同様の不結果を繰返すことあり是れ多くは各自の都合により年々出役者を異にする場合あるを以て技術上習熟の遑なきと及び前記の如き自然不親切なる取扱に出るとの故を以てなり」[16]。

** 「就業人夫技術是レカ労働団ヲ組織シ秩序アル節制ノ下ニ適当ノ訓練ヲ加ヘ永ク一定ノモノヲ使

役スルニヨリ益々練熟ノ域ニ達スベキヲ以テ従来此点ニ付意ヲ用キタルモ造林人夫ハ多ク農業多忙ニ時ニ際会スルヲ以テ十日間及至二十日間ニ終了スベキ新植又ハ苗圃ノ事業サヘ一定ノ人夫ヲ使役スル能ハス甚シキハ日毎ニ交代スルノ有様ナルヲ以テ理想ノ施業ヲナス能ハス然レドモ研伐作業ハ稍コレト趣ヲ異ニスルヲ以テ団体組織ノ方針ニ向ッテ着々進行スルヲ刻下ノ急務ト信ス」[17]。

注

1) 前掲，拙稿 345 頁。
2) 同上，346 頁。
3) 「大正 9 年調査」。また所有形態は異なるが，秋田県「八森山県模範林造林日誌 (明治 38～43 年)」によれば，地拵，下刈について請負人須藤銀治と当時の県知事との正式な事業請負契約書がある。
4) 前掲，拙稿 345 頁。
5) 山形県国有林野経営協議会「地元山村における国有林労働の需給構造に関する実態調査報告書 (続)」昭和 30 年，186 頁によれば，「玉川地区において造林事業が盛んでなかった頃も林野の保護，監視，林道の新設，修繕などに若干の雇傭があったが，これらの労務者募集乃至供給機関として最初 (約 40 年前) (大正前期……引用者注) に部落の T. K (現在木材業者) を中心とした森林労働団という組織がつくられた。次いで昭和 16～18 年頃になって玉川で造林の雇傭がやや活発となった時代は労賃が低いとの理由で就労するものが少なかったので，伐木造材の請負業者であった前記 T. K が造林労務者を斡旋 (請負？) し，研伐費で造林労賃の低さをカバーしたこともあるといわれる。戦後はこうした操作もできなくなり，専ら担当区が委託林組合に出労を要請するという方法によって来た。委託林組合は労力の繁閑をみて出労予定表を作って提出し (中略)，担当区に割当てていたわけである」。
6) 前掲，拙稿 341 頁。
7) 同上，342 頁。
8) 「大正 9 年調査」。
9) 同上。
10) 富木友治『角館の話』角館中学校，昭和 38 年，103 頁，「日三市は中川地区のいちばんカッチの雫田部落から，さらに二キロほど山に入った所にあります。日三市鉱山は寛保一年 (一七四一) 角館城主義拠のときに開かれ，大正一二年 (一九二三) 二月に廃鉱になっています」，103 頁，「むかし，日に三度，市が立ったのでその名があるという日三市鉱山は，大正の初めは世帯数は八百もあり，角館についで大きな小学校もあり，商店や旅館もありました (中略)。この鉱山町の大きさは，ちょうどその当時の角館町の半分だったといいます」。
11) 前掲，拙稿 341 頁。
12) 「大正 9 年調査」。
13) 前掲，拙稿 347 頁。
14) 同上，347 頁。
15) 同上，347 頁。
16) 農商務省山林局「造林方法大意 (全)」大正元年，25 頁。
17) 「明治 40 年神代事業区施業案沿革史」。
18) 奥地　正，前掲「国有林における労働組織の形成と展開 (1)　—東北・秋田国有林を中心に—」22 (468) 頁，「事業の形態が直営であれ請負であれ，生産的労働力である人夫はつねに国有林地元部落における農民の季節的労働力であった。当時 (特別経営事業期……引用者注) は事業期間も未だ短期間のものであり，農民の季節的労働力を調達すること自体は必ずしも困難ではなかったが，国有林経営にとっての問題は農民の生産的労働力としての質にあった。つまり，農民の労働力は造林労働力としては年間数日ないし一〇数日しか稼動せず，生産的労働力として低次かつ未熟練な労働力であり，したがって造林事業遂

行のためには農民を造林労働力として鍛治し育成することが不可欠の条件とされたのである」（傍点は引用者）。

第3章　林野利用制限の修正と委託林制度および債務弁済的労働関係の確立（大正13年～昭和8年）

第1節　寄生地主制展開期における農民層分解と林野利用

1.　農民層分解の広範化と林野利用

前述のように，秋田県における地主制の定着・展開期は大正中期以降であり，それは前掲第10表の小作地率の推移からも明らかである。大正10年には小作地面積率が54.4％に達し，以後ほぼこの水準を保つようになるが，このような全国傾向に比しての遅れは，秋田県においては地主的生産力の担い手的技術となった乾田馬耕化の遅れによるところが大きい。しかし，大正9年には全作付面積中乾田実施面積は仙北郡において70％，馬耕面積は62％に達していた[1]。このように大正中期以降には，地主制定着期の農業技術体系がある程度確立し，従来の草肥段階から金肥段階への移行が招来され，それに伴い国有林地元農家の林野利用の内容も変化させられていった。このような動きの与えた大きな影響の1つは，従来の部落共有林などの採草地利用が草の不要化により減退し，植林が進んだことである。

特別経営事業のあとをうけて大正10年から開始される公有林野官行造林は，この動きにかなりの影響を与えた。例えば秋田営林局をとると，昭和14年の官行造林地面積は26,702 haであるが，大正14年までの5年間で約半数の13,276町が造林された[2]。また角館営林署でも，昭和14年の造林面積は922 haだが，大正15年までに770 haの造林がなされ[3]，採草地ないし放牧地としての部落共有林等の造林地化が，大正後期から昭和初期にかけて急速に進んだ。ところで，採草地の林地化による草肥から金肥段階への移行といっても，それが可能であったのは，山村の村落内の「中農」的性格をもつ階層であり，より零細な階層は当然のことながら移行できず，草地の林地化は農民層分解の動因として客観的に機能した[4]。大半の農民は草地を林地化されることにより，一層窮迫化し草地に対する労働力を余剰化させ，したがってより賃金労働者化する条件を大きくした。他方，より上層の農家は余剰労働力をてこに経営を安定させていった。同時に国有林も余剰労働力を地元施設を基礎に確保する条件を作っていった。このような一連の流れは，つぎの大正15年秋田県議会における土田壮助議員の演説からも，明らかである*。

*　「併ナガラ一面ニ於テ採草地ハ非常ニ多クアリマスケレドモ、一面ニ於テハ非常ニ採草地ノ欠乏シテ居ル地方ガ多少アルノデアリマス、然ラバ此採草地ノ欠乏ヲ若シ金肥ニ依テ補フト致シマスレバ、或ル場合ニ於キマシテハ其土壌ハ悪性トナリマシテ、将来其収穫ヲ完全ニシ得ナイ状態ニナルノデアリマス、故ニ此採草地ニ依テ十分ナル採草ヲ致シマシテ、サウシテ此米穀ノ増収ヲ図ルト云フコトハ最モ急務ノコトデアルノデアリマス。然ルニ斯ル実情ニアルニモ拘ラズ、町村ガ基本財産ヲ造ルト云

フ意味ニ於キマシテ、其公有林野ニ造林ヲシタ箇所ハ多少アルノデアリマス，成程基本財産其モノノ造成ハ喜ブベキコトデアリマスルガ、其町村ノ住民ハ生業ニ脅成ヲ与ヘ、サウシテ其採草地ヲ縮小致シマシテ、町村ノ基本財産ヲ造ルト云フコトハ誠ニ憂フベキコトニナッテ居ルノデアリマス、基本財産ノ造成ハ誠ニ結講ナコトデアリマスルガ、若モ此基本財産造成ニ依ッテ農民ノ必要ナル採草地ガ減少シタ結果，農業上ニ重大ナル影響ヲ及ボシタ時ハ、其町村ニ於テ唯利益スル者ハ其町村ノ納税ヲ余計負担スル所ノ資産階級ノミデアッテ、下層ノ納税ノ負担額ノ少イ所ノ細民ハ其生活ニ偉大ナル脅威ヲ受ケルノデアリマス」[5]。

2.　林野利用制限の修正と林野利用の「拡大」および薪炭生産の伸長

部落有林野の林地化は，広範な零細農民をプロレタリア化する条件を作っていったが，他方，大正中期を転換点とする国有林の地元対策の変化は，小農保護的であった。それは，第5図で明らかなような秋田県の小作争議の増加傾向に示された全般的危機段階の農村ヒラエルヒーの弛緩を，地主的に再強化しようとするものであると同時に，国有林経営にとっては低賃金の労働力調達と再生産機構の上からの形成を意図したものであった。

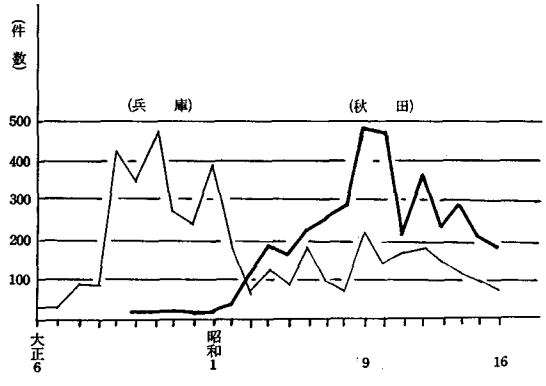

出所：　秋田近代史研究会『近代秋田の歴史と民衆』1968年，174頁より引用。
なお，原資料は『農民組合運動史』。

第5図　秋田県における小作争議の推移

大正5年には，馬政局が山林局に対し馬産用放牧採草限定貸付けの交渉を進め，5月には協定がなり，馬政局長官より地方官宛の以下のような通牒が発せられた*。また，大正7年には，秋田大林区署長が薪炭材供給と牧畜業の振興による地元対策の解決を指示し[6]，大正9年2月には，山林局通牒「委託林設定方針」が明らかにされた。

*　「馬産ニ使用スベキ国有林野ノ件（大正五年七月十五日馬発一〇〇八号）

馬産ニ使用スル国有林野ニ関シ陸軍省ハ農商務省ト協議ヲ重ネタル結果、従来放牧又ハ採草ノ慣行アル国有林野ヲ林区署ニ於ケル施業林地ト馬産事業上必要ナル放牧並ニ採草地トニ分割シ、馬匹ハ其現在数ヲ維持スル目的ヲ以テ右頭数中従来国有林野ニ依リ生産飼育シタル慣行アリタルモノヽ為メニ限定地ヲ設ケラルヽコトヽ相成候ニ付テハ別記ノ各項ヲ一般ニ知悉セシメ、林区署ニ於テハ該供用地ノ限定ヲ為スニ当リテハ熟議ヲ遂ケ遺憾ナキヲ期セシメ度、又一旦限定決定ノ上ハ猥リニ他ノ国有林野ノ使用ヲ許可セラレザルヲ以テ、従来ノ如ク林野ヲ粗漫ニ使用セシメズ使用方法ヲ改善シ及生草ノ改良増殖ヲ期スル様保護督励セラレ、之ヲ利用シ得サシムル様特ニ御配慮相成度候也」（傍点は引用者）。

このように通牒は，地元農家の林業的利用のみならず，畜産的利用をも許可してゆくこと

を明らかにした。しかし，林業的利用が，「薪炭材供給の如きは甚だ簡易にして地元との関係を密接ならしむる上に最も緊要である」との秋田大林区署長の言葉[7]のように，不十分とはいえ広範な許可をみたのに対して，畜産のそれは拡大というよりは「馬匹ノ現在数ヲ維持」する程度であり，要するに「限定」=制限されていた。国有林のこの対応の相違は，後者がより林業経営にとって制約性が強いということの他に，前者が国有林の育林労働力調達にとって，事の他，有利であったためである。

明治末期から大正初期の国有林野利用の中心の，例えば採草，放牧地が減少させられ，「限定地」として大正中期以降部分的に復活するが，そのウエイトは高くなく，これにかわって山村農民の副業の中心となったのは，国有林野利用に基づく木炭と養蚕であった。養蚕は角館営林署管内の町村においても昭和初期にその姿を消してゆくが，薪炭生産はその後も大きく拡大してゆく。前掲第4図によれば，秋田県の木炭生産は大正6年に300万俵台にのぼり，以後若干の増減を伴いつつも，昭和30年代初めまでその水準を保ち，山村農民の副業として大きな

第20表　秋田営林局における薪炭材払下げの推移

年度	総量A (千m³)	(内)随契B (千m³)	B/A×100 (%)	(内)慣行特売 C (千m³)	C/B×100 (%)	(内)委託林 D (千m³)	D/B×100 (%)
大正 9	395	387	98.1	77	20.0	0.3	0
10	374	363	97.1	12	3.3	0.6	0.2
11	347	347	100.0	153	44.2	—	—
12	395	391	99.2	238	60.8	—	—
13	416	411	98.9	244	59.3	17	4.1
14	368	362	98.2	200	55.4	11	3.1
15	387	380	98.4	164	43.2	16	4.1
昭和 2	386	380	98.4	164	43.2	15	3.9
3	399	388	97.2	192	49.5	18	4.6
4	422	416	98.6	208	50.0	24	5.8
5	475	469	98.7	306	65.2	34	7.2
6	451	441	97.8	299	67.8	38	8.6
7	506	504	99.6	352	69.8	45	8.9
8	478	477	99.8	342	71.7	51	10.7
9	465	465	100.0	310	66.7	47	10.1
10	513	513	100.0	379	73.9	49	9.6
11	485	485	100.0	346	71.3	49	10.1
12	463	463	100.0	335	72.4	51	11.0
13	439	439	100.0	315	71.8	45	10.3
14	449	449	100.0	330	73.5	42	9.4
15	532	532	100.0	396	74.4	37	7.0

出所：「秋田営林局事業統計書」より作成。

ウエイトを保持し続けた。国有林も薪炭生産が副業として拡大する中で，薪炭原木の払下げに地元利用を傾斜させ，他の地元利用が制限をうける中でも薪炭原木の払下げだけはそのウエイトを高めていった。

ところで薪炭原木の国有林による払下げ形態は大きくいって2つあり，1つは稼業用資材としての慣行特売制度，2つは自家用資材の委託林制度とであったといえる。ここで第20表により，両者の量的な関係を秋田営林局の薪炭材払下げの推移でみると，昭和10年くらいまで委託林のウエイトが増加し，その後は慣行特売が中心となってゆくのがわかる。このように，委託林が自家用薪炭材払下げの地元施設として定着・展開した時期は，大正後期から昭和10年くらいまでといえる。この時期は同時に，委託林による義務出役体制＝債務弁済的労働関係が確立される段階であり，この制度による払下げは採草地の造林化とは逆に農民層の分解をおしとどめ，農民の余剰労働力に基づく低賃金労働力を調達し，再生産する機能を客観的に果したといえる。

注

1) 計見良宣「前掲書」16頁によれば，「仙北の馬耕化は由利より遅れ，明治34年池田家の手作田における実験，同家小作人に対する勧奨期を経て，41年以降町村農会の組織的指導によって一般化した。大正9年乾田実施面積70%，馬耕実施面積62%に達し，仙北の馬耕法は確立した」。
2) 「秋田営林局事業統計書」。
3) 同上。
4) 甲斐原一郎『林業政策論』林野共済会，昭和30年，126～127頁によれば，「採草地はまず解体を促進する動力としてたち現われる。なぜならば，採草地は草肥農業の基盤の上に成立する零細農業にとっては，必要というよりはむしろそれと『一体化』したものであるからである（中略）。このような採草地から人工造林地への転化は，草肥農業の縮小となり，そこに多くの零細農の脱落が見られ，さらに化学肥料の導入は，それだけ草を刈る労働力を節約することでもあった。その結果，低労賃のみなもとたる追加的賃労働等に副業的に従事するようになるのであるが，後に景気上昇とともに，それらが副業の地位から主業の地位へ進み，ここに職業分化の傾向が増大する」。
5) 秋田県庁「秋田県議会議事録」大正15年，84頁。
6) 「加藤大林区署長の訓示要旨 ―大正七年十二月十日管内小林区署長会同席上に於て―」『林曹会報』第29号，秋田大林区署，大正7年。
7) 同上。

第2節　委託林制度による制限の修正と部落請負的育林労働組織の展開

1.　施業案と委託林制度

1)　秋田大林区署と角館小林区署の委託林設定方針

ここでは，施業案の中での委託林制度の位置づけを明らかにすることによって，同制度が国有林経営にもたらした影響について明らかにする。まず大林区署段階で問題にすると，「秋田大林区署経営要録」（大正10年，48頁）によれば，「将来薪炭材ノ欠乏ト其ノ供給慣行状況ニ

基キ保護管理ノ成績ニ鑑ミ益々国有林ト地元トノ円満接触ヲ図ルベク積極的施設ノ見込ヲ以テ目下諸般ノ調査計画中ニ属ス」というものであり，他の地元施設にも同様に積極的であった。このような大林区署の方針に基づいて角館小林区署でも，大正9年から設定へむけて調査がなされ，「大正九年度以降慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査書類」として，大正11年にまとめられている。この結果，設定にむけて大正12年には，「神代事業区検訂施業案一部修正案」が決定され，当年のみ実行された。その委託林設定の主旨は以下のとおりである*が，小林区署段階でも施業案の変更までするなど，設定への積極的な姿勢がうかがわれる。

* 「神代事業区第一次検訂施業案ハ大正三年度ヨリ実施シ大正十二年ニ於テ実行ヲ終リ翌十三年度ヨリ第二次検訂施業案ニヨルモノナルモ今般委託林設定方針御認可相成候条直ニ契約ノ上本年度ヨリ産物ヲ供給スルノ必要上現施業案ノ一部ヲ左ノ如ク修正セントス」[1]。

また，大正13年度より開始される「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」は，その設定の意図をこれまでになく明らかにしている。それは，木炭と薪の今後の一層の需要増加が予想されること*をふまえて，薪炭原木の不足を解消する目的から，従来の入会慣行，払下げ慣行をのりこえて，従来の慣行のない地域にも払下げや，委託林の設定をしようとするものであった**。

* 「前案編成当時（大正3年……引用者注）ハ民有林ノ蓄積豊富ナリシト交通運搬設備モ亦不完全ナリシタメ薪炭材ト雖モ現今ノ如ク窮乏ヲ告ケサリシモ近来一般木材界需要ノ進展ニ伴ヒ（中略）今後ハ一層其ノ需要高ムルニ至ルヘシ」[2]。

** 「薪炭材ニアリテハ標記ノ如ク関係部落民有林ノ蓄積減少シタル今日副業用製炭原料ハ勿論自家用ニモ不足ヲ来セルヲ以テ其供給ヲ国有林ニ仰カサルヘカラサル状況ニアリ依テ本検訂ニ当リテハ直接国有林ニ関係アル地元部落ニ委託林ヲ設定セルノミナラス（中略）関係国有林ノミニテ供給シ難キ部落ニ対シテハ（中略）従来ノ慣行アリテ国有林ノ伐採量ニ余裕アル箇所ヨリ薪炭材ノ補給ヲ計ル等困窮ニ処スルノ方法ヲ講シタリ」[3]。

2）設定のもたらした問題点

このような積極的な方針をふまえて委託林は大正12年に設定されたが，設定のもたらした問題点はつぎの3点にまとめられる。

まず第1については，神代事業区施業案説明書は，「方針（大正9年委託林設定方針……引用者注）第一（一）ニヨルモノ四六九町第一（二）ニヨルモノ一、一〇七町六八ニシテ合計一、五七七町一四ニ達ス但シ本調整当時ハ関係者ト契約締結中ニシテ未タ設定認可前ナレハ普通施業地トシタルモ認可後ハ当然施業制限地ニ編入スヘキモノニシテ施業方法等ニツキテハ後述スルコトトス」としている。神代事業区5,782町中，このときには1,393町に委託林が設定されたが，この中で必ずしも旧慣縁故に基づかない（2）に該当するものが1,113町と大半である。これは国有林が旧慣縁故に基づかないで任意にその箇所を設定した[4]ということと同時に，他方旧慣縁故のあるものも，国有地入会権否定を目的として，ないとしてしまったことによるものであろう。この点とも関連して重要な第2の点は，「委託林予定地がそれぞれの作業級に組みこ

まれたことである。このことによって，年伐量は国有林経営上からも施業案の制限をうけることとなり」[5]，指定された年伐量以上は伐採できなくなった結果，地元農家の国有林利用に対する自主性は上から一層おさえつけられた。第3に，「委託林契約を締結させることによって，委託林外国有林への造林出役は当然のこと，保護方法書により，地元部落を動員した委託林の『適切』な保護経営も可能となった」[6]のである。

以上のように，従来の国有林地元農家の自主的な利用権（物権的）は，施業案に組みこまれた委託林制度とその運営によって，実質的に単なる債権的関係に変質させられてしまった。したがって，国有林と地元農家の結ぶ委託林契約も，国有林の経営方針によってその制限をうけていた*。

* 「委託事項概要左ノ如シ

一、委託林野及地元国有林ノ保護取締リヲ為サシム

二、譲与産物ハ左ノ如シ但第一号及第二号ハ林区署ヨリ引渡ヲ受ケタルモノニ限ル

イ　未木、枝条及枯倒木

ロ　手入及撫育ノ為伐採スル樹木

ハ　自家用薪炭材（略）

ニ　土地ノ資質ヲ為サザル副産物

三、前項第三号ノ譲与量ハ当該委託林野ニ於ケル薪炭材生産量カ予定額ニ達セサル場合ハ該年生産額ノ半額トス」[7]。

2.　委託林制度の経済的実態

1)　委託林による払下げの実態

まず，払下げ立木＝譲与主産物について検討を加える。角館営林署における委託林譲与主産物の推移は，第21表のとおりである。受託部落数は昭和7年を境に増加しており，受託戸数もほぼ同様に，昭和7年を境に増加しているものと考えられる。しかし，払下げ主産物の量自体は昭和9年に2,108 m^3 とピークに達したものの，その後減少しており，世帯数の増加とかねあわせると，1戸当りの払下げ量は必ずしも増加はしていないといえる。また，副産物についても著しい増加はみられない[8]。つぎに，払下げ立木と副産物の譲与量にしめる無償部分の構成比を，第22表によって検討する。委託林は5割減額が原則であるが，現実には昭和5年に5割に達したものの，一般的には30～40％が無償であったのみである[9]。

また，払下げ対象は後述するように，部落組合の1つである委託林組合であって，委託林組合を通じて各個人に払下げられた。受託者各個人に直接払下げられるようなことは，決してなかった。委託林組合は大字単位に設定されることが多く，また，委託林盾守人をかねることの多い総代は各字から1名ずつ選出され（選挙はしない），複数の総代から1名の事務総代（直接国有林と交渉を行なう）が選ばれる機構である。さらに組合員の資格については，村内に一戸を構えるものが原則であるが，分家のとり扱い，新規加入者のとり扱いなども部落によって多様で

第21表 角館営林署管内委託林における譲与産物の推移

年度	箇所	受託者数 (部落)	受託者数 (戸数)	譲与産物 主産物 材積 (m³)	譲与産物 主産物 価額 (円)	譲与産物 副産物 価額 (円)
大正 12	13	42	812	—	—	—
15	15	42	—	1,035	—	991	111
昭和 2	15	42	—	1,107	5 棚	1,093	92
3	20	43	—	1,302	—	1,305	28
4	20	43	—	1,533	405 束 8 Rm	1,578	66
5	20	43	—	1,166	864 束	1,206	124
6	20	43	—	1,219	1,074 束 40 Rm	1,036	125
7	22 (1)	60 (2)	—	1,634	—	1,158	103
8	20	46	—	1,405	—	1,000	—
9	25	60	—	2,108	—	1,472	107
10	25	60	1,260	1,956	—	1,364	107
11	25	60	—	1,958	—	1,375	107
12	25	60	—	1,905	—	1,401	107
13	25	62	—	1,969	—	2,053	167
14	24	65	—	1,874	—	2,510	165
15	25	60	—	1,856	—	2,556	179
—	—	—	—	—	—	—	—
24	16	70	—	—	—	247,107	72,394
25	16	—	1,414	—	—	240,609	120,092
26	16	—	1,413	—	—	241,111	115,472

注： 1) 大正15～昭和3年については石を m³ に換算。
2) 昭和8～15年までは銭を四捨五入。
3) 主産物価額とは全譲与産物を格額で表示したもの。
4) 箇所，受託者数で（ ）は他営林署にまたがるもの。
出所： 1) 前掲，拙稿353頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」など。

第22表 角館営林署における自家用払下薪炭材数量・価額にしめる譲与量

年度	自家用 総量 m³	自家用 総量 束	自家用 総量 Rm	自家用 価額 (円)	(B)/(A)	(D)/(C)
昭和 1	(A) 3,739 (B) 1,226	6,968	13 棚	(C) 3,339 (D) 991	0.33	0.30
5	(A) 2,358 (B) 1,166	—	—	(C) 2,068 (D) 1,206	0.49	0.58
10	(A) 4,837 (B) 1,956	—	—	(C) 3,539 (D) 1,364	0.40	0.39
15	(A) 5,369 (B) 1,856	—	—	(C) 7,592 (D) 2,556	0.35	0.34

注： 1) 昭和1年については，石を m³ に換算。ただし，束，棚はそのまま。
2) (A)：自家用総量 (B)：譲与量 ただし(A)には束，Rm をふくまず。
3) (C)： 〃 (D)： 〃
出所： 1) 前掲，拙稿354頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

第23表 角館小林区署管内における委託林設定の基礎調査（焚用木における国有林の比重）

部落名	戸数	事業区	面積	年伐材積		自家用薪炭		B/A×100	国有林よりの譲与量		C/A×100	価格	
				現実林	将来林	年間必要量A	国有林より必要量B		将来林	現実林		将来林	現実林
			(町)	(石)	(石)	(石)	(石)	(%)	(石)	(石) (C)	(%)	(円)	(円)
1. 潟尻	6	神代	16.70	122	168	168	162	96	80	60	36	21.70	13.70
2. 潟野外3	75	〃	86.83	1,542	866	1,575	1,050	67	430	430	27	137.70	112.20
3. 小白川外2	59	〃	84.41	712	844	1,239	1,062	86	420	300	24	147.80	96.80
4. 院内	27	〃	64.78	562	564	567	540	95	270	270	48	65.06	52.56
5. 森ノ腰外4	110	〃	215.57	1,364 (13)	2,156 (30)	2,310	1,980	86	1,070	680	29	274.33	130.33
6. 卒田外1	214	〃	507.13 (内42.70矮林)	1,467 (124)	2,076 (65)	4,494	4,066	90	1,020	1,020	23	632.40	252.40
7. 大沢，田子ノ木	42	生保内	642.62	2,316	2,206	1,176	882	75	440	440	37	166.48	144.68
8. 相内外3	36	桧木内	52.31	658	522	756	504	67	260	260	34	67.50	55.00
9. 吉田外2	20	〃	23.80	290	238	420	210	50	110	110	26	27.00	22.00
10. 相沢外4	24	〃	31.97	340	319	504	240	48	120	120	24	32.50	26.50
11. 下田外1	21	〃	21.17	215	210	441	176	40	90	90	20	21.80	17.80
12. 堀ノ内外4	80	〃	243.41	1,388	1,400	1,680	1,120	67	700	690	41	161.84	108.34
13. 高野外	45	〃	237.74	—	—	945	540	57	190	190	20	51.30	41.80
14. 高屋外4	98	〃	138.57 (内20.32保)	1,256	1,180	2,058	1,608	78	590	590	29	216.00	176.00
合計	812	—	2,135.07 (62.32)	12,232 (内枝条137)	12,749 (内枝条95)	17,388	13,600	78	5,600	5,060	29	2,023.41	1,250.11

注： 1) No. 13 は委託林が設定されていないため計には入っていない。No. 13 は前掲「委託林設定調」(秋田営林局) では面積 37.79 町となっている。
2) No. 14 面積 (内 20.32 保) について，保は保安林と考えられる。
3) 現実林とは委託林設定調査の蓄積などである。将来林とは，作業級に編入され経営，施業がなされた時の蓄積などと考えられる。

出所： 1) 前掲，拙稿 355 頁より引用。
2) 原資料は「大正 9 年調査」。

ある[10]。最後に伐採・利用の方法は，この期ではすべて部落構成員の共同作業であり，主に冬期積雪期に伐採し，春初めに橇や人背負いで搬出，ないしは管流しなどで搬出していた[11]。

2) 委託林の「分与地」的性格

ここでは委託林が，いわば「分与地」として経済的にどの程度ウエイトをもっていたのかを，つまり払下げをする国有林が地元農民経済の中でどのようなウエイトを有していたのかを，さらに農民経済にとって，どの程度経済的に本質的な部分を把握していたのかを明らかにする。第23表は委託林が設定された13箇所についての，大正9年度における薪炭材必要量の調査である。年間必要量は17,388石で，そのうち国有林からの必要量は13,600石であって，約8割

第24表　角館小林区署管内委託林設定関係町村における国有林野の占める比重

村	大字	国有林 A (町)	公有林 B (町)	私有林 C (町)	A+B+C (町)	$\frac{A\times100}{A+B+C}$ (%)
○ 1. 桧木内	下桧木内	2,263	425	155	2,843	80
× 2. 〃	上桧木内	258	22	13	293	89
○ 3. 〃	下桧木内	3,082	256	74	3,412	90
○ 4. 〃	〃	777	338	62	1,177	66
○ 5. 〃	〃	891	272	28	1,191	75
○ 6. 西明寺	西明寺	259	2	5	266	97
○ 7. 生保内	潟	822	141	86	1,049	78
× 8. 田沢	田沢	84	40	37	161	52
○ 9. 神代	卒田	1,612	0	160	1,772	91
○10. 〃	梅沢	648	206	36	890	73
○11. 〃	岡崎	1,140	0	698	1,838	62
○12. 西明寺	小淵野，西荒井，東前郷	377	101	30	508	74
○13. 〃	西明寺	943	900	150	1,993	47
×14. 〃	上荒井，門屋	60	10	1	71	85
×15. 〃	上荒井	47	30	20	97	48
○16. 中川	山谷川崎	1,163	24	548	1,735	67
×17. 西明寺	小山田	238	224	202	664	36
○18. 〃	〃	1,172	57	165	1,394	84
×19. 角館町	岩瀬	調査せず	—	—	—	—
×20. 雲沢	西長野					
合計	—	15,836	3,048	2,470	21,354	74
○合計	—	15,149	2,722	2,197	20,069	75
×合計		687	326	273	1,285	53

注：1) ○は大正12年に委託林設定，×は未設定。
　　2) 私有林は一部共有林も含む。
　　3) 大字以下名については，前掲第15表を参照。
出所：1) 前掲，拙稿356頁より引用。
　　2) 原資料は「大正9年調査」。

を国有林に依存せざるを得ないことが示されている。しかし，国有林からの現実の譲与量は全体で5,060石であり，国有林から地元部落の農家が必要とする自家用薪炭材の約半分，また年間必要量の約3割にしかすぎない。つまり，「国有林の半分（半額）譲与というのは，つぎのことを意味している。すなわち，地元農家の側にしてみれば，1年間に必要な自家用薪炭材の約3割を国有林から『恩恵』的に譲与されることによって，各種の義務出役を要求されることになるわけである。国有林の側にしてみれば，約3割（半分の譲与としても）で，部落組合＝機構を通して地元農民対策，労働力の確保，調達が可能」となったわけである[12]。

他方，農民的林野利用をどの程度，国有林が把握し，制限したのかについて明らかにすれば，第24表のとおりである。地元関係のある国有林は当時放牧が減少させられ，金肥段階に移行しつつも，いまだ採草地，放牧地，薪炭原木払下げ地として，農家経済の土地問題に大きなウエイトを有していた。それは管内全体面積21,354町中，国有林面積15,836町で約8割と圧倒的であったことに示される。当時，私有林の大半は角館町在住の不在村地主の下にあり，公有林＝部落共有林は個人分割と植林による林地化が進んでいたから，農民は採草，放牧地と薪炭原木の不足を，残された道として国有林に依存せざるを得なかった。厳冬の山村においては，「農民経済にとって，冬期間の自家用薪炭材の欠乏は考えられない」[13]ものであるし，また，米とちがって貸すことも借りることもできないものでもあった。国有林は，払下げにおける3割の譲与と林野利用の8割を手中に収めることによって，地元農家に対する「生殺与奪の権」を把握した。

3.　委託林契約に表われた諸関係

以上，委託林制度の国有林経営における位置づけ（農村ヒエラルヒーの上からの再編成と国有林経営における育林労働力の確保対策）と，その経済的実態について明らかにしてきたが，このような関係を表現している契約について最後に検討を進める。ところで，委託林制度の骨子については，「国が国有林の保護を地元に委託し，受託者は一定の保護義務を負うと同時に，その代償として国が指定した一定の地域の一定の林産物を原則として無償（実態は半額無償である）で採取するという委託契約が，その中核になっている」[14]とされている。また，委託契約にしても国有林が雛形を作った諸契約書に地元が記名捺印するだけというものであった。以下分析を進める「大正9年調査」にもその雛形の条文がのっている。それによれば，前述の委託林制度の骨子に基づき契約は，委託願，委任状，規約書，保護方法書，請書の6つの契約から成り立っていた。上述の順で各契約書の分析を進める。

まず第1に，委託願は委託期間を5カ年と定め，各期ごとに再契約―更新するというものであり，この委託願によって従来の物権的利用権（入会権）は，国の許可が必要とされる債権（決して借地権ではない）にすりかえられてしまった。また，委託願の出願人（前述した事務総代など）を，「受託者市町村内ノ一部ナルトキハ」大字または字単位に選出させることにし，同様にそのことによって，払下げによる地元対策を従来の慣行，つまり部落秩序によって行なおう

とした[15]。

第2に委任状は上述と同様，払下げの際の便宜を考えて，その際の国有林との交渉権を委託林総代に各農家が全権委任するものであった。このことによって，委託林総代は部落秩序を利用した地元対策の要として，また労働力調達の請負人としての性格，総じていえば国有林の末端のエイジェントとしての性格をもつようになった。ちなみに，受託者とは各農家一戸であり，当然家父長が受託者となるなど，その関係の家父長的性格は明らかであった[16]。

第3に規約書は，委託林組合そのものの運営方法を上から定めたもの（第一条「国有林野委託規則第四条ノ義務履行ニ付テハ林区署ノ指導ニ従フモノトス」）であり，国有林はこの規約書によって払下げ材の一方的指定，部落の合意による委託林組合員の一方的除名（林八分），労働力の調達が可能となった（第十四条「林区署ニ於テ委託林又ハ其ノ附近ノ国有林野ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ方リ林区署ヨリ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指名ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之ニ応スルモノトス」）。総じて，この規約書によって地元農民の国有林（地主）に対する，委託林譲与産物をてことした義務出役，いわば債務弁済的労働関係が確立したものといえる[17]。また，この規約は，委託による利用内容を地元農家に自己規制させており，その内容は一定の毛上に対する「権利」に限られているなど，必ずしも土地の占有権を認めるものではなかった。

第4に，保護方法書は，委託林そのものと委託林外国有林についても，地元農家の無償の定期的な管理義務を強制したものであるといえる[18]。

第5に，請書[19]は，委託願から保護方法書にいたる契約にみられる「恩恵と義務」の関係に，再度念をおしたものであり，前述した第1から第4までの契約を貫いている片務的性格をもっとよく明らかにしている*。

* 「請書

記

一、委託林ノ保護ニ付テハ願書ニ添付セル保護方法書ニ依ルコト　委託林外ノ地元国有林ニ対シテモ火災ノ予防消防其他ノ保護ニ注意ヲ為スベキコト

二、受託者ニシテ委託林野ニ関スル法令若クハ契約ニ違背シ又ハ其ノ家族ニシテ委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ産物ノ譲与ヲ停止セラルルモ異議ナキコト

三、総代ノ住所氏名ノ変更又ハ資格消滅ノ場合ニ於テ之ガ届出ヲ為サザルトキハ其ノ変更又ハ消滅ヲ以テ営林局署ニ対抗スルヲ得ザルベキコト

四、受託者中異動ヲ生ジタル場合ハ其都度届出ヅベキコト

五、毎年一月末日迄ニ其ノ委託林ノ一年ニ於ケル状況及収支ノ計算並ニ譲与産物分配ノ概要ヲ報告スベキコト

六、委託林又ハ其ノ附近国有林ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ当リ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ相当賃金ヲ以テ之ニ応ズベキコト

七、委託林野ニ関スル権利ハ之ヲ担保ニ供シ又ハ売買贈与等ノ処分ヲ為サザルベキコト

八、国有林野ノ管理経営上国ニ於テ必要ノ生ジタル場合ハ契約ヲ解除セラレ又ハ之ヲ変更セラルルモ異議ナキコト　前項ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ヲ為サザルベキコト

九、受託者又ハ其ノ家族ニシテ委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ連帯シテ賠償ノ責ニ任ズベキコト」[20] (昭和7年……引用者注)。

このような「義務と恩恵」的な関係は，大正12年の設定以降，年を追ってさらにあらゆる面で強化されてゆき，契約の片務性は一段と強まっていった*。国有林野利用の制限の「修正」とはこのようなものであり，実態はおよそ修正とはほど遠いものであった。

*　「(規約書の追加条項)

第六条ノ二　委託林区域ノ内何町何反歩ハ絶嶮地トシ一切ノ産物ヲ採取セザルモノトス

第十五条　国有林野委託規則第六条第七条ニヨル委託解除ノ外国ニ於テ必要ヲ生シタル場合委託解除若クハ区域縮小スルコトアリトモ異議ナキモノトス」[21] (昭和4年……引用者注)。

注

1) 秋田大林区角館小林区署「神代，桧木内事業区検訂施業案一部修正説明書」。
2) 「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」。
3) 同上。
4) 前掲，拙稿368頁。
5) 同上，368頁。
6) 同上，368頁。
7) 秋田大林区角館小林区署ノ前掲書。
8) 前掲，拙稿352頁。
9) 同上，352頁。
10) 同上，354頁。
11) 同上，357頁。また，森　巌夫は，青森営林局青森県岩崎部落の共用林野について，「通常4月から10月までは入林せず，伐採は11月から3月までに限られる。当該年度の伐採ケ所が決まれば，その年に薪炭共用林野を利用しようとするもの全員で現地におもむき，立木1本1本に印をつけ，薪にしたばあいの1棚 (3尺×6尺×6尺＝108立方尺) を基準に『山分け』し，抽せんによって各自の持分を決める。配分量は各自に平等になるようにつとめており，当然原木代は均等に負担する」(林野庁管理課，「部分林および共用林野の実態調査 (2)」昭和43年度，210頁) と，共同作業から割山形態に移行しつつある例をあげている。
12) 前掲，拙稿356頁。
13) 同上，357頁。
14) 同上，349頁。
15) 同上，349頁。委託願の条文は393頁。
16) 同上，250頁。委任状の条文は393頁。
17) 同上，350～351頁。規約書の条文は394～395頁。
18) 同上，351頁。保護方法書の条文は395頁。
19) 同上，396頁が請書の条文。
20) 同上，396頁。
21) 同上，351頁。

第3節　育林請負と委託林組合および委託林総代

これまで述べてきたように，国有林は大正中期以降，林野利用をカッコつきで，とくに林業的利用のみについて，その制限を修正してきた。そして，その対価として国有林地元農家に義務出役＝債務弁済的労働を強制し，部落秩序に基づき育林労働力を調達し再生産する機構を作り上げていった。ここにおいて部落請負的労働組織が確立したものといえるが，この上からの労働組織育成のケルンとなったのは委託林総代である。委託林総代は国有林が直接地元農家を一戸一戸把握するのではなく，委託林総代を国有林（具体的には営林署担当区）が把握し，その後総代が地元農家を把握するという機構の上で，重要な機能を国有林にとって果した。以下，委託林総代の村落構造内の位置に留意しながら，本節の分析を進める。

1.　請負形式と委託林総代

特別経営事業期における育林請負は，小規模なもの以外は，人夫供給請負人といえるような請負業者と国有林との間にとりかわされた正式な請負契約書によっていたのは，前述したとおりである。しかしながら，この期における請負には（もとより他の実行形態としての直営もあった），正式な契約書をとりかわした形跡はなく，大半が口答契約であった。また，請負の内容も新植はこの期では大半が直営でなされ，下刈，地拵などが請負の重点にされた*。したがって出役人夫の確保は，作業前日の晩までに保護区員，のちの担当区の主任や定夫などが各委託林総代を訪れ，委託林総代がさらに各農家を歩いて回るという形式が多かった。また，大半の部落では，事前に第6図のような出役可能者の計画表を提出し，担当区でとりまとめていた。

*　「地拵ノ良否ハ新植地ノ将来成果ヲ告グル迄ノ成績ニ至大ノ影響ヲ及ボスコト言ヲ俟タズ御慶事記念ノ造林地ナルヲ以テ地拵モ直営計画ヲ進メ居リシ処森林ノ地元タル院内部落ヨリ千戴一遇ノ記念

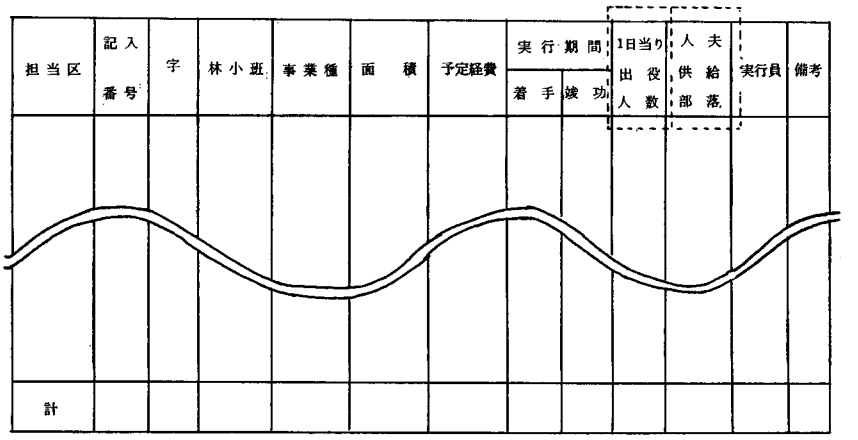

注：　点線は引用者。
出所：　神代事業区卒田担当区「昭和8年往復文書綴」より。

第6図　部落ごとの出役可能者表

造林ナルヲ以テ部落民全部ガ赤誠ヲ披瀝シテ之レニ当リタシトノ申出ニヨリ事業請負ニ附シタリ且ツ院内ハ委託林ノ受託部落ニシテ記念造林ケ所ハ其ノ保護区域ナルヲ以テ将来造林地ノ保護取締上ニモ好都合ト認メ申出ノ通リ地搾事業ヲ請負ハシメタルモノトス。(中略) 地搾ハ全区域ヲ部落三十一戸ニテ且之レヲ平等ニ分割シ実行セリ。(中略) 植栽ハ尤モ綿密ナル注意ヲ払ヒ前述ノ理由ニヨリ院内部落民中ヨリ造林ニ経験アル体格ノ頑丈ナル理解力ヲ有スル屈強ノ男人夫三十一名ヲ出役セシメ最終迄同一人夫ヲ以テ直営実行セリ」[1] (傍点は引用者)。

さて，人夫賃は担当区から一括して総代に支払われ，個人に直接支払われるようなことはなかった。担当区より委託林総代にまとめて支払われた賃金は，その一部を部落費にプールさせるような例もあるが，総代の「事務経費」をさしひいて，大半はそのまま個人の就労日数と出来高に応じて，総代から各出役者に支払われた。この支払においても賃金の格づけがなされたが，格づけの中心は男・女の差別であり，営林署の指導によって格づけをした例が多い。このように賃金の支払い形式は請負形式をとるものの，実際の作業では直営と同様に定夫が指揮を行なうなど，作業形態は殆んど差がなかったといえる。ただ，唯一大きく異なる点は，直営の場合は人夫賃が総代を経由せずに，直接出役者に支払われたことである。

2.　委託林総代と村落構造

昭和10年の秋田営林局による「委託林実績調」によれば，角館営林署7担当区には合計16の委託林組合と60の受託部落があった。いまここで，各担当区に所属している委託林組合から総代を1組合ずつとり，委託林総代の経歴と村落構造内にしめる位置を明らかにする。以下，主に現在の組合関係者（共用林野組合代表など）との面接きき取りなどによる事例をあげる。

1)　角館担当区（梅沢他部落）

まず，平坦部水田地帯である神代村梅沢部落では，総代の第1代目（大正12年就任）は総本家ではないが，分家（「たのまれ分家」）をもつ総本家から2,3代目の本家筋にあたる家格であり，戦前は水田耕作1町5反の自小作農家であった。第1代目は委託林設定以前は，特別経営事業における人夫供給請負人，その後は森林労働団の団長をつとめていた。2代目は先代の子供であり（戦後すぐから総代），先代同様に村の要職，村議（『田沢湖町史』による）をかねる有力者であり，単に委託林総代ばかりでなく部落総代でもあった（先代も同様）。また，梅沢部落委託林総代は，委託林出願人＝事務総代でもあった。現在は農地2町2反を有する専業農家である。3代目になる現在の総代は，1・2代とは親戚関係にはない。

2)　卒田担当区（卒田他1部落）

第1代目は大正12年から昭和49年まで総代をつとめた。本家筋であり，戦前は農地1町5反，戦後は牧野解放で1町の山林（現在造林地）をもち，現在は3町の農地を有している。また，委託林組合外の部落組合，林の公職はまったくしていない。2代目は1代目とは親戚関係になく，現在農地2町，山林1町，きのこ生産をし，部分林組合長，森林組合理事をしている。

3) 宮田担当区 (上桧木内浦子内沢部落)

管内の最も山間部に位置している。ここの場合は大正12年の設定と組合の設立以降8人以上が総代についているが，経歴を明らかにしえたのは2人だけである。戦前の1人は国有林の組頭，稼業用製炭組合長であり，委託林事務総代であった。戦後の1人は，戦前農地1町8反を有する自作農であった。両者とも本家格である。

4) 吉田担当区 (吉田他2部落)

総代には，大正12年の組合設立以降現在まで4人がついている。第1代目(大正12年～昭和6年)はやはり本家格であり，小作 (田5反，畑2反) から地主に上昇した階層であり，村議，村長などの村の公職につき，製炭組合長の地位にもついていた。第2代目は昭和26年から28年までであり，戦前は田5町，畑1反の自作であり，村議を3回，製炭組合長もしている。第3代目は昭和28年以降48年までで村の総本家格であり，戦前は自作農上層 (田1町5反，畑2反，山林2町) である。第4代目は現在国有林の定期作業員であり，戦前は田1町5反，畑3反を耕作し，山林10町を有する自小作であった。第4代目も同様に本家筋である。

5) 松葉担当区 (相沢他3部落)

第1代目は大正7年(?)の設定から昭和の初めまでで，小作 (2反のみ)，分家であり村落内でも最貧でもあった。しかし，国有林の人夫供給などと結びつくことによって上昇してゆく。第2代目は昭和初年から5年までで，委託林加入者が大幅に増加する中で総代につく。この総代は自作で，田1町，山林40町を有する本家格である。3代目は昭和5年から26年までで本家格，自作農で田1町，山林3町を有し，村議，民生委員，教育委員についている。4代目は昭和27年以降現在までで，戦前は田1町，畑6町，山林20町を有し，村議，村会議長，農協組合長の役職につく。また，桧木内地区の山林事業関係の代表者的存在である。

6) 西明寺担当区 (掘の内他4部落)

第1代目は戦前は田1町8反，畑3反を耕作する自小作であった。2代目は本家筋であり，第1代と同様の農業経営の規模で，村議3期と助役を4期つとめている。3代目は2代目の子供である。4代目は在村地主で，自作地2町，小作地15町を有し，村議にもつき，また本家筋である。5・6代目も同様に本家筋であり，戦前は1～2町を耕作したが，小作農であった。

7) 黒森担当区 (山谷川崎部落)

第1代目は大正12年の設定から昭和2年までで，田の自作地3町，小作地2町，畑1町，山林25町を有する自作上層ともいうべき階層であり，藩制時代は肝煎でもあった。また，委託林総代のほかに稼業用薪炭材払下げ組合の組合長にもついていた。2代目は田数町を有する自作であり，3代目は3町程度を耕作する自小作であり本家筋であった。4代目は，1代目の子供であり，昭和32年以降組合の代表となっている。現在，田2町5反，畑1反，山林25町を有すかたわら，教育委員に第1代目がついている。

以上，1)から7)までの事例を整理するとつぎのことがいえよう。第1に，総代になる階層

は自作農ないし自小作農であって，在村地主が少ないこと。第2に本家筋ではあるが，部落の総本家は殆んどいないこと。第3に，第1代目の総代は国有林と委託林設定以前に何らかの関係（人夫供給請負人の経験など）をもっていること。第4に，藩制時代に肝煎，長百姓をした農家は事例の中では1戸だけであり，委託林総代は必ずしも封建的部落総代の継承者ではないものが多い。むしろ，第1代目には第3の点とも関わって，村落構造内で相対的に低いランクのものがつき，その後，委託林組合が部落組合として一般化する中で，ランクの高いものが総代になっている。

このようにみてくると，委託林総代の権限は，委託林設定後，国有林によって上から作られていったものと考えられる。この国有林によって一層強加されたといえる，委託林総代を頂点とする委託林組合のヒエラルヒーは，土地所有関係（地主，小作関係）を基底にし，村落社会構造的には自小作層をエイジェントとする，本家分家的血縁関係と地縁関係に基づく労働力調達機構であり，労働力再生産構造でもあり，同時にまた林野利用構造でもあったと，ひとまず結論づけられよう。また，その構造は単に共同体的規制の利用を内包していたという点のみばかりでなく，本家―分家という家格と「家」=家父長制の論理をあらゆる面にわたって利用したという点では，すぐれて半封建的な性格をおびていた。

注

1) 角館小林区署「大正十三年四月植栽　御慶事記念林記録」。

第4節　育林事業定着期の事業実行形態と委託林設定目的の変化

1.　国有林経営事業の実績

「神代事業区第3次検訂施業案説明書」では，補植面積，撫育面積などが不備なため，「秋田営林局事業統計書」を利用し，角館営林署を単位としたときの実績を明らかにしたのち，神代事業区の実績について分析を進める。さて，角館営林署における伐採予定は，第25表のとお

第25表　角館営林署第2次検訂施業案初期10ヵ年伐採予定

事業区	事業区面積	面積		主伐材積			間伐材積			材積合計
		主伐	間伐	針葉樹	濶葉樹	計	針葉樹	濶葉樹	計	
	(ha)	(ha)	(ha)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)
神代	6,458.59	603.12	100.94	62,196	55,108	117,304	▲4,458 2,688	▲4,180	▲8,638 2,688	▲8,638 119,992
桧木内	14,745.68	2,294.71	2.28	4,388	222,561	226,949	▲4,180 75	▲5,294	▲9,474 75	▲9,474 222,024
角館営林署	21,204.26	2,879.83	103.22	66,584	277,678	344,252	▲8,638 2,763	▲9,471	▲18,112 2,763	▲18,112 347,016

注：1) 町，石を ha，m^3 に換算のため，合計は必ずしも一致せず。
　　2) ▲：臨時伐採量。
出所：1) 前掲，拙稿364頁より引用。
　　2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」(昭和1年)。

第26表 角館営林署における主・間伐別伐採事業量の推移

年度	主伐			間伐						
	面積	用材	薪材	面積	用材		薪材			
	(ha)	(m³)	(m³)	(ha)	(m³)	(棚)	(m³)	(棚)	(Rm)	(束)
昭和 1	283.6	7,720	15,682	216.3	3,450	—	93	3	—	—
2	304.3	6,038	18,815	241.5	4,545	1	505	35	—	—
3	216.8	6,805	18,035	200.8	5,859	—	889	23	—	123
4	231.5	5,263	19,722	417.2	9,032	—	1,853	727	155	—
5	226.8	8,128	19,398	724.5	10,742	—	1,530	—	48	1,884
6	259.1	6,893	19,242	862.4	10,562	—	—	—	—	—
7	436.0	8,465	21,969	817.4	8,145	—	3,303	—	70.9	1,120
8	419.7	6,253	24,369	650.3	8,503	—	2,382	—	135.4	1,313
計	2,377.8	55,565	157,232	4,130.4	60,838	1	9,666	788	409.3	4,440

出所： 1) 前掲，拙稿364頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

りで，10カ年予定主伐面積は2,897.83 haである。この実行を第26表によってみれば，昭和1～8年までの各年度の平均を10カ年実行とすると（期間内推定量と略），伐採面積は2,972.25 haでほぼ予定を実現している。収穫材積についてみると，予定では主伐材積344,252 m³，間伐材積2,763 m³，計347,015 m³である。期間内推定量は主伐材積265,996 m³，間伐材積88,131 m³，計354,127 m³であって，主伐の減少が著しいが，間伐を合計すれば目的は達している[1)]。

つぎに，造林について明らかにする。第27表のように，人工造林は営林署として1,207.82 haを予定しているが，第28表によれば期間内推定量は809.23 haと下回っている。しかし，補植についてみるとき，推定量は1,287.49 haで予定以上，また撫育量についても，期間内推定量は15,546.97 haと予定の3倍近い実行をしている。このような傾向は，大正後期から昭和初期の不況期の農・山村過剰人口に基づく余剰労働力の存在を背景としつつも，育林の重点が人工植栽ばかりでなく，天然更新地の植込みや，人工造林地への撫育など，より労働集約的な作業におかれたためといえる。つまり，「既存人工植栽地が増加し撫育事業量がふえたことを考慮

第27表 角館営林署第2次検訂施業案初期10カ年造林予定

事業区	事業区面積	人工造林			天然更新			補植	撫育
		散生地・未立木地	更新地	計	散生地・未立木地	更新地	計		
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
神代	6,458.59	27.46	392.19	419.65	—	248.47	248.47	420.32	4,778.80
桧木内	14,745.68	47.14	741.03	788.17	—	978.42	978.42	789.42	799.46
角館営林署	21,204.26	74.60	1,133.22	1,207.82	—	1,226.89	1,226.89	1,209.74	5,578.26

注： 1) 町をhaに換算のため，必ずしも合計は一致せず。
2) 桧木内事業区の補植，撫育面積は，神代事業における新植に対する比率を使って推定。神代事業区については，第2次検訂より。

出所： 1) 前掲，拙稿365頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」（昭和1年）より。

してみても，『択伐天然更新』に比重が移行し，より手間のかかった集約な施業がなされた」[2]ためといえよう[3]。

第28表　角館営林署における造林事業の推移

年度	天然下種 (ha)	新植 (ha)	補植 (ha)	撫育 (ha)
昭和 1	99.944	90.165 (73.584)	171.322	1,108.552
2	226.553	76.568 (40.501)	68.536	1,497.735
3	117.417	79.762 (42.871)	131.807	1,337.149
4	106.510	72.880 (48.020)	153.060	1,282.190
5	109.620	74.490 (45.460)	77.460	1,480.530
6	109.390	75.950 (69.680)	119.270 (14.820)	1,827.760
7	69.570	99.700 (43.520)	110.360	1,977.200
8	260.220	75.870 (41.600)	198.180	1,926.460
計	1,099.224	647.385 (—)	1,029.995 (—)	12,437.576

注：（　）は次年度くりこし分。
出所：1) 前掲，拙稿365頁より引用。
　　2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

第29表　神代事業区第2次検訂施業案伐採の実行

		主伐		間伐		計	
		予定内	予定外	予定内	予定外	予定内	予定外
面積 (ha)		755.49	267.30	87.80	2,812.01	—	—
材積	針葉樹 (m^3)	38,688	2,153	788	44,793	39,476	46,946
	濶葉樹 (m^3)	48,676	5,108	—	7,385	48,676	14,493
計 (m^3)		87,364	7,261	788	52,178	88,152	51,439

出所：1) 前掲，拙稿366頁より引用。
　　2) 原資料は「昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書」。

第30表　神代事業区における造林の予定と実行

予定実行 ＼ 作業級		普通林地			準施業制限地			計
		スギ皆伐喬林 (ha)	スギ外3択伐喬林 (ha)	スギ外3（委託林予定地） (ha)	雑ワイ林（委託林予定地） (ha)	スギ外3択伐喬林 (ha)	部分林 (ha)	(ha)
予定	人工造林	362.15	36.87	19.11	—	—	1.50	419.63
	天然更新	32.15	7.30	16.03	161.52	30.90	—	247.90
	計	394.30	44.17	35.14	161.52	30.90	1.50	667.53
実行	人工造林	240.03	22.69	3.67	—	—	1.50	270.89
	天然更新	153.32	62.06	101.93	156.78	92.61	—	566.70
	計	396.35	84.75	105.60	156.78	92.61	1.50	837.59

出所：1) 前掲，拙稿366頁より引用。
　　2) 原資料は「昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書」。

上述のような傾向をふまえて神代事業区をみると，第29表と第30表のとおりであるが，ほぼ営林署レベルと同じ傾向にあるといえる。神代事業区のレベルでみるとき，年間あたりの造林面積は，人工植栽で約27 ha，下木植栽は1 haであり，天然更新地への補植などを考えれば，30 haくらいの新植がなされたものと考えられる。しかしそれにしても，新植面積の大幅な低下は著しい。一方，これにひきかえ撫育面積は前述したように，予定の3倍を実行し，この期の育林事業の中心をしめることになった*。またこのことが，後述する労働過程と賃金支払形態にも少なからぬ影響を与えた。

* 「撫育事業実行ニ関スル件
昭和八年六月角館営林署長発神代事業区卒田担当区主事宛通牒
撫育事業実行ニ際シテハ年々周密ナル注意ト正確ナル技術ニヨリ成績向進シ見ルベキモノアルハ同慶ニ不堪所ニシテ今後益々造林技術ノ相互研究ヲ積ミ権威アル実行ノ技術者トシテ撫育方法ノ画期的歩武ヲ切望スル次第ニ有之左ニ重複ヲモ不顧撫育法ノ研究ノ為メ左記ニ、三ノ卑見ヲ述ベ実行上ノ参考ニ資セラレ度此段及通牒候也(中略)此ノ意味ニ於テ仮ニ適地ヲ過タズ而モ正シキ種子ニヨリ得タル苗木ガ周倒ナル注意ノ下ニ植付ケラレタル以上造林ノ成否ハ一ニ撫育ニアリト云フモ過言デナイ、即チ撫育時代ト称スルコトヲ得ルノデアル」(傍点は引用者)[4]。

2. 育林労働の形態と内容

いうまでもなく育林労働力の組織体は，委託林組合であり，いくつかの部落組合の中でも，委託林組合が義務人夫出役機構としては最も影響力が強かった[5]。それは前述したように，委託林による薪炭材払下げが，自家用で半額であるためと，地元農家の生活に最も必須なものが手に入れられたために他ならない[6]。

まず，出役日数とその階層性について明らかにする。1戸あたりの出役日数は，この当時，神代事業区では平均するとほぼ年40日くらいといわれ[7]，前期に比してその出役日数は増加した。また出役は，農家諸階層が全般的に零落するなかで，小作，貧農などの前期よりは1ランク低い階層が中心となってきているとされている。ところで，この下層を中心としたと考えられる出役日数の増加は，1つには乾田馬耕の稲作技術が上層において定着したことにより，自己労働力およびこれまで雇用してきた労働力の余剰化が進み(採草労働力などの余剰化)，余剰労働力の析出が進んだこと，2つには，下層において生活がより困窮を加え，手間賃稼ぎの仕事がふえたことなどが，要因として考えられる。

そして，この両方の意味で余剰化された労働力が国有林に雇用されるためには，とりわけ撫育事業の増加という条件が必要であった。また，新植は田植時期と競合するが，下刈などは農閑期が中心となり，前期よりは国有林出役と各農家の農業経営と労働力の季節的配分が矛盾しなくなった点も重要である。このような状況の下で，地元農家は以前とちがって，とくに不況期などは義務人夫というより，手間賃稼ぎとしてむしろ望んで出役したといってよい。しかし，出役の義務的性格には一切変化がなく，農繁期にあたった時には，分家が本家にかわって出役

することも多く（大半の部落では出役することが委託林に権利をもちうる最大の条件），義務出役のしわよせは，分家＝下層農民におしつけられた。

ついで，出役労働の内容について明らかにする。義務人足としての出役労働の種類は，慣行特売の段階とほぼ変わらないし，育林の他にも苗圃，土木工事にも出役していた。さらに，一部の部落では，運材関係にも委託林組合を通して出役していた。この労働の実際の作業過程は，担当区員や定夫が作業の指揮をとり，委託林総代が直接指揮をとるようなことは殆んどなかった。また労働過程の変化，つまり人工植栽から天然更新，補植への作業体系の移行は作業現場の分散をもたらした。そこでは前期とはちがって，担当区による作業監視が困難であるため，部落秩序に基づく相互監視，相互強制をもとにした，義務人夫の「愛林思想」の強化が必要とされた。

以上のような，この期の撫育事業を中心とする事業規模の拡大による就労日数の増加は，1つは国有林経営内での労賃負担を増加させたため，義務出役体制による一層の低賃金労働力の確保が迫られた。この点については，5でさらに詳しく述べる。2つには，この就労日数の増加は従来の低い技術段階の労働力の質を必然的に向上させ，後述するように功程も上昇し，一部では従来とはちがって，農民に対する国有林の下刈用のカマ（以前は農家のもっていた農具としてのカマ）の貸し出しさえも行なわれるようになるなど道具もち労働からも，前進を示した。

3.　育林労働力の技術の上昇

前掲第19表を参照されたい。「大正9年桧木内事業区施業案説明書」によれば，地拵の方法は以前のつぼ刈，すじ刈から全刈となった。新植の功程は250本/人・日，補植は150本/人・日，手入は2反/人・日を予定し，大正3年時よりはすべて増加している。また，大正12年以降神代事業区では地拵は4畝/人・日，新植は250本/人・日（春，秋植栽），手入は2反/人・日，つる切は3反/人・日，間伐は1.5反/人・日，除伐は1反/人・日を予定し，第1次検訂時よりは高まっている。なお，植栽本数は4,300本から3,000本へと減少した[8]。

つぎに，今期の育林労働力組織化の反映である昭和8年の「神代事業区第3次検訂施業案説明書」では，育林の功程を地拵は0.5 ha/人・日，新植は300本/人・日，植付本数は3,000本，補植は150本/人・日，手入は1.5 ha/人・日，つる切は0.17 ha/人・日，除伐は0.14 ha/人・日となっている。植栽方法，時期，補植率，手入の回数などについては変化がない。「しかし，補植，手入を除けば功程は何れも高まっており，これは造林労働組織が育成の段階から発展の段階へと到達した反映でもあろう。ただ，補植で功程が高まらず，手入で低下したのは，人工植栽面積の減少を考慮してみても，より手間のかかる択伐・天然更新や下木植栽（人工植栽地への）へ比重が移行しつつあるため」[9]である。

4.　地元農家の経済構造

まず，地元農家の耕地作付規模を明らかにする。第31表によれば，管内全体の1戸あたりの作付規模は田1.06町，畑0.31町であり，第32表と対照したときこの時期としては仙北郡全体の中での中層の下位といえる[10]。しかしこの規模も管内での地域差があり，より平場的な神

第31表 角館小林区署管内における農家耕作規模と慣行(入会慣行と払下げ慣行)の率

字	田 A (町)	畑 B (町)	戸数 C 全戸数	戸数 C 慣行戸数	人口 全人口	人口 慣行人口	A/C (町)	B/C (町)
1. 潟尻	0.20	3.00	8	6 (75%)	45	40	0.03	0.38
2. 潟野外3	106.00	37.00	107	75 (70%)	650	459	0.99	0.35
3. 小淵野外1 角館東前郷	203.00	31.00	90	59 (66%)	565	—	2.26	0.33
4. 院内	26.25	9.94	31	27 (87%)	212	188	0.85	0.32
5. 森ノ腰外4	140.78	32.78	113	110 (97%)	736	606	1.25	0.29
6. 卒田	224.00	65.37	232	214 (92%)	1,630	1,588	0.97	0.28
7. 大沢外1	32.65	18.90	42	42 (100%)	285	—	0.78	0.45
8. 松葉外3	59.97	24.04	106	36 (34%)	698	240	0.57	0.23
9. 吉田外2	34.46	13.83	43	20 (47%)	303	—	0.80	0.35
10. 相沢外4	49.24	7.69	45	24 (53%)	282	—	1.09	0.17
11. 下田外1	17.22	3.45	23	21 (91%)	153	—	0.75	0.15
12. 八津外4	78.45	25.78	80	80 (100%)	501	—	0.98	0.32
13. 高野外1	26.37	12.80	45	45 (100%)	283	—	0.59	0.28
14. 雫田外5	132.72	47.00	105	98 (93%)	726	—	1.26	0.45
合計	1,131.31	332.58	1,070	857 (80%)	7,069	—	1.06	0.31

注: 慣行戸数の(%)は慣行率。ただし慣行率 $= \frac{\text{慣行戸数}}{\text{全戸数}} \times 100\,(\%)$。

出所: 1) 前掲, 拙稿360頁より引用。
2) 原資料は「大正9年調査」。ただし No. 13 は委託林は設定されず。

第32表 仙北郡における耕作面積別農家数の推移

	耕作面積	大正 8	昭和 3	13	22	25	31
実数	～1町	5,728戸	5,396戸	7,252戸	7,519戸	8,626戸	8,930戸
	1～2	3,680	4,558	5,333	7,675	7,748	8,493
	2～3	2,740	3,251	2,970	3,204	3,436	3,682
	3～4	2,219	1,961	1,547	654	736	659
	計	14,367	15,166	17,102	19,052	20,546	21,764
比率	～1町	39.3%	45.4%	46.5%	47.0%	46.4%	48.5%
	1～2	27.8	26.3	28.1	34.8	35.3	34.9
	2～3	19.1	17.1	17.1	14.7	14.9	13.8
	3～4	13.8	11.2	8.3	3.5	3.4	2.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: 1) 計見良宣「秋田県仙北農業地帯の構成」調査資料第13輯, 農民教育協会, 1958年3月, 7, 8頁より引用。
2) 原資料は「秋田県統計書」。

代村森の腰外4部落では田1.25町であり，より山間部の上桧木内高屋外1では，田0.59町であった。

つぎに，この点について神代事業区管内町村のみについて明らかにすれば，第33表のとおりである。生保内村潟部落を除けば，耕作規模は1町数反であり，仙北郡農家層の中層ともいえる階層である。この地域では，この「中農」ともいえる階層があらゆる面で力を有していたし，この階層よりやや高いランク（田1.5町クラス）が委託林総代を兼ねていたのは，前述したとおりである。

第33表　神代事業区地元3カ村における耕作規模

村名	戸数	水田1戸当り面積 (町)	畑1戸当り面積 (町)
西明寺	399	1.39	0.23
神代	503	1.41	0.29
生保内（潟）	42	0.76	0.45
合計	944	1.38	0.27

注：1戸当りの面積の計は，全戸数の平均である。
出所：1) 前掲，拙稿360頁より引用。
2) 原資料は「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」。なお，原資料も合計は一致せず。

第34表　神代事業区地元3カ村における職業構成

職業(戸) / 村名	農業	工業	商業	漁業	養蚕	日傭雑業	兼業畜産	兼業製炭
西明寺	336	14	12	6	25	6	33	165
神代	444	19	0	0	(兼業90)	(兼業65)	62	38
生保内（潟）	40	2	0	(兼業30)	(兼業15)	0	6	24
合計	820	35	12	6 (兼業30)	25 (兼業105)	6 (兼業65)	101	227

出所：1) 前掲，拙稿360頁より引用。
2) 原資料は「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」。

第35表　仙北郡における自小作別農家構成の推移

	実数			比率		
	自作 (戸)	自小作 (戸)	小作 (戸)	自作 (%)	自小作 (%)	小作 (%)
大正 8	2,675	4,850	5,103	21.18	38.41	40.41
昭和 3	2,418	6,991	5,757	15.94	46.10	37.96
13	2,741	6,556	7,805	16.00	38.40	45.60
18	3,338	6,299	7,810	19.09	36.02	44.65
22	3,721	6,713	8,384	19.53	36.46	44.00

出所：前掲，第32表と同じ。

さて，神代事業区管内町村における職業構成を明らかにすれば，第34表のとおりである。ここで重要なのは兼業農家が多いことであり，これは何よりも山間地帯のための水田反収の低さを補うためである。兼業種目中，第1位は製炭，第2位は養蚕，第3位は畜産である。畜産は前期から減少しつづけていること，養蚕も不況により減少してきていることなどを考えれば，この期の農家兼業の中心は製炭の他には考えられなかった。つぎに，日傭雑業層が少ないことにも注目すべきで，この点は地域の労働力市場がまだ定着していなかったためとみられる。

したがって，「大正12年神代事業区検訂施業案説明書」の地域の「農民ノ大部分ハ小作」という指摘をふまえるならば，そして農民の大半は委託林組合員であるから[11]，義務人夫としての出役階層は，兼業化した水田耕作平均1町歩の自小作，小自作階層が中心となっていたといえよう[12]（第35表参照）。

5. 委託林設定目的の変化

以上述べてきた慣行特売制度から委託林制度段階への性格変化を，森林盗伐と育林労働問題および義務出役制の問題に限定して明らかにする。森林盗伐と労働力問題は，国有林経営の性格変化―地主資本主義化の段階を画す上で，最も有効なメルクマールといえるからである。

1) 森林盗伐対策的位置づけの低下

まず，森林窃盗（盗伐）の推移について明らかにする。第36表によれば，大正9年以降秋田大林区署（営林局）管内でも，国有林野犯罪人数の減少は著しい。昭和2年に再度ピークをむかえたものの，昭和7，8年には大正9年に比して半減をしている。また，角館小林区署管内においても，明治38，39年に小林区署伐採量以外に，伐採量の半数近くの盗伐がされたという状況はもはやなくなっている。それは，第34表の大正15年以降の森林窃盗人員数の減少でも明らかである。もちろん，統計書記載外の「盗伐」もあっただろうが，明治期の年間1万尺〆をこえるような組織的な「盗伐」（前掲第12表）は，この人員数では考えられない。したがって，慣行特売制度，委託林制度が森林盗伐防禦策としてもつ意味は，その盗伐の「絶滅」減少が可能になっていった中で*，量的，質的に意義を失っていったものと考えられ，その意義は労働力の確保に重点を移していった。

* 「国有林野保護管理上及ボシタル効果。設定（委託林……引用者注）前後ノ比較……設定前ハ盗伐火災其ノ他被害相当多ク保護管理甚ダ困難ナリシモ設定後ハ被害次第ニ減少シ今日ニアリテハ殆ンド其ノ跡ヲ絶ツニ至リ保護管理上不安著シク減少セリ」[13]。

2) 低賃金育林労働力の確保策

第7図によれば，角館営林署では育林の総延人員数は，昭和1～8年までほぼ増加し続けており，営林署の育林事業量の増加は明らかである。また，この傾向は単に角館営林署にとどまらず，秋田営林局においてもほぼ同様の傾向といえる（第8図）。ところで角館営林署の兼業率についてみると，昭和12年くらいまではほぼ90％前後であり，育林事業の圧倒的多数は，地元農家の兼業労働力つまり地元施設をパイプとして吸収される相対的過剰人口に依存してい

第36表　秋田営林局と角館営林署の森林窃盗の推移

年度	秋田営林局			角館営林署		
	国有林野犯罪人員A (人)	森林窃盗人員B (人)	$\frac{B}{A}\times100$ (%)	国有林野犯罪人員A (人)	森林窃盗人員B (人)	$\frac{B}{A}\times100$ (%)
大正 9	593	—	—	—	—	—
10	316					
11	210					
12	227	—	—	—	—	—
13	312					
14	211					
15	278	244	88	4	1	25
昭和 2	556	523	94	6	4	38
3	371	336	91	12	11	92
4	303	262	86	8	8	100
5	172	149	87	9	5	56
6	193	115	60	25	2	8
7	209	198	95	2	2	100
8	257	245	95	10	10	100
9	163	159	98	4	4	100
10	131	113	86	13	13	100
11	103	98	95	3	3	100
12	40	37	93	0	0	0
13	109	10	93	5	5	100
14	53	43	81	8	0	0
15	69	57	83			
—	—	—	—	—	—	—
19	4	1	25			
20	6	4	67			
21	9	4	44	—	—	—
22	25	18	72			
23	65	37	57			
24	25	23	92	0	0	0
25	8	3	38	0	0	0
26	22	17	77	0	0	0

出所：「秋田営林局事業統計書」より作成。

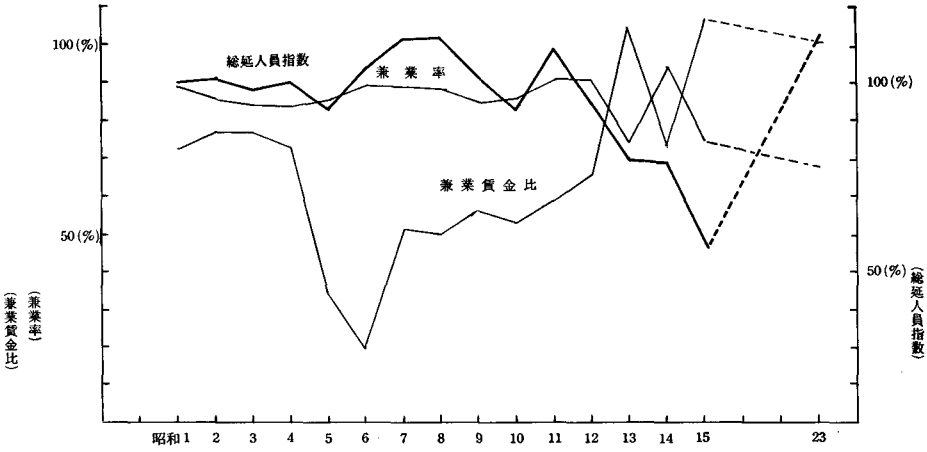

注： 1) 兼業率＝$\frac{\text{兼業延人員}}{\text{総延人員}}\times 100(\%)$

2) 兼業賃金比＝$\frac{\text{兼業日当賃金}}{\text{専業日当賃金}}\times 100(\%)$

出所：「秋田営林局事業統計書」より作成。

第7図 角館営林署造林事業の兼業率と専業賃金に対する兼業賃金比の推移

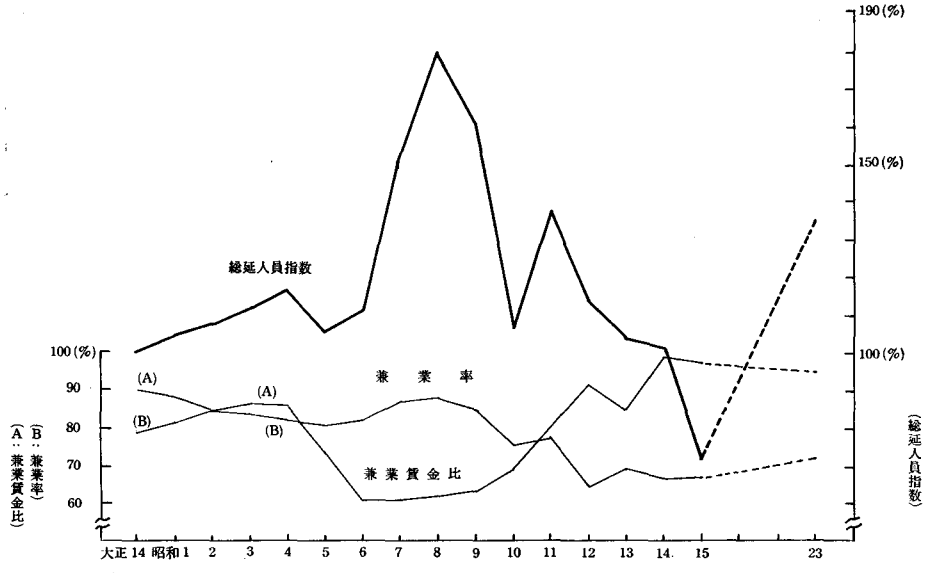

注： 前掲，第7図と同様。

出所： 前掲，第7図と同じ。

第8図 秋田営林局造林事業の兼業率と専業賃金に対する兼業賃金比の推移

たといえる。つぎに，兼業の専業に対する日当賃金の比をみると，昭和12年前後までは50%前後のレベルで推移する。兼業賃金が専業賃金より低賃金であるという関係がくずれるのは，昭和13年以降である。

総延人員，兼業率，賃金比の3者の推移と関係を整理すると，つぎのようにいえる。つま

り国有林経営（主に育林事業）は経営を拡大させる中で，兼業率を低めることは決してせず，逆にそのことによって，専業よりも安上りの兼業的低賃金労働力の調達を実行していった。また，この低賃金労働力調達・再生産機構の土台にあったのが，委託林制度を始めとする地元施設であったのは，これまで述べてきたところである*。

* 「委託林設定後国有林ノ諸施設ハ総テ地元ノタメヲ顧慮シテ行ハルヽ結果受託者ハ之ガ恩恵ニ感ジ事業ニ人夫ヲ要スル場合ハ進ンデ之レニ出役シ其ノ成績良好ニシテ国有林経営上頗ル有利トナリタリ」[14]。

大正中期以降，平場の農村では小作争議が高揚し始め，地主制が解体の危機に突入してゆくが，逆に地主経営の1つである国有林経営は，「盗伐」をほぼ絶滅させ，その結果，地元農民を兼業的労働力として確保し，地元施設を通しての恩恵と義務の関係，つまり義務出役＝債務弁済的労働関係を作りあげていった。

6.　林道など土木事業の拡大

この期の末に位置し，つぎの期の橋渡しとなる農村匡救問題は，その「救農」策として2つの柱をたてていた。一方の柱は，救農土木事業であり，他方の柱は「農山漁村経済更生計画」であった。もっとも，後者は予算面では零に等しく安上りなため，昭和7年以降救農土木事業

第37表　神代事業区における林道設置の推移

年度	車道 (km)	牛馬道 (km)	歩道 (km)	年度	車道 (km)	牛馬道 (km)	歩道 (km)
大正 4	—	—	—	昭和 6	—	2,131	2,729
5	—	—	7,125	7	—	1,800	—
6	—	—	5,335	8	1,706	—	—
7	—	—	2,283	9	—	—	10,262
8	—	—	5,721	10	—	—	—
9	—	—	3,327	11	—	—	—
10	—	—	—	12	—	—	—
11	—	—	—	13	—	2,713	—
12	—	—	—	14	—	—	—
13	—	2,227	—	15	—	—	—
14	—	—	—	16	—	—	—
15	—	—	3,593	17	—	—	—
昭和 2	—	—	20,823	18	—	—	—
3	—	—	4,781	19	6,800 (1,706)	2,800 (10,601)	— —
4	—	—	—				
5	—	1,730	4,736	合計	1,706	10,601	70,715

注：1) 合計には昭和19年の数値を含まない（予定のため）。
2) 昭和19年の予定数値は単年度のものでなく，施業期間10年の予定である。また，19年の（　）は新設でなく既設分の修理予定。

出所：「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」より作成。

がわずか3カ年でうちきられたのに対して，経済更生計画と更生運動の方は「自力更生」を原則として，その後の農政の基調をなしていった。これに反して救農土木事業は僅少とはいえ，「国庫」支出に伴う実質的な効果をあげたといわれる[15]。国有林も救農土木事業の一翼を当然担わさせられたが，とりわけその中でも林道の開設が重要な地位をしめることになった。角館営林署神代事業区では，第37表にも明らかなように，救農土木事業の初年に車道1.7 km，その前後数年に牛馬道の大半が設置された。ちなみに，角館営林署管内は，戦前は冬期積雪期の橇による搬出が中心であったこと，さらに林鉄が一貫して導入されなかったことなどにより，牛馬による搬出が多大のウエイトをもっていた。

要するに，この期の林道の設置は「救農」事業という社会政策的な効果はもとより，国有林経営の問題として資本の有機的構成の高度化をもたらし，地主経営の「近代化」の一要因として機能した。そして具体的には，この期の育林経営定着の条件として，また，戦中期の伐出生産拡大の条件として，それは機能することになったのである。

注

1) 前掲，拙稿365～366頁。
2) 同上，366頁。
3) 同上，366頁。
4) 同上，367頁。
5) 森　巌夫「部分林および共用林野の実態調査 (2)」(林野庁，昭和43年，193頁) の青森県西津軽郡岩崎村の例によれば，「委託林設定当時には，この組合 (委託林……引用者注) は，国有林経営に必要な労働力の供給源的組織としていたが，現在はそのような役割ははたしていない。むしろ，国有林の造林労働力は，この共用林野組合とは別個に組織されている岩崎製炭組合から調達される (中略)。それは構成上では共用林野組合と重複しているのであるが，このほうは，国有林から，生業として営む製炭業に必要な製炭原木をいわば恒常的に供給されるかわりに，造林労働力を国有林に提供するという関係に結ばれている」。
6) 暖房，料理用の「焚用木」のほかにも，カヤ，杉皮なども家屋の建築，維持，修繕のために必要であり，これらの供給源は大半委託林であった。富木友治『角館の歴史』角館中学校，昭和38年は，戦前の農家と商家のつくりについて，「農家の屋根のクサはほとんどカヤでした」(190頁)，「商家の建て方は (中略)，屋根は杉皮，それからコバふきが多く，大正になってからトタンが入ってきました」(190頁) と述べている。
7) 前掲，拙稿361頁。また，神代事業区地元農家戸数500戸として，造林の功程と事業量から逆算してもほぼそのようになる。
8) 同上，367頁。
9) 同上，367～368頁。
10) 計見良宣「秋田県仙北農業地帯の構成」調査資料第13輯，農民教育協会，1958年3月，6頁によれば，「この土地所有構造に対応する農民層の構成は，小作大経営を特徴とし，水田小作率の最大に達した大正中期～昭和恐慌期の事期において，仙北農民層は2～3町，および1～2町自小作の前進，その上下両極の減少傾向を示し，平鹿郡の下極の増大傾向，由利の1～2町集中と対比してより大規模構成をとった。この2～3町自小作を中核とする農民層は，それ以後，および第2次大戦中を貫いて持続し，農地改革を迎える。その上層は戦争中に大きく崩れ，また下層は恐慌期および戦争中を通じて拡大した。平鹿，由利においてはこれに反して2～3町層が崩れ，1～2町自小作を中核とする，より小規模構成をとった。こゝに仙北農業の大土地所有に対応する大規模農業構成が特徴づけられる」。
11) 第31表によれば全戸数あたりの慣行 (入会と払下げ) についても，80%が慣行がある。慣行のある農家がそのまま委託林組合にくみ込まれるのだから，管内戸数の8割を，国有林は労働力のプールとして，固定，

組織化させた。

12) 前掲，拙稿361頁。

13) 同上，369～370頁。事例は角館営林署神代事業区卒田外1部落（当時，営林署管内で最多の受託者278名を有し，設定面積も316 haで第2位）である。なお，原資料は秋田営林局「委託林実績調」昭和10年。

14) 前掲，拙稿390頁。事例は，同注13)。

15) 井上晴丸は救農土木事業中，内務省所管の国道改修などが，わが国における主要な自動車・重車両用道路網建設の一画期となったことを指摘し，他方，「工事が残した物的な成果について言えば，用排水改良・暗渠排水・開墾・林道開設といった農林省所管の分が，小口に分散し，補助率もひくく，他の営農条件がととのわないことも手伝って，林道開設あたりをのぞいては，大して目をひくほどのことはない」(井上晴丸「日本資本主義の発展と農業および農政」『井上晴丸著作選集第5巻』雄渾社，昭和47年，365頁）としている。

第4章　林野利用の上からの多様化と簡易委託林制度および育林労働組織の再編（昭和9年～昭和26年）

昭和4年の世界恐慌，同6年の東北凶作，満州事変，同9年の東北凶作は，東北地方の農・山村を疲弊の極に陥しいれ，国有林の従来の地元対策を量的にも，質的にも拡大することを迫った。国有林の対応の変化は第1に，昭和7年の林第3,584号山林局通牒による大正9年「委託林設定方針」の改正にみられ，従来の部落慣行を主軸にしていたことから，行政単位を軸にした制度への変化を伴っている点に特徴がある。また，第2に，農山漁村経済更生運動の，とりわけ東北地方では東北振興策の一翼を担わされ，準戦時，戦時体制下の地元支配機構として機能することが委託林制度に求められた。第3に，この2つの変化に再編の制度的ケルンになったのは，国有林地元施設の中では，簡易委託林制度の開始であり，従来の国有林の地元利用と育林労働組織は，同制度によって再編成されていった。

第1節　戦時経済下の林野利用の上からの多様化と農民層分解

1.　農民層分解の広範化と経済更生運動および東北振興策

秋田県における自小作別面積比率を，前掲第10表によってみると，小作地率は大正中期から後期にかけてほぼ確定し，昭和10年以降においては，大体55%前後を推移するといえる。この点については仙北郡ではややその率は高いものの，ほぼ同様の傾向である。昭和初期以降（初期の開始起点は大正後期も含む），自作農創設維持運動が活発化するが，それにもかかわらず小作率が減少しようとしないのは，逆に自作農の新たな小作化を裏付けるものといえよう。だがしかし，その経営規模は1～3町未満層を中心に拡大した。前掲第32表によれば，耕作面積をみると1町以下層は，昭和3年，13年，22年と増加を示す。他方，1～2，2～3町層の合計は43.4%，45.2%，49.5%と増加を示すが，3町以上層は減少を示している。この3町以上層の減少は，とりわけ戦時中の労働力不足による経営放棄（小作地化）に基づくものであり，この放棄地が小作地と1町以下層および1～2町層の増加をもたらしたといえる。

このような小作地率の非減少傾向と自作農の新たな小作農化は，昭和4年の世界恐慌，同6, 7, 9, 10年の冷害による農産物価格の下落[1]によるところが大きく，それはとりわけ東北地方の農・山村における農家負債[2]を増額させ，はてには事態は農家の婦女子の身売りにまで達する社会問題をひきおこした[3]。このように農業経営が不振になる中で，とくに第38表のように農家の兼業化が，準戦時，戦時体制中，一貫して増加した。またこの兼業化傾向は，山間部の経営耕地が少なく，従来から兼業的であったところでは，さらに輪がかけられたといえる。

第38表　秋田県における専業別兼業別農家数の推移

年次	総農家数	専業	兼業	兼業農家の内訳	
				農業を主	農業を従
昭和 5	91,633	63,365	28,628	—	—
10	94,900	67,037	27,863	—	—
16	101,728	42,620	59,108	39,376	19,732
22	105,883	58,014	47,869	33,249	14,620
25	112,595	60,250	52,345	29,902	22,443
26	110,800	53,600	57,200	38,960	18,240
28	113,481	46,044	67,437	49,753	17,684
29	114,197	40,746	73,451	50,799	22,652

出所：1) 秋田県農林統計協会「秋田農村図譜」昭和30年，15頁より引用。
2) 原資料は，昭和5～16年は「秋田県統計年鑑」，22～29年は「秋田農林水産統計年報」。

ところで，このような農民層の零落化の結果として，当然のことながら前掲第5図のように秋田県内でも小作争議が活発化した。そして，「深刻な恐慌はまた当然のことながら県内の労働運動を激化させた。いたるところに小作争議，労働争議がおこり，社会は混乱し既成の支配機構は動揺した」[4]とされている。疲弊に陥った農村の救済対策と既成の支配機構の維持のために，当時の政府によって，救農土木事業，自作農創設維持事業，農家負債整理事業，東北振興事業，自力更生運動推進などがとりあげられた。この中で，東北地方国有林の地元施設は，おもに東北振興事業の一環として国家政策的に位置づけられた。東北振興計画の1つである秋田県による昭和10年の「東北振興計画」には，「(ハ) 国有林野ノ地元利用又ハ払下ヲ為スコト東北地方ハ国有林野広大ニシテ地方ニ利用セシメラルヽコトハ振興上極メテ必要ナルヲ以テ其ノ途ニ出デラレ度ク又開墾放牧等ノ適地ハ適宜払下ゲルコトヽセラレ度シ」，「(三) 国有林野交付金ノ増額　国有林野多キ東北地方ハ之ニ対シ地方税ヲ賦課シ得ザル為財政圧迫ノ一因トナリ居ルヲ以テ県ニ対シテハ交付金制度ヲ設ケ市町村ニ対シテハ之ヲ増額スルコトヽセラレ度シ」という，2つの要望が明らかにされていた。

2. 経済更生運動と林野利用の上からの多様化

前述のように農民層の分解が広範に進む中で，経済更生運動や東北振興策の一環として，国有林の地元施設の「拡大」がなされた。これは前掲第8, 9表にも明らかで，角館営林署，秋田営林局管内でも，委託林設定面積，簡易委託林設定面積の拡大が進んだ。とりわけ簡易委託

林は，委託林より「拡大」が進み，準戦時・戦中の国有林地元施設の中心として機能していったものといえる。ところで，これらの地元施設の「拡大」と「多様化」については，前期までのように国有林地元農民の下からの抵抗の結果（例えば「盗伐」）や国有林の労働力調達のため，国有林が自らのために設定したものとは違って，上から国家政策的に地元農家を「救済」すべく設定していった点に特徴がある。したがって，地元農家の国有林に対する関係は，上から救済されるという意味で自主性がなく，より従属的なものとなっていった。

しかしながら，もとよりこの上からの「拡大」と「多様化」は，昭和農業恐慌に際して，地元農家が，従来の水田単作―木炭という経営から，窮乏の結果，簡易委託林による払下げ副産物の加工と販売および賃労働など，より複合的経営をしいられたことにも起因していた。例えば，神代事業区神代村では，栗の実の植栽などを中心として，「本村産業ハ米作単一農業ヨリ多角形農業ヘ転換ヲ見ルニ至レリ」[5] とある。なお，昭和12年の神代村の国有林利用に対する要望は以下のとおりである*。

*　「国有林ニ対スル要望ノ主ナルモノヲ列挙スレバ次ノ如シ

（イ）　林産物品ノ搬出ヲ便ズル為メ林道ヲ開設スルコト

（ロ）　逐年人口増加ヲ来タセル為メ労力ニ余裕アルヲ以テ薪炭材ノ増加払下

（ハ）　副業ノ原料タル椎茸ノ榾木ハ年々払下ゲルコト

（ニ）　副産物ノ無償譲与

（ホ）　地方産業発展ニ資スル為メ木炭倉庫建設貸付

（ヘ）　公共建設物材料ノ供給払下

（ト）　国有林野所在市町村交付金ノ増額」[6]。

国有林は，このような地元の，ひかえ目な要望に対してある程度は応じていったが，それは決して自主的な土地利用の拡大（馬産限定地，放牧採草地，農耕地利用など）を認めるものではなく*，地元農家の土地利用そのものは，疲弊の中で拡大されるようなことは皆無といってよいほどであった。

*　「経済更生計画ノ状況及営林局署ガ積極的ニ指導後援シ又ハセントスル事項

本村（神代……引用者注）ハ経済更生計画指定村ニアラザルモ村民ノ自覚ト角館営林署後援ニ依リ実行スル計画ヲ樹立セラレツツアルモ次ノ如シ

一、実行中ノモノ

（イ）　採草地ノ整理改善

飼料肥料ノ自給ニ努メ金肥ノ節約等

（ロ）　副業ノ奨励

1.　榾木ノ払下ヲナシ椎茸ノ培養ヲ指導奨励

2.　養兎並緬羊増産

3.　優良栗苗木ノ接木ヲ指導奨励

4.　漆ノ造林

二、今後実行セントスルモノ

(イ) 木炭販売統制

本村ニハ既ニ農事実行組合ヲ組織シ其ノ手続中ニ属スルヲ以テ努メテ之ヲ指導シ併セテ木炭販売統制ヲ計ラントス

(ロ) 林道ノ開設

本炭販売統制ヲシテ効果アラシメンガタメ村内三箇所ニ木炭倉庫ノ建設ヲ計画中ナリ」[7]。

注

1) 秋田近代史研究会『近代秋田の歴史と民衆』1969年, 161頁,「農産物下落による, 収入の減少, 鋏状差の増大, 公租公課の過重, さらには上記したような失業人口の農村環流, 新学卒者の就職難等々が重なって, 農村は文字どおり貧困と失業の一大はきだめ池と化したのであった」。

2) 同上, 161頁,「また借金もふえていた。昭和7年の秋田県農家負債は総額で一七七百万円に達し東北では福島に次いで二位をしめていた。一戸当りの負債額をみると一八九七円で東北第一位となり, しかも年利一割以上という高利の借金が全体の六八%をしめていたのである」。

3) 同上, 161頁,「売る土地のなかった小作農は子どもを手放しはじめた。農村の各地で娘の身売りがおこなわれ, 大きな社会問題となったのである」。

また,「国有林野所在町村勢調 (秋田県雄勝郡, 仙北郡, 平鹿郡)」(秋田営林局, 昭和12年, 462頁) も,「本村 (神代村……引用者注) ニ於テハ数年前迄ハ婦女ニシテ娼妓, 酌婦トシテ東京大阪方面ニ身売セラルル者一箇年五、六名ニ達シタルモ昨今営林署ニ於ケル匡救事業実行セラレ時ニ困窮者ヲ選抜シテ雇傭スル関係上醜業婦トシテ離村スルモノ皆無ノ状態トナレリ」。

4) 秋田近代史研究会, 同上, 158頁。

5)「国有林野所在町村勢調」454頁。

6) 同上, 454頁。

7) 同上, 454頁。

第2節 簡易委託林制度と育林労働組織の再編成

1. 施業案と簡易委託林制度

簡易委託林の産物払下げは, 副産物が対象であり, 主産物が払下げられるようなことはない。したがって, 既設の普通委託林のように, 特に作業級が設定されることはなかった。また, 委託林についての国有林の扱いは, 前段階と同様であった。しかし, 委託林制度による薪炭材自家用払下げについてみると, 前掲第22表では, 自家用払下げ中, 譲与になるものがほぼ50%であったのが, この期には約30%に低下してきて,「譲与」の減少がみられるなど, 規制が一段と厳しくなった。さらに, 簡易委託林においては委託林よりも, 副産物採取についても規制が強められるなど[1], 自由な入林採取は地元農家においても困難となっていった。

2. 簡易委託林制度の経済的実態

簡易委託林の払下げ産物は副産物であり, 主産物が払下げられることはない。既設の普通委託林のある箇所にさらに簡易委託林が併設されても払下げは従来どうりだが, しかしその利用も漸次制限をうけるようになった[2]。

さて, ここでは主に副産物の払下げについて明らかにする。譲与産物の種類は, 林第4,752号通牒にあるように第39表の産物がそうであったが, 表のように国有林によって決定される

第39表　昭和10年度における角館営林署簡易委託林実績

町村数	個所数	面積 (ha)	町村	部落	戸数	人口	組数
5	12	16,744.29	5	97	2,058	13,128	129

自家用，販売用別	蔬菜 (円)	菌蕈 (円)	樹実 (円)	蔓類 (円)	筍 (円)	雑草 (円)	萱 (円)	桑葉 (円)	竹類 (円)	落枝落葉 (円)	薬草 (円)	其ノ他 (円)	価額合計 (円)
	採取副産物												
自家用	913.580	224.410	83.820	—	75.410	160.020	47.800	43.620	—	1.050	—	71.500	1,620.850
販売用	639.900	126.910	29.920	—	1.170	—	—	—	—	—	—		797.910
計	1,533.480	351.330	113.740		76.580	160.020	47.800	43.620		1.050		71.500	2,418.760
	採取ノ儘売払処分セルモノ												価額合計
自家用	778.260	2,014.800	176.200	—	11.700	—							2,980.960
販売用	(134.110)	(50.720)	(29.920)	—	1.700	—							(215.920)

注：1) 自家用，販売用とも山元現場価格。
　　2) 採取のまま処分せるものの内，(　) は山元現場価格，上段は生産者より直接消費者あるいは仲買人問屋などに処分の価額。
出所：1) 前掲，拙稿375頁より引用。
　　2) 原資料は秋田営林局「昭和10年度委託林実績調」。

「一定量」だけが無償であって，それを超過した分は有償であったと考えられる。さらに，この表において特徴的なのは，蔬菜と菌蕈において販売用の率が高く，落枝落葉などにおいて自家用の率が高いことである。

つぎに，昭和9年から同17年までの神代事業区副産物払下げの実態を明らかにしたのが，第40表である。これによると，「売払いが譲与より多いのは柴草であり，逆に譲与が多いのは菌蕈，ほぼ等しいのが雑（雑には蔬菜類も含まれていると考えられる）になっている。つまり農民経営の自家用部分（例えば，柴草，雑）については有償が多く，販売用（例えば菌蕈）には無償が多いという一見矛盾した現象を呈している」[3] といえる。ところで柴草などの採草は，第41表のように国有地控除地からなされたものである。神代，西明寺，桧木内村における昭和10年度の採草地は，2,400 ha であり（秋田営林局「国有林野地元町村勢調」），その内国有林が3分の1の800 ha をしめていた。また放牧地は800 ha 中の約400 ha をしめていて（「同上書」），戦時中の金肥不足の下，堆肥利用の中でかなりのウエイトをしめていた*。

* 「放牧地、採草地ノ開放ニ依リテ受クル利益ハ莫大ナルモノニシテ公私有林ニシテ之等ノ用途ニ適スルモノ殆ンドナク全ク国有林ノ開放ニ依リテノミ畜産(主トシテ馬産)業ヲ営ミ得ルノ実状ニアリ且田畑ノ肥料トシテ使用スル堆肥ノ原料タル生草ノ大部分ハ国有林採草地ヨリ仰グモノニシテ若シ之ガ供給ヲ絶タレンカ畜産業ハ経営不可能ノ状態トナリ田地モ亦其ノ大半ハ耕作不能ニ陥ルノ結果ヲ招来スルニ至ルト言フモ過言ニ非サルベシ」[4]。

第40表　昭和9～17年における神代事業区副産物払下げの実態

年度	柴草		菌蕈		土石		雑	
	売払	譲与	売払	譲与	売払	譲与	売払	譲与
昭和 9	1,254kg	—	430kg	2,478kg	460箇	—	6,963kg	7,767kg
	1,595束	38	—	—	—	—	702束	—
10	930	—	—	2,478	1	—	—	7,767
	703	38	—	—	—	—	1,412	—
11	930	—	—	2,478	20	—	2,185	7,767
	1,891	38	—	—	—	—	1,412	—
12	—	—	—	—	—	—	192	—
	2,226	—	—	—	2m³	—	1,412	—
13	—	—	—	1,568	2,000	—	136	11,615
	988	—	—	—	21.5	—	3,083	—
14	—	—	—	1,568	—	—	57	11,615
	53	—	—	—	—	—	1,820	—
15	—	—	—	1,568	—	—	183	11,615
	2,036	—	—	—	—	—	1,621	—
16	—	—	—	1,568	100	—	183	11,735
	2,817	—	—	—	1,913	—	1,621	—
17	—	—	—	1,568	—	—	183	11,735
	400	—	—	—	24	—	—	—
計	3,114	—	430	15,724	3,841	—	10,087	81,616
	12,709	114	—	—	1,960.5	—	14,641	—

出所：1）前掲，拙稿376頁より引用。
2）原資料は「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

このように，農業，畜産的土地利用を伴うものに対しては有償と厳しく，菌蕈などのそうでないものに対しては無償と相対的に厳しくなかった。菌蕈は販売のウエイトが高かったが，とりわけこのうちではナメコのウエイトが高かった。また，このナメコ生産については県および営林局の指導が強くなされ，県購販連の手で統制販売された*。角館営林署管内では，桧木内（桧木内産業組合）が中心となっていた[5]。

* 「本県滑子缶詰は従来殆んど顧られず，従って製品も統一のない区々たる状態で，県は秋田営林局と計り昭和十一年秋，滑子缶詰統制に着手し，一は山村経済更生に資するため一は農林省農村工業奨励方針に則して，その統制強化を図ったのであるが，その結果製缶技術も向上し生産額も逐年増加し，本県缶詰界の王座を占めて堂々と東京市場に進出するを見るに至ったのである」[16]。

ナメコを代表とする副産物の販売収入は，国有林地元農家にかなりの潤いを与えたが，こ

第41表 角館営林署における簡易委託林設定面積ならびに控除地明細表

調査番号	国有林名	関係国有林面積 (ha)	控除地 部分林 (ha)	既設委託林 (ha)	放牧地 (ha)	採草地 (ha)	貸付地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	設定面積 (ha)	部落数	戸数	人口
1	長沢外15	4,788.3200	—	209.0947	83.8467	—	2.9688	—	295.9078	4,492.4122	18	172	1,190
2	小波内外1	3,074.8007	—	62.2900	—	23.3256	6.2579	—	91.8735	2,982.9272	3	67	461
3	相沢外3	1,779.6902	—	33.9500	51.3421	43.4380	—	—	178.7301	1,600.9601	7	95	618
4	相内沢外1	2,392.7868	—	148.6500	82.2314	134.1256	14.1647	—	379.1717	2,013.6151	6	185	1,049
5	新瀬沢外6	944.0746	—	69.0367	22.8099	25.8843	1.0552	—	118.7861	825.2885	6	117	692
6	下部名垂沢外4	751.9625	—	135.9862	—	105.9464	0.1891	—	242.1217	509.8408	16	291	1,780
7	大石沢外1	1,411.9064	—	245.1273	73.4629	165.3977	0.1295	—	484.1174	927.7890	10	173	1,110
8	山谷山外1	1,021.2366	—	142.2100	—	44.2066	6.9269	—	193.3435	827.8931	6	131	914
9	比三市山	278.2688	—	—	—	—	0.6655	—	0.6655	277.6033	8	174	1,189
10	院内山外1	1,205.1741	—	64.7679	58.6314	14.8165	—	4.2000	142.4158	1,062.7583	6	181	1,255
11	大船指市	631.5927	—	212.3276	—	158.0976	2.3541	—	372.7793	258.8134	3	158	983
12	柳沢柴倉外4	1,709.6945	6.6049	501.7011	74.1838	143.1120	19.7067	—	745.3085	964.3860	8	314	1,887
計	—	19,998.5079	6.6049	1,875.1415	446.5078	858.3503	54.4164	4.2000	3,245.2209	16,744.2870	97	2,058	13,128
13	外ノ山	116.9526	0.7296	—	—	—	0.7408	2.0600	3.5304	113.4222	—	—	—
14	野中清水	84.7190	—	—	—	18.6381	—	—	18.6381	66.0809	—	—	—
15	大沢山	832.7034	—	628.4916	47.5686	156.6432	—	—	832.7034	—	—	—	—
計	—	1,034.3750	0.7296	628.4916	47.5686	175.2813	0.7408	2.0600	854.8719	179.5031	—	—	—
総計	—	21,023.8829	7.3345	2,503.6331	494.0764	1,033.6316	55.1572	6.2600	4,100.0928	16,923.7900	97	2,058	13,128

注： No. 1～No. 12は昭和10年時点で設定，No. 13～No. 15は未設定。
出所： 1) 前掲，拙稿378頁より引用。3) 原資料は「昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類」(角館営林署)。
なお「秋田営林局事業統計書」では昭和10年度簡易委託林設定面積は16,744.29 haである。

の販売収入にしても簡易委託林制度に伴う救慌備蓄制度[7]によって強制的に拠出・貯金させられる例*が多く，個々の農家は自由に処分することさえできなかった。同時にこの過程で，従来の部落内の頼母子講などの金融機関の国家管理が一層進んだ。

* 「右貯金通牒ハ当該担当区官舎ニ保管シ特殊ノ事情ナキ限リ払戻セザルコトトセリ簡易委託林設定ニヨル備慌ハ勿論目下戸沢分教場職員並ニ父兄ニ勧奨シ児童一人ニ付拾銭以上ヲ貯蓄セシムルコトト賛成ヲ得本月中実現ノ見込ナリ」[8]。

3. 簡易委託林契約に表われた諸関係

1) 大正9年「委託林設定方針」の改正と山林局による各営林局への指示

昭和7年に林第3,584号山林局通牒が出され，大正9年の「委託林設定方針」に追加がなされ，従来の委託林の取扱いが変化した。まずその変化の第1は，従来の「国有林野多ク公私有林野少キ地方ニ於テ従来国有林野ニ産物ヲ仰ク慣行アリシ地元ノ林野ニシテ地元ト密接ノ関係ヲ有スルモノ」としての普通委託林，「前号ノ外国有林野ノ保護上特ニ必要トナルモノ」としての保護委託林の他に，「国有林野ニシテ地元住民ノ生活状態ニ依リ其ノ保護ヲ委託スル必要アルモノ」として，簡易委託林を追加したことである。第2は，大正9年「方針」第2号中，「一市町村五百町歩ヲ超エサルコトヲ程度トス」に，「地元ニ於ケル国有林野面積ノ十分ノ一ヲ標準トシ」（ただし普通委託林のみ……引用者注）という条項を加え，以前よりさらに制限を厳しくしたことである。第3に，「方針」の第4号に「第一(二)ニ依ル委託林（簡易……引用者注）ノ産物ノ売払ヲ会計規制第百十四条第一項第二一号及国有林野産物売払規則第十九条第四項第四号ニ依リテ行フコトハ之ヲ差控フルモノトス」と追加改正し，簡易委託林では自家用薪炭材の縁故特売を認めないことにしたことである。他にもいくつかの追加，改正点はあるが，主要なものは以上の3つであり，総じて国有林の地元利用とその面積的拡大に対して，さらに規制の歯止めを加えたものといえる。

つぎに，この「改正」をふまえて，同日に，林第4.752号山林局長発各営林局長宛依命通牒「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」が出された。同通牒は，簡易委託林制度の具体的運営方針を指示したものである*。

* 「大正九年十二月林第三，五八四号内牒委託林設定方針中別紙ノ通改正相成同方針第一(二)号ニ依ル委託林設定方針ニ新ニ追加セラレ候処右ハ従前ノ方針ニ依リ委託林設定ヲ認メタルモノノ外貴官ニ於テ国有林野内ニ存スル軽易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護ヲ地元部落ノ住民ニ委託スルノ必要ヲ認メラレ且地元住民モ進テ其ノ保護委託ヲ受クル希望アル場合ニ対シ一定ノ地域（譲与副産物ノ採取可能ノ地域）ヲ限リ委託認許相成ル趣旨ニ有」。

この通牒で注意すべき点は，第1に，委託林設定方針第1号(2)に新たに追加されたものも対象としていることである。前述したように，第1号(2)とは，「地元民ノ生活状態ニ依リ」その保護委託ができるとしたものであった。これは旧慣縁故によらず委託林が設定できるとした，保護委託林の主旨をさらに進めたものといえる。第2に，譲与産物が主産物ではなくて，

「軽易ナル副産物」であること。第3に，譲与の債務弁済である義務出役が，「軽易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護」であることがあげられる[9]。

2)　秋田営林局による営林署に対する設定の指示

ところで，前述のような「通牒が実際に制度的に施行されるのは，角館営林署，秋田営林局管内でも昭和9年度からである。昭和9年10月9日の秋田営林局長から角館営林署長宛の『簡易委託林設定ニ関スル件通牒』(中略) は，昭和7年山林局通牒とほぼ同じ内容のものである」[10]が，次の点が重要である*。

*　「三、受託契約者ハ部落ヲ代表セル区長及総代人若クハ町村長タルコト但シ森林保護組合長名儀ニテ受託ヲ希望スル向ハ之ヲ許容差支ナキコト」[11]。

つまり，この通牒では「従来の部落組織をのりこえて（しかも，一定の枠内で），町村長，森林保護組合などの行政組織を利用して簡易委託林制度を組織」[12]してゆこうとしているのがわかる。いわば上から組織される主体が慣行のある地元部落から行政単位に変化したといえる。また，従来の部落組合についても，後述する6月4日9庶第1,736号通牒において，「十人組」に分割，再組織することを明らかにするなど，部落組合の「行政補助組織化」が進んだ。この傾向は，この期における最大の変化であったといえる。

この後には，昭和10年5月22日（9庶第1,736号）角館営林署宛秋田営林局通牒[13]において契約の設定形式と契約書の雛形が，さらに同年6月4日には9庶第1,736号「簡易委託林実施ニ関スル件」各営林署長宛秋田営林局長発通牒[14]において具体的な運営方法が指示されている。いずれの通牒においてもその指示は，片務的関係，義務と恩恵的関係，部落秩序に基づく地元住民の相互監視と規制を上から強制するものであったといえる。

また，10林第2,635号昭和10年5月10日山林局長発秋田営林局宛通牒では[15]，「譲与スヘキ産物ノ積極的増殖又ハ培養等ノ行為ハ之ヲ認メサルコト」という土地利用―生産過程における直接的な規制が局に対して指示され，後には同文書が角館営林署にも送付された。さらに，6月4日9庶第1,736号通牒の「救慌備金制度」（前述）における流通・金融面を通じての間接的規制と相まって，国有林に対する地元民の経済的権利が確立することを政策的にも否定した。このように上から多様化され，拡大された林野利用とは，現実には農家の下からの土地利用に対しては，一切否定的であったといえよう。

3)　地元施設の性格変化

ところで，「簡易委託林が設定されることには，委託林を代表とする国有林地元施設の性格変化という点で，2通りの意味がある。1つは，既設委託林（普通，保護）がなく簡易委託林のみが設定される地元での問題と，2つは，既設委託林の性格変化が生じること，具体的には部落組合である委託林組合の性格変化」[16]の問題である。とくに後者の変化について述べれば，神代事業区角館担当区梅沢部落における昭和11年2月13日第2回部落会決議*にあるように，「制

度的，名称的には変化していないものの委託林はその利用形態において，簡易委託林と同様になった」[17]といえる。また，このような変化は，委託林組合規約にもある程度反映していた**。

*　「五、委託林ハ簡易委託林トナリタルニ依リ看守人ヲ置クノ可否。注、営林署ヨリ指示ヲ受ケ然ル後決定スルコト」[18]。

**　「第九条　本規約ノ変更其ノ他重要事項ニ付テノ決議ハ営林局長ノ承認ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セサルモノトス」[19]。

このように総じてこの期の特徴的な変化は，1つは利用主体を上から「行政補助組織化」したこと，ついで2つは，「従来の部落組合一部落総代というパイプを利用した間接的な地元把握政策から，部落組合（総会）を通じながらも，直接部落組合を把握する方向」[20]に，国有林は態度を変化させ，委託林総代の担当区のエイジェントとしての機能は，相対的に弱化させられた。しかしその上で，義務出役＝債務弁済労働が設定の必須条件でなく，必ずしも慣行にとらわれない，また行政施設としての簡易委託林制度の展開は，敗戦後の「近代化」された委託林制度＝共用林野制度の下地をつくるものでもあった。

注

1) 角館営林署神代事業区卒田担当区では，戦時中，フキの収穫規制を指示したという。
2) 前掲，拙稿 375 頁。
3) 同上，376 頁。
4) 秋田営林局「国有林野地元町村勢調（秋田県雄勝郡，仙北郡，平鹿郡）」昭和 12 年，468 頁の神代村の例による。
5) 秋田県副業協会「秋田県なめこ缶詰製造指針」副業及農村工業資料第 7 輯，昭和 14 年，4 頁。
6) 同上，2 頁。
7) 同制度の規程については，前掲，拙稿 462 頁。また，「この制度は稼用副産物収入をプールさせることにより部落秩序を上から政策的に強化し，最終的には一層の地元対策の強化を意図するものであった。『昭和 10 年度委託林実績調』（秋田営林局）によれば，この備金に加入しているのは署管内で 2,058 人で，簡易委託林受託戸数の全戸数を加入させている。また昭和 10 年度で，積立金額は署管内合計で 230,700 円で，貯入先は郵便局となっている。以上このように収入の面を通して地元対策を実行しているのは，副産物採取が，つまり入林が個人の自由であったからである」（同上，377 頁）。
8) 秋田営林局「国有林野及公有林野官行造林地地元農山漁村ニ対スル貯蓄勧奨ノ実績」経済更生資料第 9 輯，昭和 10 年，57 頁の桧木内村の例による。また，一般状況については，「所管国有林野並公有林野官行造林地ノ地元農山漁村中、営林局ノ勧奨ニ依リ、貯蓄ヲ実施セルモノ、一市、九町、ハ十二ケ村ニ及ビ、其ノ貯蓄者数一万七千八百六十四人、貯蓄額三万三千十三円ニ上ル之等ノ貯蓄先及件数ヲ見ルニ郵便局百四件、産業組合二十六件、銀行七件、公債買入一件、農事実行組合一件、組合員貸付三件、保険加入一件トス、而シテ一町村ヲ区域トシテ貯蓄スルモノ十六ケ町村、貯蓄者数四千八百二十人、貯蓄額九千七円九十八銭、又部落ヲ区域トシテ貯蓄スルモノ四百十八ケ部落、貯蓄者数一万三千四十四人、貯蓄額二万四千五円二銭ナリ」（同上，1 頁）。
9) 前掲，拙稿 371 頁。また，同通牒の「委託林設定ノ方針　第一（二）ニ依ル委託取扱心得」については，372 頁。
10) 同上，372 頁。
11) 同上，372 頁。

12) 同上，372頁。
13) 同上，372頁。
14) 同上，372頁，399頁。
15) 同上，373頁。
16) 同上，373頁。
17) 同上，374頁。
18) 同上，374頁。
19) 同上，374頁，401～402頁。
20) 同上，374頁。
21) この点については，島田錦蔵『林政学学要』地球出版，昭和45年，96頁，および前掲，拙稿374頁に詳しい。

第3節　育林事業の縮小と債務弁済的労働関係の「近代化」

1.　国有林経営事業の実績

国有林経営考察の中心となっている「神代事業区では昭和7年に第3次検訂がなされ，昭和9年から同18年まで実行される。その間昭和13年には，『針葉樹ヲ主トスル優位林分ニ対スル間検訂』がなされ，昭和15年から18年まで，いわゆる臨時植伐案が実施される。昭和18年には第4次検訂がなされ，昭和19年から21年まで決戦収穫案として実行される。その後昭

第42表　昭和9年度第3次検訂神代事業区施業案

作業種	面積				初期研伐				
	普通施業地 (ha)	施業制限地準施業制限地，除地 (ha)	未利用林 (ha)	計 (ha)	主伐 面積 計 (ha)	主伐 材積 計 (m³)	主伐 材積 針葉樹 (m³)	主伐 材積 濶葉樹 (m³)	間伐 面積 計 (ha)
1. 皆伐喬林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 択伐喬林	3,854.43	1,163.89	—	5,018.32	1,311.94	121,439	52,027	69,412	—
3. 矮林	—	522.06	—	522.06	169.94	21,371	349	21,382	—
4. 作業種外	—	938.84	—	938.84	1.94	122	21	101	—
5. 計	3,854.43	2,624.79	—	6,479.22	1,483.82	143,292	52,397	90,895	317.74

作業種	10カ年度								
	間伐 材積 計 (m³)	間伐 材積 針葉樹 (m³)	間伐 材積 濶葉樹 (m³)	人工 散生地未立木地 (ha)	人工 更新地 (ha)	天然 散生地未立木地 (ha)	天然 更新地 (ha)	補植 (ha)	撫育 (ha)
1. 皆伐喬林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 択伐喬林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 矮林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 作業種外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 計	▲11,800 8,902	▲8,000 8,358	▲3,800 544	9.80	142.01		1,327.36	152.05	1,728.75

注：1) ▲：臨時伐採量，2) 補植，撫育面積については，第2次検訂の新植に対する比率を使って推定。
出所：1) 前掲，拙稿382頁より引用，2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」(昭和8年)。

和24年まで非常植伐案が実施され，25年から暫定経営案が実施されている」[1]。この間をさらに経営の特徴によって区分すれば，「昭和9年から14年までは戦時経済に国有林がくみ込まれながらも，施業法としては択伐経営が追求されていた時期である。ついで昭和15年から18年までは，戦時経済下の増伐体制が，具体的，現実的になった時期」[2]である。

このような傾向を，神代事業区の施業案に照らして検討する。第3次，第4次検訂案の内容は，第42表と第43表のとおりであるが，施業案の内容はいずれも皆伐人工植栽に対して，択伐天然更新が支配的である。この施業案の実行について，統計書の関係で角館営林署を単位として，昭和9年から15年と16年以降との2期に分けて分析する。

第43表　昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案

作業種	面積				初期研伐				
	普通施業地 (ha)	施業制限地準施業制限地，除地 (ha)	未利用林 (ha)	計 (ha)	主伐 面積 計 (ha)	主伐 材積 計 (m³)	主伐 材積 針葉樹 (m³)	主伐 材積 濶葉樹 (m³)	間伐 面積 計 (ha)
1. 皆伐喬林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 択伐喬林	3,827.46	1,171.80	—	4,999.26	1,019.73	107,461	34,827	72,634	395.38
3. 矮林	—	521.00	—	521.00	174.84	21,627	867	20,760	—
4. 作業種外	—	934.81	—	934.81	119.18	2,688	20	2,668	0.73
5. 計	3,827.46	2,627.61	—	6,455.07	1,313.75	131,776	35,714	96,062	396.11

作業種	10カ年度								
	間伐 材積 計 (m³)	間伐 材積 針葉樹 (m³)	間伐 材積 濶葉樹 (m³)	人工 散生地未立木地 (ha)	人工 更新地 (ha)	天然 散生地未立木地 (ha)	天然 更新地 (ha)	補植 (ha)	撫育 (ha)
1. 皆伐喬林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 択伐喬林	12,317	12,317	—	—	—	—	—	—	—
3. 矮林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 作業種外	21	21	—	—	—	—	—	—	—
5. 計	12,388	12,388	—	0.10	163.10	—	1,228.56	360.08	4,751.97

注：予定外事業量は含まず。
出所：1) 前掲，拙稿383頁より引用。
　　2) 原資料は「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

前者の予定について明らかにしたのが，第44表と第45表である。まず，伐採について明らかにする。年間主伐針材7,581.5 m³，主伐薪材33,810.3 m³，間伐針材 909.1 m³，間伐薪材54.4 m³が予定量である。ここで実行を明らかにした第46表をみれば，「主伐針材については予定以上，主伐薪材はほぼ予定どおり，間伐針材については予定以上，そして，間伐薪材についても予定以上の伐採をしている」[3]。つぎに更新についてみると，予定では1年当り人工植栽82.67 ha，天然更新388.893 haが予定であり，人工植栽の減少が著しい。この実行を第47表より明らかにすると，少なくとも昭和15年までは，予定はほぼ実行されている。しかし，注目す

第44表　角館営林署第3次検訂施業案初期10ヵ年伐採予定

事業区	事業区面積 (ha)	面積 主伐 (ha)	面積 間伐 (ha)	主伐材積 針葉樹 (m³)	主伐材積 濶葉樹 (m³)	主伐材積 計 (m³)	間伐材積 針葉樹 (m³)	間伐材積 濶葉樹 (m³)	間伐材積 計 (m³)	材積合計 (m³)
神代	6,479.22	1,483.82	317.74	52,397	90,895	143,292	▲ 8,000 8,358	▲ 3,800 544	▲ 11,800 8,902	▲ 11,800 152,194
桧木内	14,790.33	3,285.29	41.26	23,418	247,008	270,626	▲ 5,000 733	▲ 3,800	▲ 8,800 733	▲ 8,800 271,359
角館営林署	21,269.55	4,769.11	356.00	75,815	338,103	413,918	▲ 13,000 9,091	▲ 7,600 544	▲ 20,600 9,635	▲ 20,600 423,553

注：▲：臨時伐採量
出所：1) 前掲，拙稿384頁より引用。
　　2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」(昭和8年)。

第45表　角館営林署第3次検訂施業案初期10ヵ年造林予定

事業区	事業区面積 (ha)	人工造林 散生地未立木地 (ha)	人工造林 更新地 (ha)	人工造林 計 (ha)	天然更新 散生地未立木地 (ha)	天然更新 更新地 (ha)	天然更新 計 (ha)	補植 (ha)	撫育 (ha)
神代	6,479.22	9.80	142.01	151.81	—	1,327.36	1,327.36	152.05	1,728.75
桧木内	14,790.33	—	730.86	730.86	—	2,556.57	2,556.57	732.03	8,322.74
角館営林署	21,269.55	9.80	872.87	882.67	—	3,883.93	3,883.93	884.08	10,051.49

注：補植，撫育面積については第2次検訂の新植に対する比率を使って推定。
出所：1) 前掲，拙稿384頁より引用。
　　2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」(昭和8年)。

第46表　角館営林署における主・間伐別伐採事業量の推移

年度	主伐 面積 (ha)	主伐 用材 (m³)	主伐 薪材 (m³)	間伐 面積 (ha)	間伐 用材 (m³)	間伐 薪材 (束)	間伐 薪材 (Rm)	間伐 薪材 (m³)
昭和9	656.61	10,650.27	28,921.70	519.36	4,724.86	1,776	10.42	2,081.22
10	549.96	11,520.00	28,275.00	641.06	4,441.29	147	66.50	1,343.45
13	812.66	11,672.83	31,176.37	205.26	3,344.16	850	10.00	1,002.99
15	1,191.14	18,881.50	36,660.00	445.93	2,373.00	—	—	1,852.00

出所：1) 前掲，拙稿384頁より引用。
　　2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

べきは新植面積が前期より半減していること，また撫育面積が減少していることであり，新植地の手入が実行されなくなりつつある傾向を示しているといえよう。

ついで，昭和15年以降18年までの実行を，統計がなくなるため神代事業区について検討する。第48表からも明らかなように，予定以上の伐採がなされ，針材ではそれが特に著しい。一方，造林についても第49表から明らかなように，全体として実行は計画を下回っている。とくに天然下種でさえ，実行が計画を下回っているのは，正常な更新がされなかった証明といえよう。

第47表　角館営林署における更新事業の経過

年　度	天然下種 (ha)	新植（次年度くりこし） (ha)	補植 (ha)	撫育 (ha)
昭和 9	243.280	80.770 (30.490)	34.870	1,917.740
10	389.590	79.920 (41.980)	133.850	1,148.400
11	334.820	85.520 (59.750)	33.150	1,630.680
12	318.420	75.010 (67.340)	61.150	1,611.710
13	374.140	92.760 (57.810)	141.020	1,040.460
14	310.890	95.230 (43.800)	200.930	1,229.350
15	324.090	59.680 (25.650)	16.560	1,115.270
合　計	2,295.230	568.890 (—)	621.530	9,693.610

出所：1) 前掲，拙稿386頁より引用。
2) 原資料は「秋田営林局事業統計書」。

第48表　収穫事業における神代事業区第3次検訂案の実行成績

地種別	針濶別	編入 (m^3)	実行 (m^3)
普通	針	57,620	81,728
	濶	48,325	53,100
準施業制限地	針	—	1,046
	濶	—	—
施業制限地	針	8,898	10,368
	濶	43,994	46,527
除地	針	21	778
	濶	101	1,261
合計	針	66,539	93,920
	濶	92,918	100,889

出所：1) 前掲，拙稿385頁より引用。
2) 原資料は「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

最後に，昭和18年以降の経営について検討する。第4次検訂による施業案は，前掲第43表である。第42表の第3次検訂案と比較すると，「収穫においては若干減少し，更新については増加を予定している。しかし，『第4次検訂案説明書』の『施業案実行上ノ注意事項』として，『六、時局ニヨル木材及木炭ノ需要増加ニ伴ヒ本案計画ニヨル伐採量ノミニテハ事業区ニ課セラルヘキ生産数量ヲ確保シ得ザルハ必定ノ趨勢ニアルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ臨時措置ニヨリ処理スルモノトス』とあるように，計画以上の過伐が実行されたことは確実である。また，『決戦収穫案』であるため更新についても放棄されたことは，明らかである」[4] といえる[5]。敗戦後についても昭和20年代は，戦時中の傾向をほぼ引き継ぎ[6]，大面積皆伐―人工造林が主軸に

第49表　造林事業における神代事業区第3次検訂案の実行成績

種別	計画 (ha)	実行 (ha)
新植	140.87	144.87
天然下種	1,238.55	1,120.18
萌芽	152.87	146.45
不要造林	—	29.40
計	1,532.29	1,440.90
未立木地造林	9.80	9.15
砂防植栽	—	3.56

出所：1) 前掲，拙稿385頁より引用。
2) 原資料は「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

なり，施業案の「古い形」が解体されてゆくのは，昭和30年代，「高度成長」期に入ってからである。

2. 育林労働の形態と内容

1) 育林労働の組織形態

前述したように，簡易委託林設定の与える影響は2つあり，簡易委託林のみの箇所と既設委託林に簡易委託林が併設される箇所での問題とである。したがって，育林労働力の組織形態も2つに分けて考察する。

まず第1に簡易委託林については，「簡易委託林での土地利用の代償は，保護看守義務が原則である。この制度では9庶第1,736号通牒にあるように，『受託者ヲ分チテ組ヲ組織セシムルコト、委託林受託者ヲ十名クライツツノ組ヲ組織セシムルカ或ハ各部落毎ニ組ヲ組織セシメ、組ハ全員連帯ノ責ニ任シ一ツノ違反行為アリタル時ハ其ノ組、全員副産物採取ヲ停止スルコトトシ相互ニ固ク戒ムル様指導シ保護ノ完璧ヲ期スルコト』とされている」[7]。また，この保護看守義務は単に簡易委託林設定地域だけではなく，それ以外にも及んでいたことは，委託林制度と同様である。このような出役労働を支えた労働組織は委託林組合とはちがって，また従来の慣行に基づく部落組織ではなく，町村などの行政体（前掲第39表）や上からつくられた末端的「行政補助組織」である「組」が中心になっている点に明らかな特徴があった。

一方，委託林の場合は委託林総代を頂点とする委託林組合がつくられ，簡易委託林設定以前の段階で組合および総代の力は決定的なものとなっており，これは角館営林署の委託林組合規約書（第14条）*にも明らかである。ところで組合の頂点に立つ総代は，出役に際しては絶対の権限を有していたのであるが，簡易委託林制度が支配的になった段階では，部落組合（大字または字）の「行政補助組織化」の中で，その権限は以前より縮小された。前述したように，簡易委託林では保護義務に対する出役は「行政補助組織化」された「組」であり，戦時国家独占資本主義によって上から行政的に再編成されたという意味では，それは多分に農事実行組合と

性格を一にしていた[8]。

* 「林区署ニ於テ委託林又ハ其ノ附近ノ国有林野ニ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ方リ林区署ヨリ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指命ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之レニ応スルモノトス」[9]。

2) 地元支配機構への変化

一方，部落(会)，町内(会)の戦争遂行のための再編成の過程は，上述の部落組合の再編成の過程と軌を一にしていた。参考のために，旧神代村の属している『田沢湖町史』を引用する*。ところで，「昭和10年の時点で，角館営林署管内では委託林は受託者1,260戸，簡易委託林受託者2,058戸であるから，保護義務だけに限定してみれば，委託林だけのときよりは2倍近い受託者を，つまり以前より2倍近い労働力調達組織を国有林は作り上げたのである」[10]。また，同時に，国有林は戦争遂行のための地元支配組織も作り上げていった**。このように，簡易委託林制度が，委託林制度に比してこの段階で「2重の支配組織としてどのくらい積極的に活用されたかについては，昭和10年時委託林受託者1,260戸，簡易委託林受託者2,058戸，昭和25年時委託林受託者1,414戸，簡易委託林受託者2,727戸という角館営林署における傾向からも類推できよう」[11]。

* 「戦局の進展に伴ひ，高度国防体制を樹立，実行するには国民の下部組織を整備統制すべきであるとし，政府は昭和15年9月，部落町内会等の整備に関する内務省訓令を発した。これによって日支事変発生以来物資の配給，防空，軍事援護，衛生など，市町村の委任事務を自主的に処理してきた部落町内会を，市町村に直結した戦時国策遂行の下部組織とし，政府の監督下におかれることになった」[12]。

** 「地元施設の意義及其の内容は甚だ広いが，要は国有林野の経営が，恒久的国防国家の建設と地元山村住民の生活安定とに完全に一致すると云ふ点に於て総ての施設が樹立実行せられなければならないことに帰着する」[13]。

3) 出役労働の内容

まず第1に，簡易委託林では保護労働，具体的には春秋の山火事監視などが出役の中心であり，委託林の義務出役ほど厳しいものではなかった。第2に，既設の委託林の出役労働内容は，ほぼ前期と同様であるが，昭和12年以降は天然更新が支配的になり，新植面積，撫育面積が激減するため，出役中の育林労働のしめるウエイトは低下したものと考えられる。したがって，出役労働の主体は農山村匡救土木事業の一環として，「林道の新設と手入，および木炭増産運動と関連して製炭」[14]，また木炭倉庫建設などの土木事業*が中心になっていたと考えられ，あらゆる面にわたって出役の強制がされたものといえる[15]。なお，この傾向は，敗戦直後においても継続していた。

* 「昭和二十一年十一月十一日　伍長会会議録
議案第一号

当村神代駅院内間併置林道敷地問題ニ付キ（中略）部落総代ヨリ報告

右承認ス

議案第二号

本林道ニ出役スル人夫ノ割当ニ関スル件

一、本林道ニ人夫割当ハ一戸七人トス

二、人夫賃金ハ営林署予算得費ノ外部落財産ヨリ支出スル事

三、本林道人夫出役ニ付部落ノ附令ニ応ゼザル者ハ委託林規約ニ基キ薪炭材ノ配当ヲ停止ス

四、人夫ノ出役ハ十一月二十日迄トス」[16]。

3.　育林労働力の専業化傾向と債務弁済的労働関係の「近代化」

前掲第6図を使って，総雇用量（雇用延人数），兼業率〔兼業延人数/総延人数×100(%)〕，賃金比率〔兼業日当賃金/専業日当賃金×100(%)〕の関係を検討する。昭和11年以降大きく総雇用量が減少する中で，特に国家総動員法が発令された13年以降，賃金比率は上昇し，兼業率は漸次低下してゆく。戦時中，とくに16年以降は統計が欠落しているため断定はしにくいが，戦後の23年の数値と結びつけてみれば，ほぼ同様の傾向であろうと推察できる。ところで，前段階（大正13年～昭和8年）では，総雇用量が漸増する中で兼業率が上昇し，賃金比が下降した。これは経営内部の低賃金構造の主軸が，いわば半農半労型労働力にあったことを示すものといえる。しかし，この段階の動きは逆である。専業化が進み（兼業率の低下），賃金比率は上昇した。いわば，専業の賃金が下がる中で相対的に専業と兼業労働力の平準化がおこったとも考えられる。これは，準戦時，ないしは戦時国家独占資本主義の労働力政策（その法制度的表現は国家総動員法である）を基軸とし，労働力不足を背景として，一定の「合理化」が計られ，新たな低賃金構造の形成を日本資本主義が意図していたこととも大きく関連している[17]。

この点については，秋田営林局の育林事業でも労働力不足の下，同様に専業化と労働力の固定化（労働力の絶対的不足の下で）の方針がとられた*。

*　「造林事業ニ従事スル労働者ニ付キマシテモ従来其ノ智識程度ハ極メテ低ク能率ヲ妨クルコト多キニ鑑ミ、将来ハ実地ニツキ学理ヲ加味セラル講習ヲ開催シテソノ再訓練ヲ行ヒ智識ノ向上ト技術ノ習熟ヲ図リタイト考ヘテ居リマスルシ之ト同時ニ造林組合、保護組合其ノ他造林事業等ニ関係深キ団体ノ幹部等テ直接事業ニ出役シ組合員ノ指導者タリ得ル者ヲ選抜シテ地拵ヨリ事業一般ニ亘リ実地ニ就テ之ヲ養成シ将来林業労働者ノ中心的人物トシテ事業ノ実行ニ当ラシメル見込テアリマス」[18]。

しかしながら，国有林のこのような方針にもかかわらず，前掲第19表のように，育林の功程を減少せざるをえなかった。とはいえ，労働力不足による一定程度の専業化の高まりを背景に，農民の賃労働者化は実態の上でも，農民の意識の上でも進み，その結果従来の義務出役的な関係＝債務弁済的な関係は，ある程度解消されようとしつつあったのも事実である。

角館営林署よりは，仙北郡において南部に位置し，同じ雄物川水系地域ではあるが，より平場農村的地帯である横手営林署の昭和13年度の営林署と地元部落組合長との会議内容*を，やや長くなるが引用する。ところで会議の中心的な課題は2つあった。1つは，営林署側での

地元に対する出役義務の厳守＝労働力確保であり，２つは地元の側の国有林に対する賃金アップの要望である。このうち重要なのは後者であり，それは何よりも兼業化の中で賃金プロレタリア化した農民の要求を，そのまま伝えているからである。以上の両者のやりとりの中から，委託林を代表とする地元施設が，盗伐防禦などの地主的農民対策から，地元農民の賃金労働者化を背景に，明確に低賃金労働力確保機構に転換してゆこうとしている状況が示される。

＊　署長の「殊に本年は支那事変の影響に因りまして労働力不足の声も相当喧しい様でありますから，組合（愛林組合等……引用者注）設立の趣旨に従ひまして一層献身的に御協力の程御願いする次第であります」との要望に対して，地元部落の返答は，つぎのようである。東成瀬組合長「今後は精々出す事にします。併し人夫賃は安いと思います」。組半内組合長「人夫の供給は何とか出来ると思ふか人夫賃は一円二銭出して貰ひたい，何んとなれば労働する者は一日一升の米を何うしても食うのですから，自分の家族を養ふには何うしても三升位なくては生活が出来ない訳ですから，何とぞ此点御考慮願ます」。稲庭組合長「組合としては事業が出来るまで人夫を供給する考へである。併し夫れにしても本年は特に人夫賃を高くして頂く訳には行きませんか」，「組合では人夫を円滑に出し度いと思ふて居るが，人夫賃が安いと仲々困難であるから，何便も言ふようですが此点御考慮を願います」。以上の要望に対して，署長はいずれも，「安いとは思いませぬ（土工なみとはいかなくても世間並みということで……引用者注）」という返答をくり返し，最後の稲庭組合長「先程から人夫の供給と相俟って人夫賃の値上げの話があったが農家の人夫賃より幾分か高くして頂き度い」という要望に対しても，「国有林と地元とは密接なる関係があるが，併し余り恩恵に慣れ過きると有難味も薄くなると云ふものですが，人夫賃は世間並にお願いします」[19] と述べている。

4.　地元農家の出役の階層性

出役日数の傾向については，資料が必ずしも十分でないため全面的には把握しえないが，およそ２つの時期に分けて考察しえよう。第１期は経済更生運動と農村匡救事業下，雇用労働量が増加した昭和11年まで，第２期は11年以降，準戦時，戦時体制下の労働力不足が明らかになっていった時期である。

第１期は，とくに土木事業などを中心にして，雇用労働力の増加が国有林経営によって行なわれた。これはうち続く冷害による農山村の社会不安が国有林に対して，政策的にも労働力雇用の増加をせまったものといえる。角館営林署では，第50表のように年平均１人あたり40日の出役を予定していた。この40日の中には，払下げ薪炭材により木炭生産に従事する日数なども含まれていると考えられるため，40日全部が出役日数とは考えられないが，大正13年から昭和８年までの出役日数が１戸あたり40日だったことと比較すれば大幅な増加といえよう。

ついで第２期は，昭和12年以降の準戦時，戦時体制下において労働力不足が明らかになり，しかも総雇用量が減少する中で専業化の傾向が徐々に明らかになっていった時期である*。したがって，総出役量は減ったものの，１人あたりの出役日数は労働力不足を背景にして増加したものと考えられる。一方，出役日数の階層性については，前掲第35表と第51表とを対照してみれば，ある程度推察することができよう。神代，西明寺，生保内の３村の日雇数の増加

第50表　角館営林署管内地元余剰労働力の消化予定

町村	大字	戸数	人口	労働者数 A	全労働量 (日)	林業以外必要労働量 B (日)	林業労働量 C (日)	計 B+C (日)	1人あたり林業以外労働日数 B/A	1人あたり林業労働日数 C/A
桧木内	上桧木内	173	1,081	391	89,930	63,471	34,579	98,068	162	88
	下 〃	379	2,376	822	189,060	90,144	32,932	123,076	110	40
	計	552	3,457	1,213	278,990	153,615	67,511	221,144	127	56
西明寺	西明寺	135	852	310	71,300	45,211	15,148	60,359	146	49
	小山田	125	787	289	66,470	48,135	12,475	60,660	167	43
	小淵野	92	579	219	50,370	57,416	1,818	59,234	262	8
	計	352	2,218	818	188,140	150,762	29,441	180,203	184	36
神代	卒田	190	1,235	515	118,450	65,215	13,194	78,409	127	26
	岡崎	77	500	157	36,110	34,960	6,909	41,869	223	44
	梅沢	174	1,131	395	90,850	65,178	4,095	69,273	165	10
	計	441	2,866	1,067	245,410	165,353	24,198	189,551	155	23
中川	山谷川崎	140	939	350	80,500	51,663	15,583	67,246	148	45
雲沢	西長野	199	1,417	489	114,540	78,394	17,419	95,813	160	36
生保内	潟	46	308	116	26,680	17,417	5,865	23,282	150	51
総数	—	1,730	11,200	4,053	934,260	617,204	160,035	777,239	152	39

出所：秋田営林局「余剰労働力消化ニ関スル方策」経済更生資料第6輯，昭和10年6月。

第51表　神代事業区地元人口および職業別戸数（昭和7年調）

(町)村	大字又(字)	人口	職業別戸数 農	商	工	漁	養蚕	製炭	日雇	その他	計	備考
(角館)	全町	7,616	82	374	370	—	(7)	—	—	476	1,302	( )は兼業以下同じ
神代	全村	5,107	620	29	16	—	(68)	(147)	10	68	743	
	西明寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	門屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西明寺	上荒井	2,872	383	18	8	—	(61)	(160)	40	19	468	
	小淵野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	西荒井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生保内	潟	296	38	—	—	—	(23)	(35)	4	—	42	
田沢	(春山)	69	6	3	—	(1)	(4)	(6)	3	1	12	
計	—	15,960	1,129	424	394	(1)	(163)	(348)	56	564	2,564	—
西明寺	全村	3,649	489	18	9	—	(80)	—	47	19	582	—
生保内	〃	4,237	408	79	35	—	(128)	—	171	66	759	—
田沢	〃	1,846	169	9	9	—	(53)	—	42	15	244	—

注：原資料も合計は一致せず。
出所：1) 前掲，拙稿380頁より引用。
　　2) 原資料は「昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書」。

第52表 角館営林署管内主要3カ村の農家耕作規模 (昭和12年)

村名	一	平均 戸数	平均 1戸当面積 (町)	自作 戸数	自作 1戸当面積 (町)	小作 戸数	小作 1戸当面積 (町)	自小作 戸数	自小作 1戸当面積 (町)
神代	実数	644	1.96	158	1.73	262	1.88	224	2.20
	構成比	(100%)	—	(24.5)	—	(40.7)	—	(34.8)	—
西明寺	実数	493	1.64	85	2.23	279	1.17	129	2.26
	構成比	(100%)	—	(17.2)	—	(56.6)	—	(26.2)	—
桧木内	実数	339	1.24	74	1.52	189	0.99	76	1.24
	構成比	(100%)	—	(21.8)	—	(55.8)	—	(22.4)	—
計	実数	1,476	—	317	—	730	—	429	—
	構成比	(100%)	—	(21.5)	—	(49.5)	—	(29.1)	—

出所： 秋田営林局「秋田営林局地元町村勢調」昭和12年。

と，製炭を軸にした兼業農家の増加を明らかによみとれる。また，耕作規模は第52表のように，大正13年から昭和8年時に比して拡大してきていることは明らかであり，多方，小作地率は逆にある程度の減少を示している。したがって，この出役の中心的階層は，経営を拡大してきている自小作層ではなく，より兼業化した小作層および日雇層であったと類推される[20]。

* 「本事業区(神代……引用者注)ニ於ケル各種事業実行ニ要スル労務者ハ地元部落ヲ始メ桧木内村、中川村、雲沢村等近郷ノ労務者ヲ以テ充当シ来レルモ近時各種ノ産業ノ勃興ニ伴ヒ之等労務者ノ移動多ク国有林野事業実行ニ要スル労力ハ甚ダシク不足ヲ来タシ容易ナラザル現状ナリ　而シテ之ガ対策トシテハ林業報国隊ノ結成ヲ行ヒ林業労務者ノ移動ヲ防止シ各種事業実行ニ際シ万全ヲ期シツツアルト雖モ尚各労務者ヲシテ国有林事業ノ時局ニ対スル重要性ヲ深ク認識セシムルト共ニ技術ノ向上ニ努メシムル事緊要ナリ」[21]。

注

1) 前掲，拙稿381頁。
2) 同上，381頁。
3) 同上，385頁。
4) 同上，386頁。
5) このような乱伐，過伐がもたらしたものについて，富木は以下のように記している。「昭和一八年八月の旧盆の一三日のもの(洪水……引用者注)はたいへんなものでした。これは桧木内川，院内川のはんらんでお墓まいりのため西川橋や内川橋，本川橋を渡って町のお寺にきた人たちが橋が流され，夕がた帰れなくなってしまいました。ついで，敗戦の年である二十年の七月にも大洪水になりました。いずれも桧木内の山間部への集中豪雨のためで，山津波があちこちの沢でおこったのが原因です。戦争のため山の木の濫伐と河川の修理を長いあいだ怠けていたことによるのでしょう」(富木友治『角館の話』角館中学校，昭和38年，121頁)。濫伐の原因が全て国有林にあったとはいえないが，その大部分をしめていたことは，林野面積の過半を国有林がしめていることからも明らかである。
6) 昭和24年度神代事業区暫定経営案では，事業区総面積6,418.31 ha中，皆伐喬林作業種面積2,088.76 ha，択伐喬林作業種面積4,273.32 haであり，戦中と同様に択伐が支配的である。
7) 前掲，拙稿379頁。
8) 同上，379頁。

9) 同上，395頁。

10) 同上，379頁。

11) 同上，379頁。

12) 秋田県田沢湖町教育委員会『田沢湖町史』昭和41年，104頁。なお，同上，104頁によれば，「部落町内会等整備要綱（概要）」は，以下のとおりである。

「第一目的　隣保団結の精神に基き市町村内住民翼賛の精神に則り地方共同の任務を遂行せしめるため，国民の道徳的錬成，精神的団結の基礎組織とし，国策を国民に透徹せしめ，国民の経済生活の地域的統制単位として統制経済運用と国民経済安定上必要な機能を発揮せしめること

第二組織　(一) 市町村内の区域を分ち村落に部落会，市街地には町内会を組織し，市町村の補助的下部組織とすること，部落会町内会には会長を置くが市町村長において告示すること，部落会町内会には常会を設くること，(二) 隣保班，部落会，町内会に二〇戸内外の戸数よりなる隣保班を組織し常会を開催すること

第三市町村常会　(一) 市町村常会を設置すること，(二) 市町村長を中心として部落町内会長又は町内連合会長，市町村内各種団体代表その他適当なものを以て組織すること，(三) 各行政の総合運営を図り第一の目的を達成するため必要な事項を協議すること」。

13) 飯島　浩「国有林野の経営と地元施設」『林曹会報』秋田営林局，昭和15年10月，3頁。

14) 前掲，拙稿381頁。

15) 同上，381頁によれば，神代事業区梅沢部落，昭和21年5月12日部落伍長会の決定事項として，委託林契約に基づき杉皮取得の見返りとして，伐採人夫を出役させることを明らかにしている。

16) 同上，梅沢部落。

17) ところで井上晴丸は，前段階である第1次大戦後の低賃金構造のそれ以前との変化を，「大戦後の段階でのそれ以前とのちがいは，寄生地主制の農村過剰人口とその湧出の基本形態が，以前は発展段階的に未熟なマニュ的工業の広範な存在と呼応していたが，大戦後にはいるや相対的過剰人口の資本による造出機能（この造出機能は資本の有機的構成がいよいよ高度化する独占資本主義段階でとくに顕在化する）と呼応して保持されるという点である」（「独占資本主義の確立」『井上晴丸著作集第4巻』雄渾社，昭和47年，140頁）と指摘している。この指摘は第1次大戦の前後において，その低賃金構造の変化が生じたことを明らかにしたものであるが，第2次大戦体制下の低賃金構造と政策にはふれていない。

この点について加藤佑治は，「日本資本主義史上，『労働力不足』が，たとえば，明治期に見られたような製糸ないし紡績業といった特定産業のあるいは特定職種の『労働力不足』問題として，国家的な規模で問題とせられるに至った時期は，三つを数えうる。すなわち，その最初の時期は第一次大戦中であり，第二の時期は当面考察の対象となっているこの日中・太平洋戦争の時期であり，第三は，最近のいわゆる『高度成長』期からはじまって今日に至る時期がこれである」（加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』御茶の水書房，昭和49年，118頁）と指摘している。とくに，この3期の中で第2期の特徴は，1) 地主制を基礎とする半封建的な基本構造のもとで軍事工業を根幹とする巨大な重工業が建設されたことから農村が労働力の補給源として機能しえなかったことであり，この点は第1期とともに第2次大戦後の労働力不足と比較して根本的に異なる。2) この時期は大量の基幹的労働力が軍事動員され，これが労働力不足に拍車をかけた。これは第1および第3の時期の「労働力不足」とは異なっている。3) 重化学工業労働力の集積において戦後段階をもしのぐ規模に達していたにもかかわらず，その内容は労働生産性を伴わない高度化であった。以上3点が特徴であると，加藤は指摘している（同上，122頁）。また，特徴の2) に関連して，「農村においても，1939年頃から，労働力の『枯渇』がうったえられるに至り，ついに労働力の配置政策において工業労働力の給源を農村にもとめることが不可能となった」（同上，151頁）としている。

以上のような，戦時国家独占資本主義下の「労働力不足」に対応する労働力政策の支柱を，加藤は国家総動員法であるとし，「日本における戦時国家独占資本主義的統制の最初の法的根拠たる軍需工業動員法における労働力統制条項は，第1次大戦時における基幹産業部門での厖大な固定資本の新設と拡大に応

じて必要とせられる大量の労働力の吸引に際して動揺を来たしつつあった従来の価値法則以前の生産関係＝半隷奴的賃金体制にもとづく低賃金を維持し，普遍化するために出発したものであった」（同上，124頁）ともしている。このように加藤は，第2次大戦前の低賃金構造が，戦時国家独占資本主義下の一定の「近代化」にもかかわらず，解体はせず，むしろ強化されたものとしている。

18)「営林署長会議ニ於ケル原局長訓示」『林曹会報』秋田営林局，昭和13年6月，6頁。

19)「国民精神総動員愛林日」『同上書』昭和13年4月，70～80頁。

20) 梅沢部落総代であり，委託林総代でもあった大石清之助氏によれば，「戦時中は，農業が忙しい時など，日雇層（専業的な）が，かわって出役していた」（前掲，拙稿380，381頁）という。

21)「昭和18年第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

第5章　共用林野制度への再編と債務弁済的労働関係の解体および新たな請負事業体の育成（昭和27年～昭和52年）
―戦後過程に関する試論―

第1節　農地改革と共用林野制度への再編

農地改革によって戦前の半封建的土地所有は基本的に解体し，大量の小規模零細自作農が創出させられたことは，周知のことである。秋田県における傾向は，前掲第10表のとおりである。この自作農体制は，昭和20年代までは少なくとも農業生産力上昇の基盤ともなった。しかしながら，国有林野の地元問題については戦後すぐには殆んど動きがなく，農地改革が終了し山林にまで解放が及ばないことが確定されたのち，国有林野として戦後体制にふさわしい地元施設制度の再編成への動きが開始されるのは，昭和26年の国有林野法改正以降といえよう。

1.　昭和20年代の林野利用

敗戦と農地改革は必ずしも農民の従来の林野利用に対して直接的な変化を加えず，従来の利用方法は昭和30年代初頭まで続いたといえる。この点は，1つには前掲第4図の秋田県における木炭生産の30年代前半までの隆盛なことにも示されている。つぎに，秋田県において耕耘機などの農業機械が，従来の役畜としての牛，馬にとってかわってゆくのも，昭和30年代に入ってからである。例えば，昭和27年では角館営林署地元農家1,478戸中，役牛183頭，役馬532頭を所有しており，この数値[1]は戦前と殆んど変わってはいないことにも示される。以上のように，薪炭生産と放牧，草地利用をめぐる戦前期の関係は，基本的には30年代初頭まで連続していたといえる。このような利用状況の中で，昭和26年に国有林野法が改正され，昭和26年から30年にかけて委託林制度から共用林野制度への転換が進行していった。秋田営林局をとってみると，その推移は第53，54，55表のとおりであり，とくに薪炭共用林野は昭和27，28年などは増加傾向にさえある。これは，国有林野整備臨時措置法による不要存地の地元への払下げなどに見られるように，国有林がある程度積極的に地元利用要求に応えていたことによるものといえる[2]。

薪炭共用林野の設定面積自体は，第53表のように昭和40年前後にピークをむかえるが，

第53表　秋田営林局における薪炭共用林野の推移

年度	営林局面積 (ha)	計			特別薪炭共用林野			薪炭共用林野			委託林野		
		契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数
昭和27	745,926	227	27,919	—	—	—	—	—	—	—	227	27,919	—
28	743,121	226	28,301	—	16	1,761	1,770	—	—	—	210	26,540	—
29	729,792	192	23,541	—	45	6,719	5,261	—	—	—	147	16,822	—
30	730,588	129	15,699	15,756	127	15,542	15,341	2	157	415			
31	734,104	224	25,219	25,763	177	21,666	21,758	157	3,553	4,005			
32	735,174	234	25,559	21,345									
33	734,331	233	25,474	23,106									
34	737,617	235	25,202	25,513									
35	739,102	260	27,055	1市 28,946									
36	740,805	261	26,935	1カ町付 25,476									
37	737,872	261	26,222	26,143									
38	739,674	285	28,777	27,168									
39	740,776	285	28,640	27,065									
40	741,093	342	31,083	26,949	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	742,433	342	31,083	29,373									
42	743,430	342	31,005	29,300									
43	743,384	344	30,699	28,538									
44	744,026	341	30,424	26,615									
45	744,046	338	29,701	26,479									
46	744,718	327	26,393	26,713									
47	777,364	314	24,199	25,610									
48	777,384	308	22,859	24,425									
49	773,455	301	22,488	23,375									
50	773,154	299	22,095	26,565									
51	773,042	294	21,083	22,847									

注：昭和31年までの共用林野中，特別薪炭共用林野は5割減額，薪炭共用林野は3割減額のもの。
出所：「秋田営林局事業統計書」より作成。

第54表　秋田営林局における普通共用林野の推移

年度	計			普通共用林野			簡易共用林野			簡易委託林野		
	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約係数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数
昭和27	262	606,028	—	—	—	—	—	—	—	262	606,028	—
28	240	582,998	—	2	23	288	24	96,407	14,422	214	486,303	—
29	245	598,515	—	3	113	1,503	69	221,536	28,534	173	376,866	—
30	175	581,253	34,360	8	453	701	165	581,070	33,659			
31	180	582,382	66,847	10	653	1,925	170	581,729	64,922			
32	180	582,380	83,355	10	653	3,263	170	581,727	80,092			
33	180	577,569	92,356	10	647	7,265	170	576,922	85,091			
34	171	597,586	11市町村 84,368	10	647	7,388	161	596,939	11市町村 76,980			
35	134	595,768	1市6町村 69,987	10	644	7,078	124	595,124	1市6町村 62,909			
36	126	588,428	21市町村 84,656	10	635	7,378	116	587,793	21市町村 77,278			
37	128	587,415	26市町村 91,012	11	814	7,614	117	586,601	26市町村 83,398			
38	130	600,542	26市町村 91,383	11	814	7,614	119	599,728	20市町村 83,769			
39	130	591,553	346,765	12	973	8,402	118	590,580	338,363			
40	129	587,510	44市町村 319,241	19	45,393	6町村 31,469	110	542,116	38市町村 287,832			
41	127	577,140	41市町村 175,072	46	141,776	7町村 137,752	81	435,364	34市町村 37,320			
42	128	585,082	109,646									
43	127	586,264	142,082									
44	125	584,026	131,375									
45	124	582,124	152,581	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	124	601,471	183,060									
47	124	597,860	217,915									
48	124	596,593	233,513									
49	123	597,454	225,983									
50	124	591,088	278,739									
51	122	594,977	226,688									

出所：　前掲，第53表と同じ。

第55表　秋田営林局における放牧共用林野の推移

年次	契約件数	契約面積 (ha)	放牧頭数 計	牛	馬	めんよう	やぎ	共用者数
昭和27								
28	—	—	—	—	—	—	—	—
29								
30	1	449	42					912
31	1	449	130					182
32	2	1,493		174				178
33	2	1,493		40				169
34	3	2,089		135	72	26		297
35	9	2,523		262	89	31		4市町村 260
36	12	2,684	—	152	—	30	4	2市町村 430
37	12	2,648		255	20	1		2市町村 440
38	15	2,090		604	54			2市町村 555
39	15	2,097		541	30			1,209
40	15	2,098		541	29			5市町村 1,383
41	16	2,768		1,079	97			2市町村 1,008
42	18	4,601	1,020					6市町村 475
43	17	3,495	1,233	—	—	—	—	4市町村 548
44	25	5,708	5,941					959
45	26	6,171	5,517					964
46	25	6,121	1,773	1,665	8			875
47	23	6,120	1,518					847
48	18	5,605	1,343	—	—			642
49	18	4,317	1,355					526
50	19	4,365	1,365					582
51	22	4,753	1,454					617

出所：　前掲，第53表と同じ。

これは設定地の蓄積減少と奥地化による外延的拡大が進んだためといえる。しかし，昭和40年代後半以降は著しい減少をみせてゆくが，これは主に未利用と奥地化，国有林の造林対象地との競合などによるものである。ちなみに，角館営林署の薪炭，普通共用林野，貸付地（角館には放牧共用林野はない）の推移は，第56, 57, 58表のとおりである。薪炭共用林野の減少率が少ないことが秋田営林局全体の傾向に比して特徴的である。

第56表　角館営林署における薪炭共用林野の推移

年度	営林署面積 (ha)	計			特別薪炭共用林野			薪炭共用林野			委託林野		
		契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数
昭和27	19,554	16	2,492								16	2,492	
28	19,686	16	2,513		2	210	166				14	2,303	
29	19,483	15	2,405	—	11	2,119	1,313	—	—	—	4	286	—
30	19,482	15	2,404	1,573	15	2,404	1,573						
31	19,485	20	2,502	2,174	15	2,404	1,766	5	158	408			
32	19,476	21	1,602	2,300	15	2,404	1,722	6	198	578			
33	19,475	21	2,602	2,289	15	2,404	1,711	6	198	578			
34	19,475	21	2,178	3,088									
35	19,475	25	2,228	2,562									
36	19,471	25	2,227	2,622									
37	19,471	25	2,061	2,639									
38	19,471	25	2,230	2,658									
39	19,471	25	2,164	2,788									
40	19,471	32	2,437	3,738	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	25,295	33	2,745	4,109									
42	25,298	33	2,745	4,109									
43	25,298	36	2,728	4,043									
44	25,298	36	2,728	4,043									
45	25,291	36	2,728	4,043									
46	25,256	36	2,727	4,043									
47	25,256	36	2,728	3,963									
48	26,234	35	2,421	3,814									
49	26,232	35	2,413	3,814									
50	26,122	35	2,421	3,814									
51	26,095	35	2,280	3,814									

注：　昭和32年までの共用林野中，特別薪炭共用林野は5割減額，薪炭共用林野は3割減額のもの。
出所：　前掲，第53表と同じ。

第57表　角館営林署における普通共用林野の推移

年度	計			簡易共用林野			簡易委託林野		
	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数	契約件数	面積 (ha)	共用者数
昭和27	10	16,679					10	16,679	—
28	10	16,819	—	—	—	—	10	16,819	—
29	10	16,819					10	16,819	—
30	5	16,802	5カ町村	5	16,802	5カ町村			
31	5	16,802	1,186	5	16,802	1,186			
32	5	16,802	2,691	5	16,802	2,691			
33	5	16,801	1,802	5	16,801	1,802			
34	5	16,802	1,186	5	16,802	1,186			
35	3	18,040	4,700	3	18,040	4,700			
36	3	18,040	5,109	3	18,040	5,109			
37	3	18,040	5,109	3	18,040	5,109			
38	3	16,828	5,109	3	16,828	5,109			
39	3	16,628	5,110	3	16,628	5,110			
40	3	16,827	2,696	3	16,827	2,696			
41	5	22,079	7,898	5	22,079	7,898			
42	5	22,079	7,898						
43	4	21,284	5,250						
44	4	21,284	5,202						
45	4	21,285	5,312	—	—	—	—	—	
46	4	21,285	5,202						
47	4	21,285	13,226						
48	4	21,373	5,940						
49	4	21,372	5,940						
50	4	21,373	5,940						
51	4	21,373	5,940						

注：昭和47年の共用者数13,226人は誤りと考えられる。
出所：前掲，第53表と同じ。

2. 共用林野制度への再編と育林労働組織の変化

1) 共用林野制度への再編

国有林野地元施設の戦後における最大の変化は，委託林制度の共用林野制度への制度的再編成である。ところで，戦後の共用林野制度は理念的には，農地法にいう農用林に類するものとして設置されたものだが，農用林に比して地元農家の用益権がせばめられていることは，中尾英俊の指摘するところである[3)]。

さて，ここで委託林制度が共用林野制度へ再編成されたことによってもたらされた基本的な変化をあげれば，つぎの2点であろう。まず第1に，委託林総代が名称的には共用林組合の代表となり，その選出方法が部落の「暗黙」の了解から，形式的とはいえ選挙になったことであ

第58表　角館営林署における貸付使用地中の採草，放牧地の推移

年度	契約件数			契約面積			(内) 採草・放牧地		
	計	有償	無償	計 (ha)	有償 (ha)	無償 (ha)	計 (ha)	採草地 (ha)	放牧地 (ha)
昭和27				1,562			1,499	561	938
28				215			132	53	79
29				175			66	0	66
30				175			94	0	62
31	—	—	—	175	—	—	94	32	62
32				164			94	32	62
33				161			94	32	62
34				571			498	27	471
35				570			498	27	471
36	100	91	9	565	561	4	495	27	468
37	99	88	11	551	547	4	486	27	459
38	106	87	19	547	543	4	481	27	454
39	144	120	24	549	544	5	481	27	454
40	147	120	27	550	543	7	481	27	454
41	170	132	38	582	573	9	446	12	434
42	200	158	42	679	667	12	445	12	433
43	212	168	44	792	779	13	497	12	485
44	184	142	42	713	697	16	347	12	335
45	269	213	56	734	710	24	361	12	349
46	258	196	62	691	660	31	356		
47	240	176	64	463	427	36	140		
48	244	174	70	389	341	38	140	—	—
49	240	173	67	384	346	38	140		
50	244	163	81	283	237	46	28		
51	236	164	72	250	210	40	—		

出所：　前掲，第53表と同じ。

ろう。そして，このことによって委託林総代の権限は相対的に一段と縮小された。この点については，角館営林署における共用林野組合規約書*からも明らかである。もっとも，このような規約書の変化の影響が文字どおり明らかになってくるのは，昭和30年代に入ってくるころからであり，それ以前はほぼ委託林設定期と同様であったといえる。

*　「(代表者の選任)

第一条　共用林野に関する諸般の事項を処理するため代表者一人を選任する。

2.　代表者の選任は共用者全員の選挙による。」

ついで変化の第2点は，「義務人夫」＝出役の義務がなくなったことであり，それに伴い共用林野の利用が有償と明記されたことである。以下，角館における契約書の例*をあげるが，

規約書から義務出役条項が削除されたこと，代表者の選任が形式的には「民主化」されたこと，林産物利用が有償と明記されたことなどにより，委託林利用に伴う義務出役という，いわば半封建的関係の代表者たる委託林総代の地位は，形式的には失墜した。また，戦前的な部落請負的労働組織を支える制度的保証もなくなったが，しかし，このような「古い関係」が最終的に解体するのは，薪炭利用が農民的林野利用の中でしめるウエイトを低下させる昭和30年代後半からである。

＊「共用林野契約書

第一条（略)。甲（国……引用者注）は，前項に規定する乙（地元……同上）から，年度ごとに，その年度内に採取することができる○○立木並びに国有林野事業に附随して生じた末木，枝条及び除伐木については国有林野の売払手続第三条一項の規程に準じた価額の○割に相当する額の使用料を徴収し，採取することができる。その他の林産物については使用料を徴収しないものとする」。

2）育林労働組織の変化

上述のような，いわば半封建的労働組織の解体要因は，外在的には農・山村社会の民主化[4]と，内在的には国有林育林事業の直営直用化に求めることができる。これによる国有林の直用労働者化は村落内の，より「下層」から，具体的には小作農，分家，二・三男などが賃労働者として析出される中で進行し，これらの階層が早くから賃労働者化してゆくのに対して，従来の委託林総代などの村落内のいわば「ボス」的存在は，逆に「上層」なるがゆえ，日雇として国有林に雇用されることが多くなった。ここで戦前の農村のヒエラルヒーに基づく労働過程，指揮系統は逆転し，従来の「下層」の専業賃労働者が「上層」の臨時労働者の上に立った。いわば，労働過程内部での民主化が行なわれた[5]。一方，国有林直営外の小規模な造林請負などは，戦後すぐに開始され，この請負業者の大半は国有林の戦前の定夫や木炭業者などの，「下層」農民であった。このように「下層」農民は国有林経営内部では2つの形に組織されたが，一方は労働者として積極的に組織され，他方は請負事業体「資本」として組織されたため，「下層」そのものの利害はまとまりえず，このことがその後の国有林利用要求を複雑なものにしていった。

ともあれ，委託林総代は国有林事業の殆んど全ての部面からの撤退を余儀なくされ，農・山村内の国有林をめぐる，いわば「ボス」支配の形態は大きく変化したといえる[6]。

注

1）秋田営林局長の述べるところ（秋田営林局「国有林と農山村」昭和33年）によれば，「国有林野は，その所在する地元農山村の，農家経済と直接に結びつき，地方産業経済と密接な関連を持っているので，林野利用の高度化と，その調整の合理化を図ることは，農山村にとっても，重要な課題であると考えられる。当局では，従来から国有林野の使命であり，また目的の一つである地元対策を，積極的に推進して，地方産業の発展に寄与してきた」（傍点は引用者)。

2）中尾英俊『林業法律』農林出版，昭和49年，75～76頁によれば，「農用林の利用権設定の目的となるべき土地が国有林であるときは，利用権を設定することができないかわりに，国有林野法に定める共用林野契約によることになっている（国有　18)。したがって共用林野契約による土地使用の目的は農用林利用権と

ほぼ同様である。(中略)。共用林野は，国有林野の所在する地方の市町村住民または市町村内の一定の区域に住所を有する者が，薪炭原木，落枝，落葉，きのこ，しだ類の林産物を採取あるいは家畜の放牧のため国有林野を利用する必要があるとき，国との契約によりこれらの目的で共同に使用する林野をいう。したがって，これらの利用に支障のない限度において国もまた利用する，文字どおりの共用林野である。共用林野の利用権は農用林利用権のように強制的に（裁定等により）設定する道が保障されていないばかりでなく，対抗力を有せず法定更新，解約の制限も保障されていないので，一般の農用林利用権に比べるとはるかに弱い権利となっている」。

3) 穴見 清「造林事業における請負の問題について」『蒼林』秋田営林局，1955年7月，47頁，「造林事業をおしすすめる労働者と担当区事務所詰員との間にも断層があり，この中間には以前は請負業者に近い性格をもった部落の顔役が介在していた」。

4) 坂本一敏「素材生産の構造」『日本林業の生産構造』(倉沢 博編) 地球出版，昭和36年，432頁。

5) 穴見 清「造林手の作業条件—主として勤務事間について—」『蒼林』1960年12月，「林業労働者は半農半労型といわれるが，雇用区分の長期性に応じられる度合と，農業の経営即ち富力による農村の階層とは，不可分の関係がある。経営規模が小さいほど，農民は労賃収入に依存せざるを得ないので，この階層から常用作業員を求めるのは，比較的容易である。中，富農層ほど，農業経営のひまをみて出役してくるので，どうしても，日雇的形態をとるのが自然である。ところが農村の社会的構造は富力に応ずるであろうから，下層出身の常用作業員が，中，富農層出身の臨時作業員を指揮してゆけるかどうかは，問題点として残されるかもしれない」。

6) しかしながら，委託林総代などの旧ヒエラルヒーの頂点に位置する階層は，林業外の諸関係の点では，いまなお村落内の支配的地位にいる。

第2節 「部落請負」的労働組織の現状と問題点

1. 拡大造林と請負組織の育成

造林事業の請負は，小規模で個人的なものは，「高度成長」前，戦後すぐにも行なわれていたが，秋田営林局で本格化するのは拡大造林の支配的になる昭和30年代後半からである。例えば秋田営林局では，第59表のように，昭和35年に請負率が1%にみたないものが事業規模の拡大につれて増加し，昭和40年には約23%，45年には27%に達し，それ以後は事業規模の縮小とともに減少をたどった。角館営林署の傾向もほぼ同様であるが，昭和45年には事業量がのびる中で請負率が低下し，52年にはまた請負率が上昇していることが注目される。

以上のような請負率の増加の中で，つぎの2で述べるように請負事業体の育成が図られてきたが，それは出稼の増加などによる地元労働力の不足に対応する国有林の1つの策でもあった[1)]。また，請負業者の大半は個人経営であり，ある程度の部落請負の遺制を残しつつも，部落組合といっても殆んど形式だけといってよく，戦前来の委託林組合の系譜直接をひくものは殆んどない。

2. 請負事業体の現状と部落組合の位置

いまここで，秋田営林局における請負事業体の構成を経営主体別に示せば，第60表のとおりである。特徴としては第1に，事業体数では秋田，山形の両県とも個人が多い。しかし個人経営も秋田をとってみれば，林業専業は6/31であり，農業専業は18/31であるように，農業兼業を軸にし素材生産，製材，土建などを営むものが大半である。また，部落組合の系譜をひ

第59表　秋田営林局，角館営林署における造林事業請負率の推移

年度	種別	秋田営林局 直営 (ha)	請負 (ha)	計 (ha)	請負率 (%)	角館営林署 直営 (ha)	請負 (ha)	計 (ha)	請負率 (%)
昭和35	地ごしらえ	5,132	86	5,218	1.6	224	—	224	—
	植付	5,056	79	5,135	1.5	216	—	216	—
	下刈	34,545	237	34,782	0.7	1,043	—	1,043	—
	計	44,733	402	45,135	0.9	1,482	—	1,482	—
40	地ごしらえ	5,657	2,205	7,862	28.1	199	203	402	50.5
	植付	5,513	1,769	7,282	24.3	100	223	393	56.7
	下刈	35,003	9,564	44,567	21.5	870	908	1,778	51.1
	計	46,173	13,538	59,711	22.7	1,239	1,334	2,573	51.9
45	地ごしらえ	4,971	2,215	7,168	30.9	245	124	369	33.6
	植付	4,537	2,526	6,883	36.7	203	156	359	43.5
	下刈	34,949	11,415	46,364	24.6	1,139	961	2,100	45.8
	計	44,277	16,156	60,433	26.7	1,587	1,241	2,828	43.9
50	地ごしらえ	3,058	674	3,732	18.1	74	33	107	30.8
	植付	3,087	754	3,841	19.6	65	54	119	45.4
	下刈	29,383	6,816	36,199	18.8	140	440	1,580	27.9
	計	35,528	8,244	43,772	18.8	1,279	527	1,806	29.2
52	地ごしらえ	2,518	659	3,177	20.7	87	71	158	44.9
	植付	2,465	680	3,145	21.6	69	71	140	50.7
	下刈	24,086	5,534	29,620	18.7	548	533	1,081	49.3
	計	29,069	6,873	35,942	18.1	704	675	1,379	49.9

出所：秋田営林局，角館営林署資料より作成。

第60表　秋田営林局造林請負事業体の種類 (昭和52年)

県別	事業体 種類	事業体 数	造林事業 地ごしらえ (ha)	植付 (ha)	下刈 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	年平均雇用 延人数 (人)	雇用人頭数 (人)	1人あたり就労日数 (日)
秋田	会社	5	10	108	747	29	894	2,028	37	55
	個人	31	231	242	2,228	171	2,872	1,388	24	58
	森林組合	3	17	—	206	—	223	1,200	60	20
	団体	5	96	96	662	91	945	1,501	24	63
	計	47	354	446	3,843	291	4,934	—	—	—
山形	会社	3	27	27	267	—	321	921	30	31
	個人	18	99	99	710	—	908	1,292	14	92
	森林組合	3	24	24	440	40	528	921	94	10
	団体	4	54	54	386	—	494	1,436	35	41
	計	28	204	204	1,803	40	2,251	—	—	—

出所：秋田営林局資料より作成。

く団体が，秋田より山形においてウエイトが高く，薪炭生産と慣行特売を軸にしたより「古い関係」が，山形県ではまだ残っていると考えられる。第2に，事業総量においても個人が多く，部落組合は会社と同数程度である。また，国有林請負事業の将来の担い手と目されている森林組合は，まだ全体として少ない。一事業体あたりの規模（平均）は，部落組合（団体）と会社において最も大きく，両者がとりわけ国有林に依存している性格を示しているが，その内実は異なっている。第3に，1人あたりの出役日数は部落組合（団体）において最多である。

上述の点をふまえて部落組合の，他事業体に比しての問題点をあげれば，第1に資本装備が低く，より「裸の労働」的であること，第2に就労日数が6カ月未満と少ないため，雇用保険法の失業給付がうけられないこと，第3に比較的婦女子労働が多い点があげられる。これらの点を分析すると，第1については個人経営と同じであり，第2についても個人と同様，第3については部落組合で最も典型的である。以上，全般的にみてきても部落組合労働者の労働条件は，雇用保険の適用をうけられる森林組合，会社と比較すれば，その「裸の労働」的性格とあいまって，より劣要であるといえよう。

3. 角館営林署の請負事業体

角館営林署管内の請負事業体は現在2つあり，両者とも定款をもつ任意団体であり，部落組合といえる。昭和52年の秋田営林局全体の部落組合の手による請負事業量は秋田県だけで855 ha，そのうち西木森林造成組合が450 ha（他に民有林209 ha），田沢湖林業組合（隣接の生保内営林署も請負）が209 haと，両者で大半をしめている[2]。以下，不十分であるが2組合の事業概要について記す。

1) 西木森林造成組合

設立は昭和37年で，設立当初の組合員は製材業者5人，薪炭業者5人，営林署退職者2人，森林組合代表者1人，山林所有者，山守など森林管理経験者数名から構成されていた。昭和52年現在では，製材業者3名だけが残り，他は脱落していることなどから，戦前的な部落組合とはいいがたい。第61表により，事業規模の推移をみると，ピークは昭和40年頃で，最近の下降は著

第61表　西木森林造成組合の推移

年　度	組合員（人）	作業員（人）	請負金額（万円）	備　考
昭和36	20	150＋α	—	—
37	29	〃	800	—
38	—	—	1,167	民間，公社造林にも進出
39	—	—	1,600	—
40	—	—	1,800	伐木造材にも進出
45	20	150＋α	—	—
52	3	50	1,300	—

出所：組合資料などより作成。

しい。つぎに，就労者の実態について明らかにする。秋田営林局資料によると昭和52年度の総延人員は，国有林と民有林事業をあわせて，5,820人で，そのうち約半数の2,295人が女子である。就労者58人中，9カ月以上1年未満が3人，6カ月以上9カ月未満が41人，2カ月以上3カ月未満が14名であるが，実態は6カ月以下雇用が最多であると考えられる。平均年令は男45歳，女41歳で，経験年数は6年以上が男女とも半数をしめている。平均賃金は出来高払では，男手作業5,500円，男機械作業6,500円，女手作業4,500円であり，日給払ではそれぞれ5,000円，6,000円，3,500円である。賃金支払形態は，地拵が出来高，植付が日給，下刈が日給出来高併用である。機械所有台数は，刈払機27，チェーン・ソー10，人員輸送車5，乗用車2で，大半が組合員，就労者の個人所有である。

2)　田沢湖林業組合

設立は昭和38年で，設立当初の組合員は7名である。現在の組合員は4名で，営林署退職者1名，製材業者1名，農業従事者2名である。第62表により事業の推移をみると，ピークは昭和40年頃で，西木森林造成組合と同様に最近は急減し，その分だけを民間請負に進出している。つぎに就労者の実態について明らかにする。昭和52年度の総延人員は国有林事業のみで(民間は請負わず)，2,436人であり，女子労働はない。この点は西木森林造成組合とはちがって，就労者つまり兼業農家の農地保有規模がより大きいため，女子労働は主に農業にふりむけられているためとみられる。就労者数35人中，4カ月以上6カ月未満が35人である。また，このうち約2/3は出稼をしている。平均年令は男42歳で，経験年数は6年以上が過半数をしめている。平均賃金は出来高払，男手作業で6,000円，日給払で5,300円である。賃金支払形態は地拵が出来高，植付が日給，下刈が出来高である。機械はすべて個人所有である。

第62表　田沢湖林業組合の推移

年　度	組合員 (人)	作業員 (人)	請負金額 (万円)	備　　考
昭和38	7	100+α	—	国有林のみ
45	5	70	—	—
52	4	35	—	民間にも進出

出所：組合資料などより作成。

注

1) 林業経営者協議会「林経協月報」1965年12月，14頁，「横手市の平鹿地方，大曲や角館の仙北地方では，一方では数年まえから林業労働力が不足を告げはじめて(秋田県では大都市に近い表日本ほどではないが)ことに国有林の地区営林署では大規模な増産と拡大造林計画の実行にネックを生じたところも少なくないようだ」。

2) 同上，15頁，「角館営林署では例の36年以来の国有林の増伐と拡大造林の方針で，田沢湖周辺の地域を開発する田沢計画のスタートで仕事の量が急増した。その労務確保のために請負制度を導入する機運が高まっていた。また村の側から見ると従来から国有林依存の度が高く(木材加工業，製炭業とも)，そこへ木炭

の凋落という事態が加わって，村としては国有林の仕事が滑に進行することが村の経済のためにも必要であるという事情になった」。

第3節 共用林野制度の現状と問題点

1. 共用林野利用の停滞の現状と問題点

木炭生産崩壊以降，山村農民の生活様式が変化を強いられた中で，共用林野利用にみられる変化の最も大きい問題点は，その利用の停滞＝「未利用」にあるといえよう。例えば，薪炭共

第63表 角館営林署共用林野地元農家の薪，石油・プロパン利用率の変化

年度＼利用方法	暖房		厨房	
	薪 (%)	石油・プロパン (%)	薪 (%)	石油・プロパン (%)
昭和 42	93	7	93	7
47	67	33	51	49

出所： 角館営林署「昭和50年度共用林野制度に関する文書」より作成。

第64表 角館営林署普通共用林野の利用状況 (昭和50年度)

相手方名称	共用者数 (人)	契約面積 (ha)	契約採取産物 種類	契約採取産物 数量 (kg)	採取した産物の数量 (kg)	採取期間 (月・日)	採取期間 (日数)
角館町	200	6,129	木の実	400	—	9/1 ～10/31	61
			山菜	10,500	12,500	4/1 ～ 7/31	122
			きのこ類	3,650	3,400	9/1 ～11/30	92
			筍	300	300	5/20～ 6/30	42
田沢湖町	3,000	2,841	山菜	47,500	37,900	4/1 ～ 8/31	153
			きのこ類	5,300	4,470	9/1 ～12/30	101
			筍	2,000	1,300	5/15～ 6/15	32
西木村	2,510	12,255	木の実	550	225	9/1 ～11/30	91
			山菜	61,800	61,430	4/10～ 7/31	102
			きのこ類	3,620	3,260	9/1 ～11/30	91
			筍	350	300	6/1 ～ 6/30	30
中仙町	230	146	山菜	880	880	4/1 ～ 8/31	153
			きのこ類	80	80	9/1 ～10/31	61
			筍	60	60	5/16～ 6/30	46
計	5,940	21,371	木の実	950	225	—	—
			山菜	120,680	112,710		
			きのこ類	12,650	11,210		
			筍	2,710	2,660		

出所： 前掲，第63表と同じ。

用林野について昭和51年の角館営林署の利用実態調査を基にして，その払下げ薪炭材の利用率を算定したのが，第63表である。営林署管内35薪炭共用林組合で，昭和42年を100とした時の昭和47年の利用率は，ほぼ半減しているといえる。また，とくに厨房用において減少が著しいのは，農家の生活様式の中でも食生活の変化が顕著であったことの現れとみられる。ところで，このような「未利用」は，1つには地元農家の生活様式の変化，2つには出稼による薪炭材伐出労働力の不足，3つには薪炭共用林設定地の奥地化，蓄積低下などにより毎年伐採ができなくなったことなどによるものである。「未利用」の反面，オイル・ショック以降地元農家では薪炭共用林に対して，非常用のエネルギー源としての認識を強めている。この結果，「未利用」地の返地を望む国有林との間で矛盾が深まっている。

また，簡易委託林の系譜をひく普通共用林の利用状況は第64表のとおりであるが，共用林設定地に共用林権利所有者外の都市住民が山菜とりに入林することなどによって，地元農家との軋轢を生ずるような事態も出はじめている。

2.　共同作業組織の解体

前述したような「未利用」の原因をとりまとめてみると，そこに1つの大きな問題が浮び上がってくる。それは薪炭共用林野についていえば，その共同作業組織の解体であろう。

角館営林署管内について調査した第65表により分析をすると，以下のようにいえよう。まず第1に，作業形態では個人別が多くなり，共同作業が減少しているといえることである。戦前においては大半が共同作業であったと考えられるが，この共同作業から個人割（別）への移行は，部落共有林などの入会山の移行過程と類似している。ところで，共同作業の減少の要因の1つは，角館営林署管内では主に出稼のため帰村時期が不一致になることである。また，2つに対象団地の変行（大半は奥地林化）という利用地域の変更があげられよう。第2に薪炭共用林野制度への移行形態では，慣行特売と委託林がほぼ半々といえるが，慣行特売の作業形態では個人分割が多く，委託林では共同作業が多いのが特徴といえる。これは，部落共同体的秩序に基づく慣行的土地利用が，委託林でより強く残存しているためであり，共同体や，共同作業の前提が「土地」の占有にあることを示唆している。

第65表　角館営林署における薪炭共用林野組合の現状

移行形態＼作業形態	共同（組合）	個人分割（組合）	計（組合）
委託林より	8	6	14
慣行特売　〃	6	10	16
採草地　〃	1	0	1
対象団地変更　〃	0	4	4
計	15	20	35

出所：前掲，第63表と同じ。

以上のように，委託林制度を支えてきた共同作業形態が，今日ほぼ解体していることは明らかであろう。また，この点は他面では，部落秩序の弛緩＝部落集団の解体過程とも対応している事実でもある[1)]。

3. 薪炭共用林野の部分林への転換

薪炭共用林野の「未利用」，つまり地元側での主体的問題と，奥地林化＝客観的利用条件の悪化の中で，角館営林署の方針としては薪炭共用林野伐採跡地の返地と部分林への転換が昭和42年以降とられてきた。以下，その方針について長くなるが引用する*。

* 「署の指導方法の実態，その他意見等について

現在の利用度からして返地，解約，又は部分林への転用等につき相手方に対して講じたこととしては，昭和44年度に次の事項をもって要請した。

1 共用林野の伐採跡地については国に返地していただきたい。

2 共用林野で植栽できない箇所については共用者の希望があれば共用林野として契約する場合もある。

3 共用林野の伐採跡地を返地しなくとも契約更新の時はその部分について契約しない方針である。

4 未利用の共用林野については，そのまま返地していただきたい。

5 将来共用林野がなくなり，薪材の必要がある場合には，その時点で検討はするが，立木処分跡地の末木枝条或は直営生産跡地からの供給が考えられる。

6 共用林野への返地後は，国がスギなどを造林する。

7 伐採跡地の造林は46年度から実施する考えであるが，出来る箇所については45年度からでも実施する。

8 共用林野に部分林を設定する希望がある場合は共用者が出来る範囲の面積で設定させる」[2)]。

このように，内容は国の側に一方的に有利といえるようなものであり，したがってこの方針に基づく部分林設定もつぎの2つの点で必ずしも地元振興とはいいがたい。つまり，第1に部分林設定は従来からある地元の土地用益権を否定し，国の土地所有権を最終的に確立するものであるからである。また，以上のような方針で昭和42年以降返地が進められてきたが，昭和49年までの実績合計は237 haに至っている。したがって，昭和40年の薪炭共用林野面積2,745 haは，昭和49年には2,405 haに減少している（返地外の減少も含む）。しかしながら，239 haの返地中，部分林に転換しえたのは僅か13 haのみであり，実質的には部分林転換のための返地は，返地のための返地におわっているのが現実である。これが第2の点である。この部分林化の遅れは，地元労働力の不足，薪炭共用林組合の部分林組合への転換の際の困難（薪炭共用林野組合員全てが部分林化を望んでいない）などによるところが大きい。要するに現状では，返地—部分林化政策は必ずしも地元振興に寄与しておらず，これに対して地元の側からは奥地設定地への国費による林道開設，薪炭共用林野や縁故特売からの樽木原木の払下げ（随意契約による5割減額の適用）などの希望が出されており，現状では部分林の増加は困難であると考えられる。

第66表 秋田営林局特定地元対策町村の現状 (昭和50年度)

町村	総面積 (ha)	森林面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	耕地面積 (ha)	人口	就労者数	第1次産業就労者数	山村振興法の指定年 (昭和)	国有林野率 (%)	人口密度	第1次産業就労率 (%)	耕地面積率 (%)
特定30町村合計	872,605	753,692	492,867	47,118	288,729	151,561	71,177	—	56	0.33	52	5
平均	29,087	25,123	16,429	1,571	9,624	5,039	2,373	43	—	—	—	—
西木村	26,557	22,039	13,994	1,239	7,134	3,923	2,232	44	63	0.27	57	5
田沢湖町	67,351	55,242	45,404	2,480	14,826	8,244	3,490	40, 45	82	0.22	42	4

注： 30町村とは比内町，田代町，森吉町，阿仁町，上小阿仁村，藤里町，二ツ井町，八森町，五城目町，河辺町，田沢湖町，西木村，協和町，太田町，東成瀬村，皆瀬村，雄勝町，鳥海村，八幡町，平田町，朝日村，立川町，戸沢村，大蔵村，鮭川村，真室川町，最上町，西川町，朝日町，小国町。
出所： 秋田営林局資料。

第67表 秋田営林局特定地元利用対策町村の国有林野利用の現況 (昭和50年度)

区分 / 町村	国有林野の利用									
	部分林		共用林野		貸付使用		レクリエーションの森		レクリエーション施設	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (km) (ha)
特定30町村合計	1,265	5,165	227	434,872	2,753	3,423	125	61,480	117	183 km 162 ha
平均	42	172	8	14,496	92	114	4	2,049	4	6 km 5 ha
西木村	37	136	25	12,507	42	64	1	11	—	—
田沢湖町	49	175	12	37,601	104	313	14	4,920	15	71 km 2 ha

区分 / 町村	販売および請負 (3ヵ年平均)			国有林の就労者			国有林野に関連する収入				
										木材取引税	
	素材立木販売額 (千円)	林道治山請負額 (千円)	造林請負額 (千円)	定員内	作業員	計	町村歳入総額 (千円)	署就労者税金 (千円)	国有林野交付金 (千円)	総額 (千円)	国有林 (千円)
特定30町村合計	4,393,105	625,554	161,169	1,270	6,181	7,451	49,983,810	90,779	303,562	73,488	51,274
平均	146,437	20,852	5,372	42	206	248	1,666,127	3,026	10,119	2,534	5,768
西木村	29,081	127,832	14,485	10	270	280	1,213,504	1,505	14,906	1,947	1,947
田沢湖町	257,404	5,081	16,118	118	162	280	4,167,345	5,897	20,886	3,869	2,811

注： 前掲，第66表と同じ。 出所： 前掲，第66表と同じ。

4. 国有林地元利用の現況と新しい利用要求

まず，秋田営林局による「国有林野所在地域特定地元利用開発調査」（昭和52年度）に基づき，国有林と地元との経済的関係の現況について明らかにする。分析を進める前に，この調査および対象地設定規準を明らかにすれば，つぎのとおりである*。

* 「国有林野面積の占める比率が高く，農林業以外に主要な産業がなく，耕地面積が少なく，気象，地形等自然条件に恵まれず，かつ現に国有林野の活用が行はれ，又は，将来国有林野の活用を図るべき条件を備えている市町村であって，次の(1)から(5)までの要件を満たすもの，又は特に必要と認めるものを国有林野特別所在地域として選定するものとする。(1)その区域の全部又は，一部が山林振興法(昭和40年法律第64号)第7条1項に基づき指定された振興山林であること。(2)当該市町村の森林面積に占める国有林野面積の割合がおおむね1/3以上であること。(3)当該市町村の総人口に当該市町村数の総面積(ha)で除して得た数値がおおむね1.0 ha以上であること。(5)当該市町村の総土地面積に占める面積の割合がおおむね1/10以下であること」[3]。

以上のように，国有林地帯の山村すべてにではなく，特定の要件をみたす山村のみに絞って（第66表），検討を進めている点に特徴があり，地元対策についての「差別・選別化」を行政効率の見地から意図しているとも考えられる。つぎに，第67表をみると，特定町村合計は30であり，秋田営林局管内町村合計数74の約40％である。これを利用内容別にみてゆくと，営林局総数[4]で部分林は2,215箇所，9,010 ha，貸付地は438箇所，620,813 haとなり，30町合計はいずれも約半数となる。共用林野では営林局総数が438箇所，620,813 ha，レクリエーションの森では89,969 ha，レクリエーション施設では213 kmとなり，30町村合計のしめるウエイトが最高である。このように強く地元利用が存在している30町村の傾向をみてもわかるように，面積総数では30町村合計でも共用林野が最多であるが，レクリエーションの森が第2位の点などからみて，国有林地元施設の中心が，地元要求の新しい変化をふまえて，移行しつつあることが示される。

つぎに，販売および請負額についてみると，素材立木販売額が最多で，ついで林道治山がならび，造林請負は最下位である。また，造林請負中，角館営林署管内の西木村は請負額が最多である。さらに，国有林野に関連する収入をみると，国有林野交付金が最多，ついで営林署就労者税金，木材取引税の順であるが，以上を合計すると町村歳入額の約1％となる。最後に，国有林就労者7,451人が年間平均200万円の収入を得るすれば，総計1,490,200万円となり，地元に散布される金額は最多になることに示されるように，国有林地元地域の雇用問題は，現在最も重要な課題である。

注

1) 東京女子大学史学科「羽後桧木内川流域の民俗，秋田県仙北郡西木村（鎌足，八津，堀ノ内）」昭和38年度郷土調査報告，6～7頁によれば，部落寄合のほかに部落組合としてあったのは，牧野共同組合（共有地），水利組合，木炭組合のみであり，共用林野組合については特別に記されていない。この点から考えると，この期には共用林野組合は早期的に解体，または形式はあったとしても実質的に部落組合としての機能を消失していたものといえようし，この傾向は角館営林署管内の他町村の共用林野組合についても，ほぼ同様

と思われる。

2) 角館営林署「昭和50年度共用林野制度に関する文書」。

3) 秋田営林局資料。

4)「秋田営林局事業統計書」(昭和49年度) による。ただし，管内町村とは国有林野および公有林野等官行造林地所在市町村。

引用ならびに参考文献

1. 論文，実態報告書および文書等

1) 秋田営林局「木炭販売統制」経済更生資料第3輯，昭和10年。
2) 秋田営林局「余剰労働力消化ニ関スル方策」経済更生資料第6輯，昭和10年。
3) 秋田営林局「国有林野及公有林野官行造林地地元農山漁村ニ対スル貯蓄勧奨ノ実績」経済更生資料第9輯，昭和10年。
4) 秋田営林局「昭和10年度委託林実績調」経済更生資料第11輯，昭和11年。
5) 秋田営林局「秋田営林局地元町村勢調」昭和12年。
6) 秋田営林局「国民精神総動員愛林日」『林曹会報』昭和13年4月。
7) 秋田営林局「営林署長会議ニ於ケル原局長訓示」『林曹会報』昭和13年6月。
8) 秋田営林局「秋田県における林業労働力の地域的構造」国有林労働力実態調査報告書第1輯，昭和29年。
9) 秋田営林局「国有林と農山村」昭和33年。
10) 秋田営林局『秋田営林局史』昭和39年。
11) 秋田近代史研究会『近代秋田の歴史と民衆』1969年。
12) 秋 田 県「八森山県模範林造林日誌」明治38～43年。
13) 秋 田 県「秋田県議会議事録」大正15年。
14) 秋 田 県「秋田県農業の動向」昭和25年。
15) 秋 田 県『秋田県農地改革史』昭和28年。
16) 秋 田 県『秋田県林業史下巻』昭和53年。
17) 秋田県仙北郡役所「秋田県仙北郡農事調査報告上，下巻」明治36年。
18) 秋田県田沢湖町教育委員会『田沢湖町史』昭和41年。
19) 秋田県畜産組合『秋田県畜産史』昭和11年。
20) 秋田県農林統計協会「秋田県農村図譜」昭和30年。
21) 秋田県副業協会「秋田県なめこ缶詰製造指針」副業及農村工業資料第7輯，昭和14年。
22) 秋田大林区署「加藤大林区署長ノ訓示要旨　—大正七年十二月十日管内小林区署長会同席上ニ於テ—」『林曹会報』第29号，大正7年。
23) 秋田大林区署「森林労働組合一覧表」『林曹会報』第44号，大正9年。
24) 秋田大林区署「秋田大林区署経営要録」大正10年。
25) 穴見　清「造林事業における請負の問題について」『蒼林』1955年7月。
26) 穴見　清「造林手の作業条件　—主として勤務時間について—」『蒼林』1960年12月。
27) 有永明人「林内殖民制度に関する研究　—北大演習林の林内殖民制度—」『北海道大学農学部演習林研究報告』第31巻第2号，昭和49年。
28) 飯島　浩「国有林経営と地元施設」『林曹会報』昭和45年10月。
29) 飯田　繁「造林請負事業体の研究」『林業経営研究所研究報告』1973年7月。
30) 井上晴丸「独占資本主義の確立」『井上晴丸著作集第4巻』昭和47年。
31) 井上晴丸「日本資本主義の発展と農業および農政」『井上晴丸著作集第5巻』昭和47年。
32) 井上晴丸「協同組合論」『井上晴丸著作集第6巻』昭和47年。
33) ヴェ・イ・レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』(国民文庫版) 1972年。
34) ヴェ・イ・レーニン『農業における資本主義』(国民文庫版) 1970年。
35) ヴェ・イ・レーニン『貧農に訴える』(国民文庫版) 1967年。
36) 大石嘉一郎「国有林利用の発展構造」『東北経済』第15巻，昭和29年9月。

37) 大塚久雄『共同体の基礎理論』1955年。
38) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」『日本林野制度の研究』(古島敏雄編) 昭和42年。
39) 奥地 正「林業労働組織に関する研究 (1)」『林業経営研究所研究報告』1967年11月。
40) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」『立命館経済学』第22巻第5・6号, 昭和49年。
41) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開 —東北・秋田国有林を中心に—」『立命館経済学』第23巻第4号, 昭和49年。
42) 奥地 正「林業生産の『合理化』と林業労働」『日本経済と林業・山村問題』(林業構造研究会編) 1978年。
43) 甲斐原一朗『林業政策論』昭和30年。
44) 角館営林署「昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類」。
45) 角館営林署「昭和50年度共用林野制度に関する文書」。
46) 角館営林署「管内概要」昭和52年。
47) 角館営林署神代事業区卒田担当区「昭和8年度往復文書綴」。
48) 角館小林区署「大正九年度以降慣行地調査並ニ委託林設定ニ関スル調査」大正9年～11年(?)。
49) 加島繁太郎・清水利久『秋田の伐木運材』昭和28年。
50) 計見良宣「秋田県仙北農業地帯の構成」調査資料第13輯, 農民教育協会 1958年。
51) 加藤祐治『日本帝国主義下の労働政策』昭和49年。
52) 神沼公三郎「官行斫伐事業における『伐りだし』労働組織に関する研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』第34巻第2号, 昭和52年。
53) カール・マルクス「第6回ライン州議会の議事 —ライン州人, 第3論文, 木材窃盗取締法にかんする議論」『マルクス・エンゲルス全集第1巻』(大月書店版) 1959年
54) カール・マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』(国民文庫版) 1969年。
55) 川上正道・上原信博『農業政策論』昭和47年。
56) 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体』(I, II, III) 昭和34, 36, 43年。
57) 菊地昌典『ロシア農奴解放の研究』1964年。
58) 菊間 満「国有林経営における造林労働組織と委託林制度 —秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象として—」『第86回日本林学会大会講演集』昭和50年。
59) 菊間 満「国有林経営における造林労働組織と委託林制度 —秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして—」『北海道大学農学部演習林研究報告』第33巻第2号, 昭和51年。
60) 栗原百寿『現代日本農業論』(青木文庫版) 昭和47年。
61) 高知営林局『造林の変遷』1973年。
62) 小林三衛『国有地入会権の研究』1968年。
63) 近藤康男編『牧野の研究』1959年。
64) 近藤康男「百姓山の地代」『農林統計調査』1960年。
65) 坂本一敏「素材生産の構造」『日本林業の生産構造』(倉沢 博編) 昭和36年。
66) 崎山耕作「林業地代と国有林問題」『研究と資料』3, 昭和33年。
67) 潮見俊隆『農村と基地の法社会学』昭和35年。
68) 潮見俊隆編『日本林業と山村社会』1962年。
69) 塩谷 勉『部分林制度の史的研究』1959年。
70) 島崎 稔『日本農村社会の構造と論理』。
71) 島田錦蔵『森林組合論』昭和16年。
72) 島田錦蔵『林政学概要』昭和45年。
73) 島田錦蔵・宮本常一・稲葉泰三『国有林野地元利用状況調査の総括分析』昭和30年。
74) 島 俊雄『明治時代における造林事業の実行形態 —茨城県八溝山国有林造林事業より—』昭和36年。
75) 鈴木尚夫『林業経済論序説』昭和46年。
76) 全国奥地山村振興協会『山村振興叢書第1巻, 林野制度編』昭和34年。
77) 全国奥地山村振興協会『山村振興叢書第2巻, 国有林野施設篇』昭和34年。
78) 全林野労働組合中央本部『山に働人々<第2集>』昭和34年。

79) 田中純一「国有林野事業賃金体系史」『林業経営研究所研究報告』1967年5月。
80) 田中純一「林業における出来高給単価決定に関する研究」『林業経営研究所研究報告』1970年6月。
81) 東京女子大学史学科「羽後桧木内川流域の民俗　秋田県仙北郡西木村（鎌足，八津，堀ノ内)」昭和38年度郷土調査報告。
82) 富木友治『角館の話』昭和38年。
83) 中尾英俊『林業法律』昭和49年。
84) 長岐喜代次『秋田杉への郷愁』昭和44年。
85) 農商務省山林局「造林方法大意（全)」大正元年。
86) 農商務省山林局「本邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」大正10年。
87) 農林省山林局「国有林野ノ市町村別分布及地元施設」昭和12年。
88) 蓮見音彦編「農村社会学」『社会学講座第4巻』1973年。
89) 服部希信『林業経済研究』昭和42年（復刊)。
90) 日南田静真『ロシア農政史研究』1966年。
91) 福武　直『日本農村の社会的性格』1949年。
92) 船越昭治『日本林業発展史』昭和35年。
93) 増田富寿『ロシア農村社会の近代化過程』昭和9年。
94) 松波秀実『明治林業史要』大正8年。
95) 丸山幸一・松村良伍『国有林野法及び国有林野整備臨時措置法の解説』昭和26年。
96) 森　巌夫「国有林の原木特売制度と部落秩序　―福島県双葉郡川内村―」『むらの構造』（近藤康男編著）1955年。
97) 森　巌夫「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」『林業経営研究所研究報告』1964年11月。
98) 森　巌夫「戦後における山村の変貌と林業経営をめぐる諸条件」『林業経営研究所研究報告』1970年1月。
99) 山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』昭和38年。
100) 山形県国有林野経営協議会「地元山村における国有林労働の需給構造に関する実態調査報告書（続)」昭和30年。
101) 山田盛太郎『日本農業生産力構造』1960年。
102) 吉沢四郎「戦後林業労働問題の一検討 (1)」『林業経済』第232号，1968年2月。
103) 林業経営者協議会「林経協月報」1965年12月。
104) 林　野　庁「国有林野地元利用状況調査」(1)～(27)，昭和27～28年。
105) 林　野　庁「森林犯罪の法社会学的研究　―歴史過程の分析―」昭和32年。
106) 林　野　庁「共用林野制度の沿革」1957年。
107) 林　野　庁「共用林野制度実態調査」(I)～(VI)，昭和33～34年。
108) 林　野　庁「国有林地元町の農業経営と国有林雇用労働に関する研究　―秋田県北秋田郡森吉町―」昭和34年。
109) 林　野　庁「部分林および共用林野の実態調査報告書」(1)～(4)，昭和43～44年。
110) 鷲尾良司「戦後国有林野経営の展開過程」『林業の展開と山村経済』（塩谷　勉・黒田迪夫編著）1972年。
111) 渡辺　全『日本林業と農山村経済の更生』昭和13年。

2. 施業案説明書および統計書

1) 角館小林区署「明治39年度以降神代事業区施業案沿革史」明治39～45年。
2) 角館小林区署「明治39年度神代事業区簡易施業案説明書」。
3) 角館小林区署「大正2年度桧木内事業区施業案沿革史」。
4) 角館小林区署「大正3年3月神代事業区普通施業案第1次検訂説明書」。
5) 角館小林区署「大正9年6月桧木内事業区検訂施業案方針書」。
6) 角館小林区署「神代桧木内事業区検訂施業案一部修正説明書」大正12年。
7) 角館営林署「大正12年度神代事業区検訂施業案説明書」。
8) 角館営林署「昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書」。
9) 角館営林署「昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書」。

10) 秋田営林局「秋田営林局事業統計書」大正15年～昭和50年。
11) 秋田大林区署「秋田大林区署統計書」明治35年～大正8年度。
12) 農林省山林局「国有林野一班」大正6年～昭和16年。
13) 林 野 庁「国有林野事業統計書」昭和24年～昭和30年。
14) 秋 田 県「秋田県第27回統計書 (勧業)」明治30, 42年。
15) 秋 田 県「秋田県統計書」昭和24年。
16) 農林省統計調査部「1960年センサス」。
17) 農林省統計調査部「1970年センサス」。

Summary

1. Purpose of study

The purpose of this study is in the historical analysis of semi-feudal character concerned with the relation between consigned forest system and afforestation labor organization. A consigened forest system was one of the most typical local facilties in the national forest managment before Warld War II.

2. Method of study

The author analyzed a consigned forest system from the view point of labor service system. The reason of this is that the consigned forest system in the national forest management before World War II was a way of land renting by landowners. For the most part, the author investigated the consigned forest system in the area being administrated by the Kakunodate District Forest Office belonged to tha Akita Regional Forest Office.

3. Conclusion of study

The author analyzed the developmental process of the local facilities concerned with the afforestation labor organization. From the historical view point, the author classified the process into 4 periods, and concluded as follows:

The period during 1906-1923

A consigned forest system was not put into operation yet. Fuelwood for both personal use and individual business was sold to the local village through the special sale system in the national forest. The national forest had not brought up the village associations to get an afforestation labor.

The period during 1924-1933

A consigned forest system was put into operation. The national forest managment completed the village association of an afforestation labor organization by using the order in villages. In this meaning, a consigned forest association was the only afforestation labor organization in the national forest. Through the consigned forest system, fuelwood for personal use was sold at half price. By doing this, the national forest and the local people have been in the relation between benefits and duties.

The period during 1933-1950

The consigned forest system was succeeded. At the same time, a simple consigned forest system was put into operation. It is not a labor organization but an administrative system to carry out World War II. The consigned forest association was reorganized through this system. The simple consigned forest system is the predecessor of the present cooperative

used forest system.

The period during 1951-1977

A cooperative used forest system was put into operation. Fuelwood for personal use was not sold at half price, and an afforestation labor service was not required. Conseqiently, the semi-feudal relation concerned with local facilities was broken up. On and after 1960, instead of the consigned forest association, capitalists of the labor contract enterprise have been brought up by the national forest management. On ther side, local people do not need to use the cooperative used forest more than before. The national forest managment intends to change the cooperative used forest into the profit sharing forest.